

まつど3つのあいプラン

～「ふれあい」「認め合い」「支えあい」の3つの「あい」～

第4次松戸市障害者計画

第7期松戸市障害福祉計画

第3期松戸市障害児福祉計画

(令和6年度～8年度)

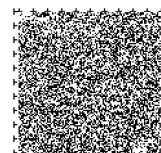
「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、

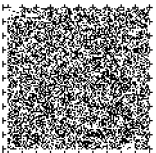
安心して暮らせるまち」

—地域共生社会の実現をめざして—

令和6年3月

松戸市





誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、 安心して暮らせるまち、「まつど」をめざして



松戸市では、平成10年3月に「松戸市障害者計画」、平成25年3月に「第2次松戸市障害者計画」を策定し、障害福祉施策を推進してまいりました。

この間において、平成28年4月に障害者差別解消法や成年後見制度利用促進法が施行され、合理的配慮の提供など、障害者の人権の尊重や判断能力が不十分な人も、その人らしい生活が継続できるよう、地域の権利擁護支援の仕組みづくりが求められるようになりました。本市においては、令和2年度に虐待防止条例を施行し、より一層の権利擁護体制の構築に力を入れているところでございます。

また、前計画期間中においては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が新たに施行されたことに伴い、本市におきましても医療的ケア児等の支援体制の整備を重点施策として推進してまいりました。

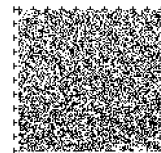
こうした状況を踏まえて策定した「第4次松戸市障害者計画」では、第3次松戸市障害者計画の基本理念である「ふれあい・認め合い・支えあい」－交流を通じて、相互に尊重し、共に生きる－を継承し、地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

そして、複雑化・多様化する地域の課題に対して、関係団体や市民の皆様、行政がともに力を合わせて重層的な支援体制を展開し、障害のある人やそのご家族を地域全体で支えていきたいと思っております。

最後に、本計画の策定にあたり、松戸市障害者計画推進協議会、松戸市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係団体、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。皆様方に心から感謝申し上げますとともに、引き続き本市の障害者施策において、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

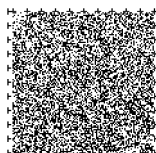
令和6年3月

松戸市長 本郷谷 健次



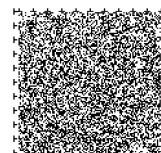
目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画期間	2
4 計画書の構成	3
5 国・県及び松戸市の施策動向	4
6 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関係.....	6
第2章 計画の現状と課題	7
1 現状と課題分析に伴う検討体制	7
2 調査結果	9
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の将来像	19
3 計画の基本目標	20
4 計画の体系図	21
第4章 施策の体系	23
第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進.....	23
1 市民意識の醸成	25
2 地域福祉活動の推進	28
3 権利擁護体制の推進 重点	31
第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援.....	35
1 障害の早期療育につなげるための早期発見	37
2 障害に応じた療育の充実	40
3 特別支援教育等の充実	43
4 医療的ケア児等の支援体制の整備 重点	46
5 高齢期における切れ目のない円滑な支援 新規	50
第3節 生きがいをもった社会参加の促進	51
1 障害のある人への就労の支援 重点	53
2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援.....	56
第4節 自立した地域生活の支援	59
1 障害の原因となる傷病の予防と治療	61
2 障害福祉サービスの充実	64
3 生活の安定のための支援	68
4 相談支援体制の充実 重点	71
5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	74
第5節 安全安心なまちづくりの推進	77
1 生活しやすいまちづくり	79
2 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 重点	82



第5章 第7期松戸市障害福祉計画／第3期松戸市障害児福祉計画	85
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性	85
2 国が定める重点施策と成果目標・活動指標	87
3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	96
4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	106
5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	117
第6章 計画の推進に向けて	119
1 関係機関等との連携	119
2 新たな計画の普及・定着の推進	119
3 計画の進捗状況の点検と評価	120
資料編	121
1 統計資料	121
2 松戸市障害者計画推進協議会条例	134
3 松戸市障害者計画推進協議会委員名簿	136
4 用語集	137

本計画書で、「※」が明記されているものについては、資料編、137頁の用語集にて、用語の解説を掲載しています。



第1章 計画策定にあたって

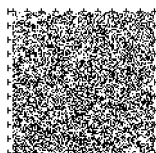
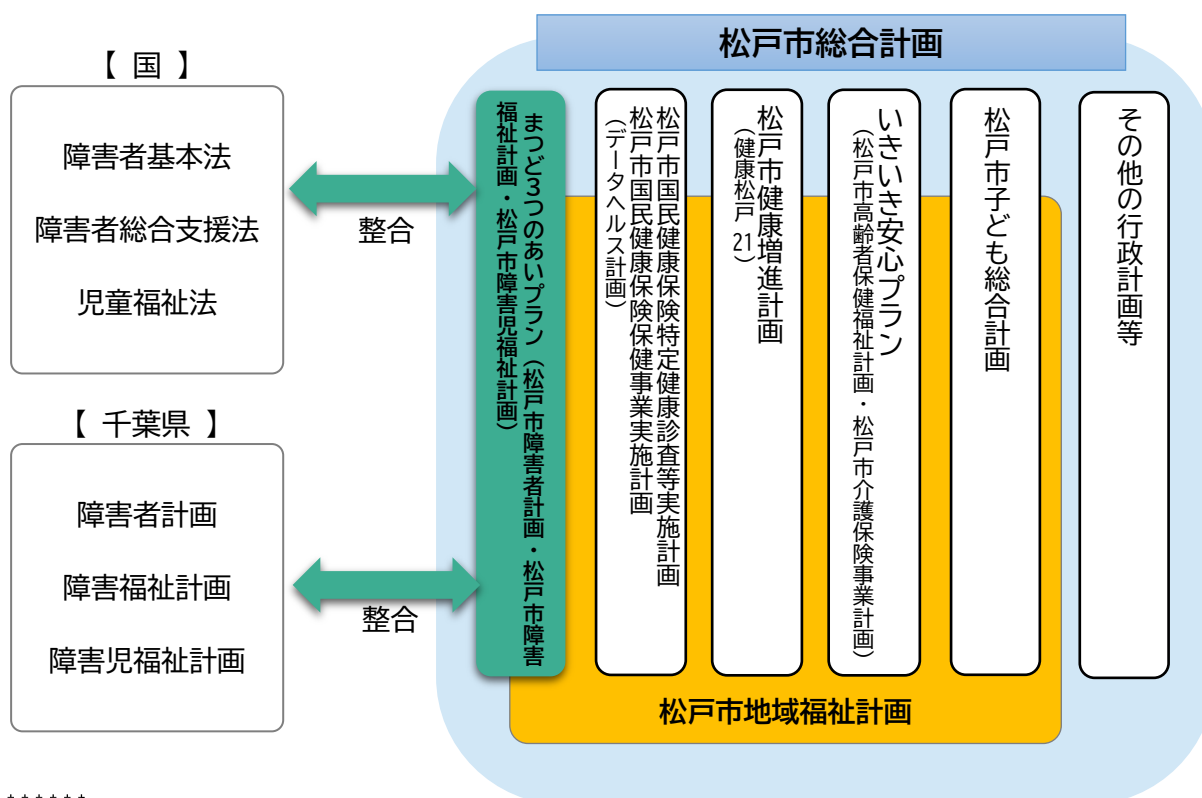
第1章では、本計画の策定趣旨及び概要や計画策定にあたっての国、千葉県、松戸市の直近の障害福祉施策の動向等をまとめています。

1 計画策定の趣旨

本計画は障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を『まつど3つのあいプラン』として一体的に整備するものになります。

「障害者計画」においては障害施策に係る基本的な事項を定め、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は国の基本指針に基づき障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策を示すものとして定めるものになります。

松戸市では、国及び千葉県の障害施策にかかる計画や、市の最上位計画である「松戸市総合計画」、「松戸市地域福祉計画」等の関連計画と整合を図りながら、令和3年度よりこれらの計画を一体的に整備しています。



2 計画の対象

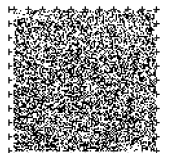
本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害※、難病※等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

さらに、計画に描いた将来像を実現するためには、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。本計画では、「第3次松戸市障害者計画」の考え方を踏襲し、障害のある人・家族、地域・住民、行政それぞれの立場で、主体的に行うことが期待される役割を盛り込み、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

3 計画期間

まつど3つのあいプランの計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次松戸市障害者計画			第4次松戸市障害者計画		
第6期松戸市障害福祉計画 第2期松戸市障害児福祉計画			第7期松戸市障害福祉計画 第3期松戸市障害児福祉計画		



4 計画書の構成

本計画は、以下に示す内容で構成しています。

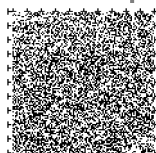
第1章では、計画概要や計画策定にあたっての直近の障害福祉施策の動向等をまとめています。

第2章から第4章は「障害者計画」に関する内容であり、第2章では市が実施した各種調査結果等をもとに、前計画の各種指標値の達成状況や課題について、前計画の構成に沿って整理をしました。第3章、第4章では第2章の内容に基づき、本計画における具体的な指標値の設定や施策内容について提示をしています。

第5章は「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に関する内容となり、国が示す基本指針に沿って、サービス種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を整理しました。

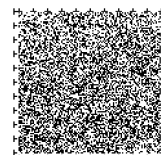
最後に、第6章で計画を推進していくにあたっての方策を示した上で、巻末資料において障害福祉に係る各種統計的な数値等をまとめています。

【章】	【内容】
第1章 計画策定にあたって	計画策定の背景や目的・計画の位置付けと計画期間について整理
第2章 計画の現状と課題	本市の障害福祉にかかる現状・課題を整理
第3章 計画の基本的な考え方	課題を踏まえ、令和6年度からの松戸市障害者計画における基本理念及び将来像を記載
第4章 施策の体系	基本理念の実現に向けた、具体的な取組及び重点取組を記載
第5章 第7期松戸市障害福祉計画／ 第3期松戸市障害児福祉計画	障害福祉サービスに関する実績と課題、見込み量及び確保のための方策を記載
第6章 計画の推進に向けて	関係機関との連携、計画の普及及び計画の進捗に関する方策等、計画の推進体制を記載
資料編	障害福祉に係る各種統計的な数値等を整理

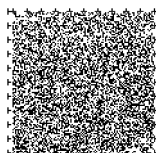


5 国・県及び松戸市の施策動向

年度	国・県	松戸市
平成 25年度	【国】○「障害者の権利に関する条約※」 （障害者権利条約）批准 ○障害者優先調達推進法※施行	○第2次松戸市障害者計画策定 ○基幹相談支援センター※設置
平成 26年度		○法人後見※活動を支援するため、専門職後見人の補助をする市民後見協力員※の養成開始 ○障害者等の移動支援事業の中に、通学・通級※支援を創設
平成 27年度	【国】○第4次障害福祉計画策定 【県】○第五次千葉県障害者計画策定 ○重度心身障害者（児）医療給付制度改正	○第4期松戸市障害福祉計画策定 ○放課後等デイサービス事業の支給基準を拡大
平成 28年度	【国】○障害者差別解消法※施行 ○成年後見制度※利用促進法施行 ○障害者雇用促進法改正 ○発達障害者支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン策定 ○障害者総合支援法改正 ○児童福祉法改正	○3障害の種別ごとの相談窓口としてハートオン相談室※設置 ○障害者差別解消支援地域協議会設置 ○医療的ケア児※の支援のための連携推進会議設置 ○ジョブコーチ※による職場定着支援開始 ○就労・雇用セミナーの開始
平成 29年度	【国】○ユニバーサルデザイン※2020行動計画策定 ○成年後見制度利用促進基本計画策定	○第2次松戸市障害者計画中間評価の実施
平成 30年度	【国】○第4次障害者基本計画策定 ○第5期障害福祉計画策定 ○障害者文化芸術推進法施行 ○障害者総合支援法改正 ○児童福祉法改正 ○社会福祉法の改正 【県】○第六次千葉県障害者計画策定	○第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画策定 ○福祉まるごと相談窓口※設置 ○在宅医療・介護連携支援センター※設置
令和 元年度	【国】○読書バリアフリー※法制定 ○障害者雇用促進法改正	○障害者虐待防止ネットワーク設置 ○障害者地域包括ケアネットワーク設置 ○手話言語条例施行
令和 2年度		○虐待防止条例施行 ○成年後見制度利用促進協議会設置 ○成年後見支援センター※（中核機関）設置 ○重度心身障害者医療費の対象に精神障害者1級を追加



令和 3年度	【国】○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行	○第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画策定（まつど3つのあいプラン） ○小金圏域、常盤平圏域に新たに基幹相談支援センター※を設置し、市内3圏域体制に移行
令和 4年度	【国】○障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法施行 ○児童福祉法改正 ○第5次障害者基本計画策定	○松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金の実施 ○松戸市重症心身障害児通所支援事業所※開所延長支援補助金の実施 ○松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイト※ケア事業補助金の実施 ○松戸市成年後見相談室※設置



6 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関係

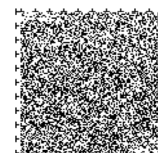
SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成27年度9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年度(2030年)までに達成するために掲げた国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とのターゲットから構成されています。このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、「松戸市総合計画」においても、基本目標の1つとして、SDGsの推進が掲げられており、本計画においても、SDGsが掲げる17の目標にそって施策を整理しています(第3章19ページ参照)。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画で関連すると考えられるSDGsの目標			
	目標3. すべての人に健康と福祉を		目標4. 質の高い教育をみんなに
	目標8. 働きがいも経済成長も		目標10. 人や国の不平等をなくそう
	目標11. 住み続けられるまちづくりを		目標16. 平和と公正をすべての人に

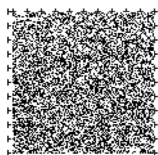
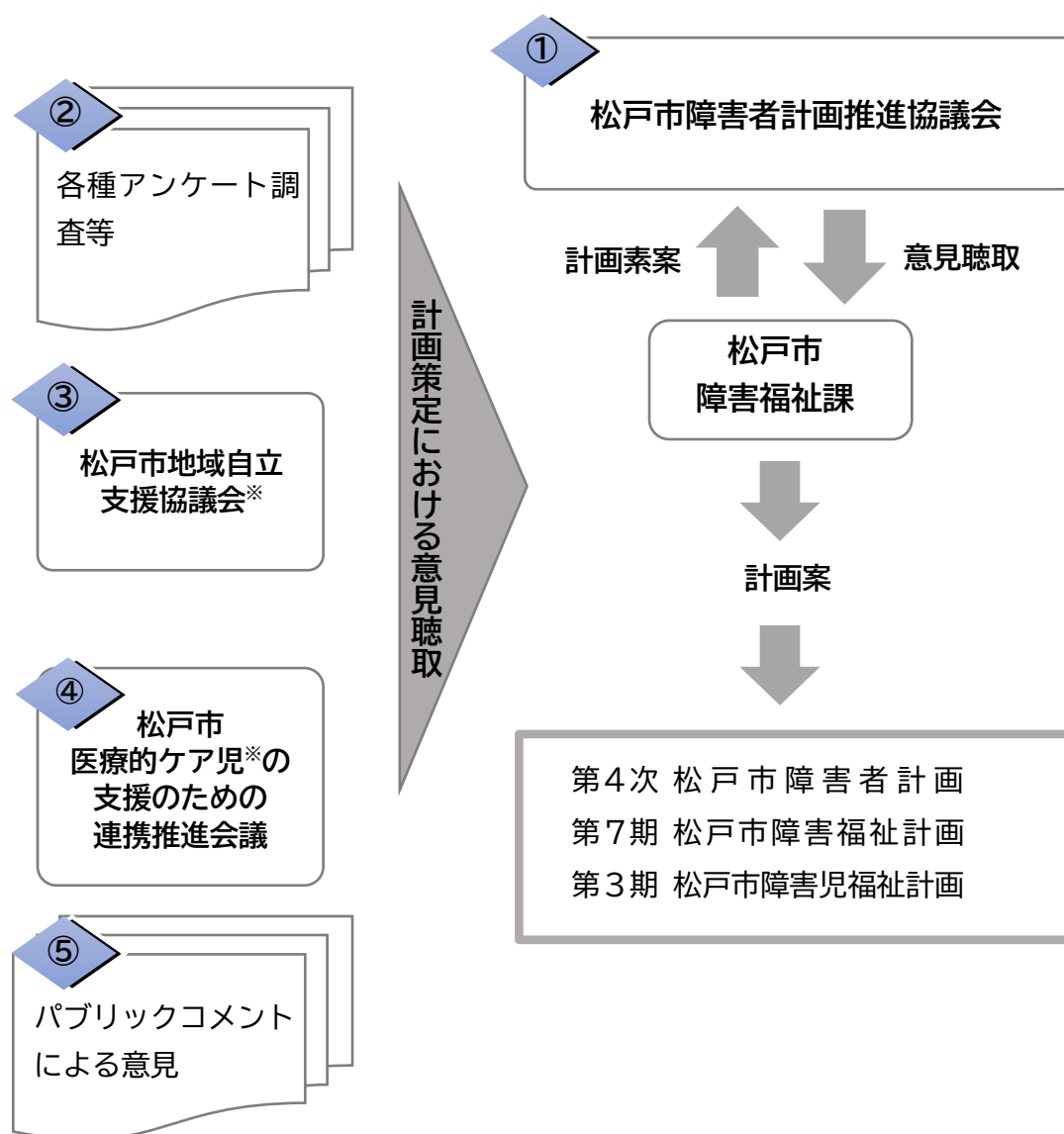


第2章 計画の現状と課題

第2章では、第3次松戸市障害者計画及び第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画を評価するため、アンケート調査や関係団体ヒアリング結果、これまでの取組みや現状を踏まえた課題を整理します。

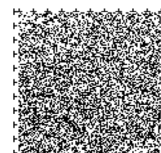
1 現状と課題分析に伴う検討体制

障害者施策に係る現状整理と課題分析を行うため、以下体制にて各関係者から意見聴取を実施しました。意見聴取に伴う分析結果や施策の達成状況については9頁以降で前計画における各節毎に体系的に整理します。



NO	検討手法	実施（調査）期間	内容
①	障害者計画 推進協議会	令和3年10月5日 令和4年7月27日 令和5年1月24日 5月31日 10月24日 令和6年2月20日	松戸市障害者計画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された会議体になります。 学識経験を有する者や障害者福祉に関する事業に従事する者、公募市民等によって組織され、現計画期間中に6回の審議を行いました。
②	各種アンケート 調査等 *	令和4年9月20日 ～ 10月7日 (関係団体ヒアリングのみ11月～12月にかけて順次実施)	計画策定の基礎資料とするため、各種アンケート調査を実施しました。 また、障害に係る当事者団体、基幹相談支援センター*等を対象に関係団体ヒアリングも併せて実施し、障害者計画推進協議会において調査結果内容について議論しました。 (調査概要) 障害者向け調査（18歳以上） 4,000人 障害児向け調査（18歳未満） 1,000人 市民向け調査 1,000人 医療的ケア児向け調査 85人 障害福祉サービス事業所調査 287事業所 関係団体ヒアリング 16団体
③	地域自立支援 協議会	令和5年8月18日 (書面にて意見聴取を別途実施)	障害者等への支援体制の整備を図るための場として、障害者総合支援法に基づき設置している会議体になります。 本計画についても、地域における障害者等への支援体制に関する観点から意見聴取を実施しました。
④	医療的ケア児の 支援のための 連携推進会議	令和5年7月20日	医療的ケア児の支援に関し意見交換・情報共有等を行う場として、設置している会議体になります。 本計画についても、医療的ケア児の支援の観点から意見聴取を実施しました。
⑤	パブリックコメントによる意見	令和5年12月18日 ～令和6年1月17日	広く計画に対する意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

各種アンケート調査等の内容については松戸市ホームページにおいて、令和5年1月24日 障害者計画推進協議会資料として公開しています。



2 調査結果

第1節 地域共生社会※の実現に向けた相互理解の促進

前計画において設定した各種数値目標は、概ね改善傾向にありましたが、目標値に達することはできませんでした。

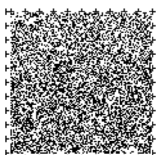
また、地域共生社会、成年後見制度※、合理的配慮※等の用語認知率は改善傾向にありましたが、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合は微増しており、引き続き地域共生社会の実現に向けて施策を検討する必要があります。

➤ 前計画目標値

施策項目	指標値	令和元年度	令和4年度	目標値
市民意識の醸成	「障害のある人とふれあう機会がない」と回答した人のうち「交流したいとは思わない・わからない」と回答した人の割合（市民向け調査）	42.9%	28.4%	21.0%
地域福祉活動の推進	「ボランティア活動に参加したことがある」と回答した人の割合（市民向け調査）	22.1%	20.6%	23.0%
権利擁護※体制の推進	人権を損なう経験について「特にない」と回答した人の割合（障害者向け調査、障害児向け調査）	65.4%(者) 65.5%(児)	67.4%(者) 64.8%(児)	100%

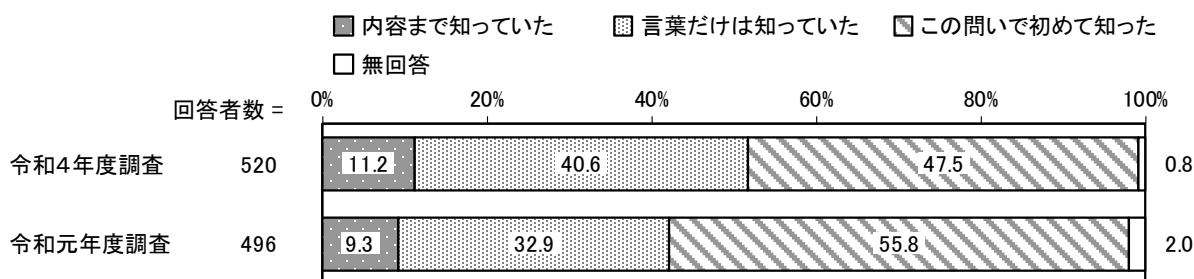
➤ 前計画参考指標

目標	令和元年度	令和4年度	目標値
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合（市民向け調査）	身体 46.2%	身体 47.9%	身体 0%
	知的 57.1%	知的 58.5%	知的 0%
	精神 56.9%	精神 58.5%	精神 0%
「成年後見を知っている」と回答した人の割合（障害者向け調査）	40.7%	43.8%	50.0%
「合理的配慮を知っている」と回答した人の割合（障害者向け調査）	15.9%	19.7%	24.0%



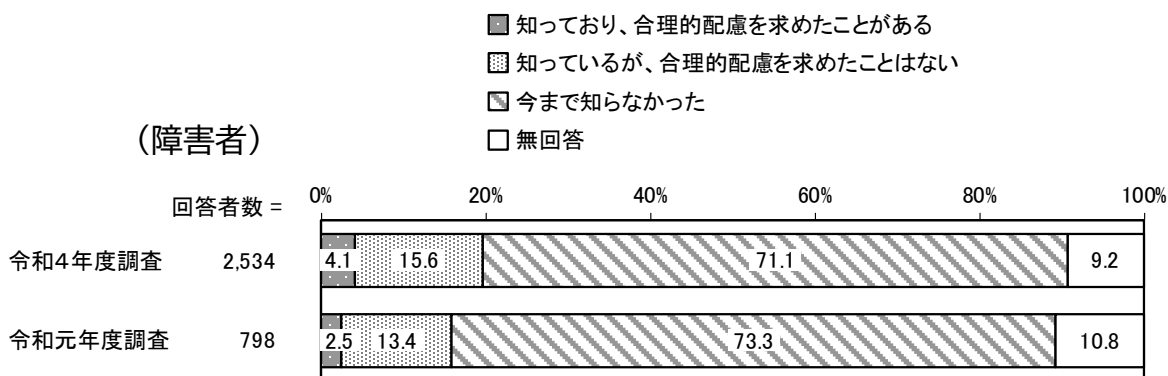
➤ 参考数値

I. 地域共生社会の認知度（市民向け調査）

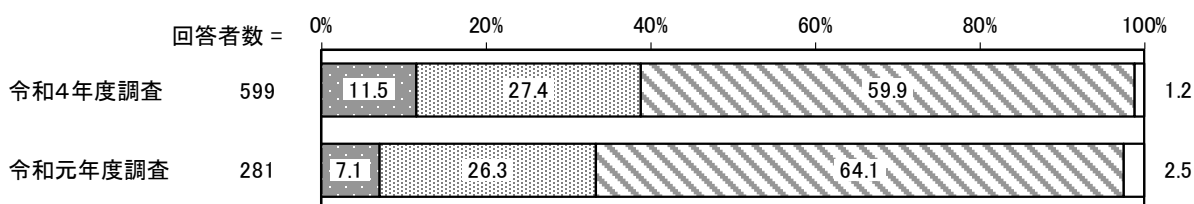


II. 合理的配慮*を知っていますか。また、合理的配慮を求めたことがありますか。
（障害者向け調査、障害児向け調査）

（障害者）



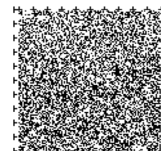
（障害児）



➤ 関係団体ヒアリング意見及び計画推進協議会議論内容（一部略）

- ・ 「福祉バザー」について 新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和されてきて、出店できるようになってきた。当事者たちはやりがいを感じている。この事業は継続して進めてもらいたい。各事業所の製品を販売する機会があまりにも少ない。社会とつながり、利用者の活動の様子を知らせる機会なので、もっと積極的な取り組みにしてほしい。（関係団体ヒアリング）
- ・ 「成年後見支援センター*の設置」について 成年後見は利用者数の伸びが鈍いと聞いている。啓発講演会はとてもいいことだと思うので、「演劇で分かりやすく学ぼう」の動画の視聴期間をもっと長くするなど、たくさんの人に啓蒙する機会を増やしてほしい。（関係団体ヒアリング）
- ・ 地域共生社会、成年後見制度*、合理的配慮等についての認知率は向上している。一方で、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合は増加している。

（R5. 5. 31 障害者計画推進協議会議論）



第2節 ライフステージ※に応じた切れ目のない支援

前計画において設定した各種数値目標は、概ね改善傾向にあり、施設巡回相談件数については当初目標を大幅に上回る件数となりました。

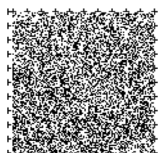
また、「医療的ケアを実施している」と回答した事業所については、令和元年度と比較して増加傾向にありますが、引き続き医療的ケア児※等の支援体制の整備を進めていく必要があります。

併せて、障害者計画推進協議会において、高齢期における切れ目のない円滑な支援が新たな論点として提示されました。ライフステージに応じて利用する福祉サービスも変化していくことが考えられますが、切れ目なく適切な支援を行えるよう、検討を図る必要があります。

➤ 前計画目標値

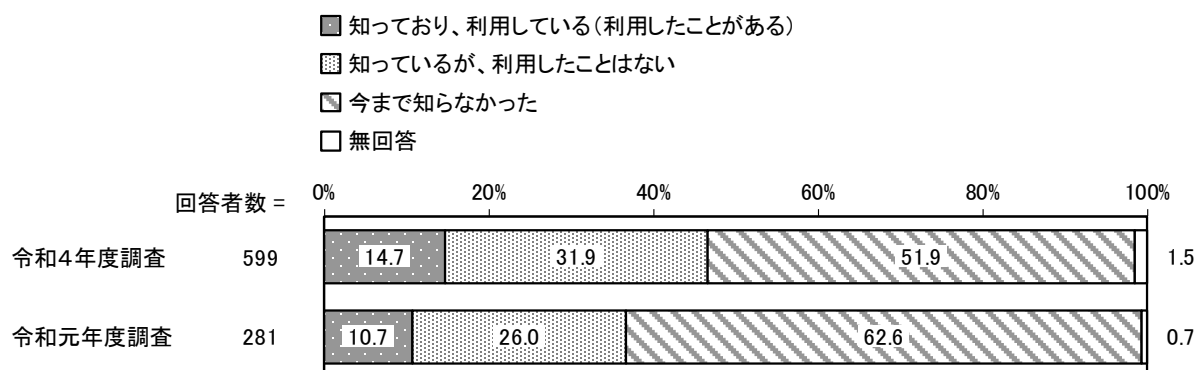
施策項目	指標値	令和元年度	令和4年度	目標値
障害の早期療育※ につなげるための 早期発見	乳幼児健診の受診率	乳児(3-4 か月) 97.8%	95.3%	98.0%
		乳児(6-7 か月) 92.2%	93.3%	95.0%
		乳児(9-10 か月) 91.8%	93.3%	95.0%
		1歳6 か月 97.7%	86.1%	97.0%
		3歳児 93.7%	97.4%	95.0%
障害に応じた 療育の充実	施設巡回相談の件数	201 件	296 件	250 件
特別支援教育等 の充実	知的障害特別支援学級※、 自閉症・情緒障害特別支援 学級の設置数	87.7%	95.3%	100%
医療的ケア児等 の支援体制の整 備 *	「医療的ケアを実施してい る」と回答した事業所の割 合(事業所調査)	4.4% (9/204)	8.9% (19/213)	5.9% (12/204)

* 前計画において対象事業所として訪問看護事業所も含まれていましたが、障害福祉サービスに係る事業所(居宅介護、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス)に限定して新たに数値を整理しています。

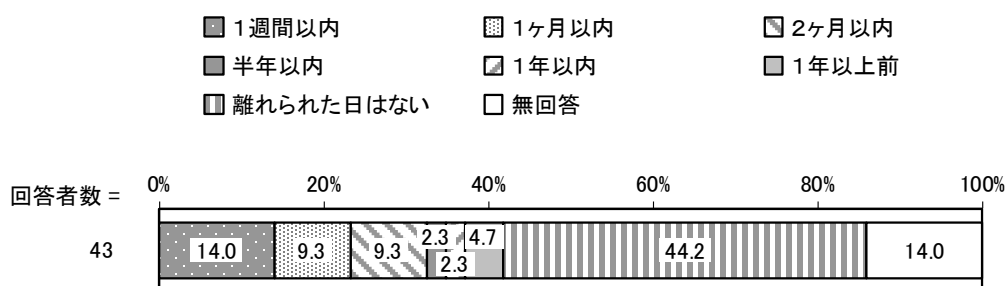


➤ 参考数値

I. ライフサポートファイル[※]の認知率（障害児向け調査）



II. 「主たる介護者」が医療的ケアを含む介護から、丸1日（24時間）離れることができた直近の日数はどのくらいですか（医療的ケア児[※]調査）



➤ 関係団体ヒアリング意見及び計画推進協議会議論内容（一部略）

- ・ 「医療的ケア児等の支援体制の整備」について アンケートからレスパイト[※]へのニーズが明らかになっているにもかかわらず、(現計画では) 具体的な取り組みに、レスパイトの充実に直接関係する事業が掲載されていないように感じる。(関係団体ヒアリング)
- ・ 「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」について 医療的ケア児の支援のための連携推進会議をはじめ、相談（コーディネーター[※]）、計画、サービス提供事業所、子育て支援を中心とした支援体制など、充実した事業を展開出来ている。(関係団体ヒアリング)
- ・ 介護保険制度移行期を見据えた支援を1年前、2年前、3年前からしておくということが重要だというご指摘だと思います。どのようなサービスを使っているのか、それをきちんとモニターして、移行期にあたって遡っていつまでに何をすればよいのかということを具体的に検討していただければと思います。(R5. 1. 24 障害者計画推進協議会議論)



第3節 生きがいをもった社会参加の促進

前計画目標値のうち、法定雇用率※達成企業割合は若干の改善傾向は見られますが、目標値を達成することはできませんでした。一方で、上位計画である松戸市総合計画において、法定雇用率の目標値について新たに整理を図ったことから、障害者計画においても目標値の再整理が必要になります。

ふれあい教室の利用者数は、新型コロナウイルス感染症を理由として一部休講とした影響もあり、減少傾向にあります。感染症の拡大が落ち着いたこともあり、利用者数は今後回復傾向になると考えられますが、同様に目標値の整理が必要になります。

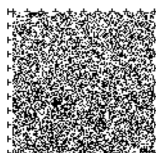
また、アンケート調査結果より、現在は「家庭内で過ごしている」と回答したもののうち、17.2%は就労、通所等を将来希望していることが分かりました。この結果からも、「生きがいをもった社会参加の促進」を引き続き推進していく必要があることが分かります。

➤ 前計画目標値

施策項目	指標値	令和元年度	令和4年度	目標値
障害のある人への就労の支援	松戸市内の法定雇用率達成企業割合	46.9%	47.0%	100%
地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援	障害者福祉センター※ふれあい教室の利用者数	4,725人	4,031人	5,500人

➤ 前計画参考指標

目標	令和元年度 (H29-R1年度)	令和4年度 (R2-R4年度)	目標値
3年間の福祉施設から一般就労※した人数 (内訳:正規雇用者数、非正規雇用者数)	307人 (61人、246人)	321人 (79人、242人)	390人 (100人、290人)



➤ 参考数値

I. 将来日中をどのように過ごしたいですか（障害者向け調査）

区分 縦軸・・・現在 横軸・・・将来の希望	回答者数（件）	勤務したい 正職員として、松戸市内企業で	勤務したい 正職員として、松戸市外企業で	勤務したい 正職員以外として、松戸市内企業で	勤務したい 正職員以外として、松戸市外企業で	在宅勤務をしたい	自営業を営みたい	利用したい 障害のある人のための就労施設を	利用したい 障害のある人のための就労施設以外の通所サービスを利用したい	病院などのデイケアを利用したい	学校に通いたい	家庭内で過ごしたい	その他	特にない	無回答
正職員として、松戸市内企業に勤務している	58	65.5	—	6.9	—	3.4	1.7	1.7	—	—	—	6.9	1.7	6.9	5.2
正職員として、松戸市外企業に勤務している	167	13.8	39.5	3.0	1.8	7.8	1.2	1.2	0.6	—	0.6	10.2	4.2	12.6	3.6
正職員以外として、松戸市内企業に勤務している	82	18.3	2.4	42.7	1.2	2.4	1.2	1.2	1.2	—	—	8.5	6.1	7.3	7.3
正職員以外として、松戸市外企業に勤務している	166	10.8	17.5	10.8	27.1	4.2	0.6	1.8	—	0.6	—	6.0	5.4	9.0	6.0
在宅勤務をしている	25	8.0	4.0	4.0	—	52.0	8.0	—	—	—	—	12.0	—	4.0	8.0
自営業をしている	82	1.2	—	1.2	—	2.4	50.0	2.4	—	—	—	17.1	6.1	11.0	8.5
障害のある人のための就労施設を利用している	156	10.9	5.1	5.1	1.3	5.1	0.6	47.4	2.6	—	0.6	3.2	3.8	7.7	6.4
障害のある人のための就労施設以外の通所サービスを利用している	214	2.8	—	0.9	—	0.9	0.5	4.2	51.4	3.3	—	13.1	3.3	11.2	8.4
病院などのデイケアを利用している	44	6.8	—	2.3	—	—	—	2.3	4.5	36.4	—	6.8	9.1	13.6	18.2
学校に通っている	15	13.3	33.3	—	6.7	6.7	6.7	6.7	—	—	13.3	—	6.7	6.7	—
家庭内で過ごしている	1,143	2.5	1.0	1.7	0.5	3.2	0.9	2.1	2.8	2.2	0.3	54.2	4.1	16.1	8.5
その他	168	4.8	2.4	1.8	—	2.4	—	1.8	4.2	2.4	—	19.0	16.1	39.3	6.0

➤ 関係団体ヒアリング意見及び計画推進協議会議論内容（一部略）

- ・ 「就労支援・雇用の促進及び安定」について 手帳を所持していない難病*患者はこれらの施策の蚊帳の外である。ビッグ・ハートでもほとんど事例がないとのこと。多くの難病患者は1人で抱え込んで頑張っているのが現状である。千葉労働局が行っている難病患者就職サポーターについて周知して欲しい。（関係団体ヒアリング）
- ・ 「優先調達推進法*の周知・啓発」について 優先調達推進法について、松戸市として県内で高い水準になったと思うが、一箇所に集中するということがあり、今後どのように進めていくのが課題。（関係団体ヒアリング）



第4節 自立した地域生活の支援

前計画において設定した各種数値目標は、概ね改善傾向にありましたが、目標値に達することはできませんでした。基幹相談支援センター※の認知率は年々改善傾向にありますが、障害福祉サービス利用者も同様に増加傾向にあることから、引き続き認知率の向上に努める必要があります。

また、基幹相談支援センターや指定特定計画相談支援事業所への支援の必要性についても協議会の中で重点的に議論がされました。相談支援体制の充実を図り、適切な障害福祉サービスを利用いただくためにも、これらの課題に対応した施策の検討が必要になります。

また、障害者計画推進協議会において親亡き後の支援についても重点的に議論されており、緊急一時支援の更なる充実が求められています。

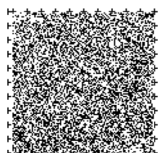
➤ 前計画目標値

施策項目	指標値	令和元年度	令和4年度	目標値
障害の原因となる傷病の予防と治療	特定健康診査の受診率	36.2%	34.8% (見込み値)	60.0%
障害福祉サービスの充実	基幹相談支援センターによる地域の人材育成・ネットワーク構築の研修等の実施回数	7回 (コロナの影響で2回中止) 延べ参加者 313人	9回 延べ参加者 250人	9回 延べ参加者 393人
相談支援体制の充実	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合 (障害者向け調査)	11.4%	23.2%	50.0%
情報アクセシビリティ※の向上及び意思疎通支援の充実	「手話をコミュニケーションの手段として積極的に学んで使いたい」と回答した人の割合 (市民向け調査)	3.4%	7.7%	10.0%

➤ 前計画参考指標

目標	令和元年度	令和4年度	目標値
ウェブアクセシビリティ※の品質基準である日本工業規格 AA 等級準拠を継続 *	AA 等級	AA 等級	AA 等級

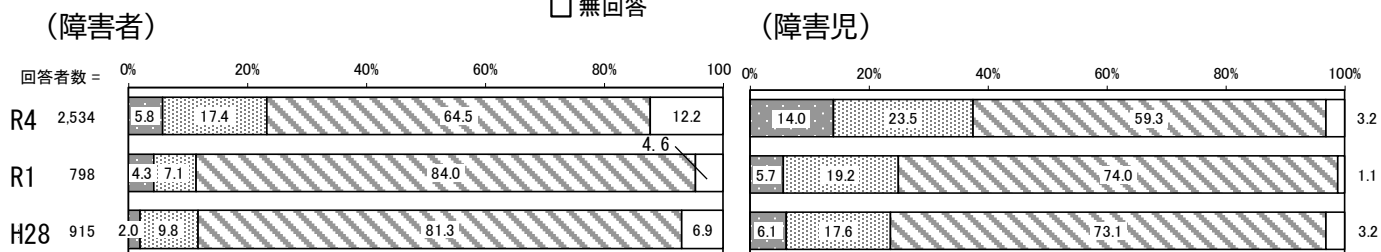
* ウェブアクセシビリティについて、総務省作成のみんなの公共サイト運用ガイドラインの中で、公共機関においては日本工業規格 AA 等級に準拠することが求められています。



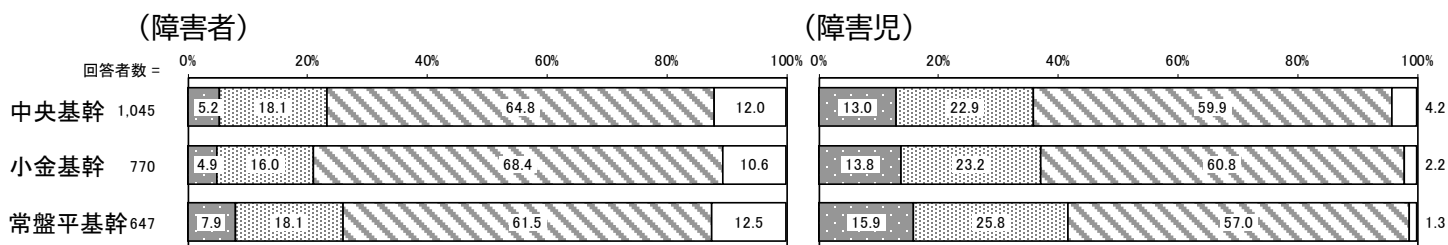
➤ 参考数値

I. お住まいの地域の基幹相談支援センター※を知っていますか。(障害者向け調査、障害児向け調査)

- 知っており、利用している(利用したことがある)
- ▨ 知っているが、利用したことはない
- ▩ 今まで知らなかった
- 無回答

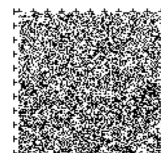


[R4 年度 センター別認知率]



➤ 関係団体ヒアリング意見及び計画推進協議会議論内容 (一部略)

- ・ 「基幹相談支援センター支援事業・障害者相談支援事業」について 基幹相談支援センターと相談支援の連携というのをしっかり謳ってほしい。相談支援員たちもかなり基幹には期待しているし、頼りたいと思っているけれども、基幹がかなり忙しいとか、電話に出てもらえないとか、業務内容がとても多いというのが出ている。基幹と相談支援が連携して、相談支援をフォローアップできる支援体制をつくって、地域の計画相談をもっと充実させてほしい。(関係団体ヒアリング)
- ・ 「ひきこもり支援事業」について ひきこもりは当事者全てが障害者ではないため、障害分野での相談窓口抵抗がある当事者・家族もいる。障害分野に限らず、様々な分野での相談窓口や居場所の充実が必要である。(関係団体ヒアリング)
- ・ 指定特定計画相談支援事業所について サービス等利用計画※の作成率は減少傾向にあり、相談員数も減少傾向にあります。事業所アンケート調査においても、人員数が不足していると回答した事業所が多く、人員体制等を理由にサービス提供を断った割合が、他のサービスと比較しても多い傾向にあります。(R5. 1. 24 障害者計画推進協議会議論)
- ・ アンケートにおいて「これから特に力を入れてほしい障害者施策は、保護者などがなくなった後の生活支援の充実が障害者で 28.6%、障害児で 57.6%でした。また障害別では知的障害の 38.3%がグループホームなどの整備を挙げていました。自由記述欄には「親亡き後」への不安や、施策への期待が圧倒的に多く記載されています。(R5. 1. 24 障害者計画推進協議会議論)



第5節 安全安心なまちづくりの推進

前計画において設定した各種数値目標は、バリアフリー※に係る計画工程の見直しや、制度の周知不足等により、目標値に達することはできませんでした。

一方で、参考指標として掲げていた安心安全メールの登録者数は、感染症関連のメール配信を開始したことに伴い、登録者数が急増しています。

また、障害者計画推進協議会においては「親亡き後」の問題についても議論が交わされており、日中サービス支援型グループホームについても今後計画的に整備を図る必要があります。

➤ 前計画目標値

施策項目	指標値	令和元年度	令和4年度	目標値
生活しやすいまちづくり	道路のバリアフリー※化地区別完了率	11.8%	11.8%	17.6%
防犯・防災及び感染症等の対策の推進	避難行動要支援者名簿※貸出件数	103件	77件	100件

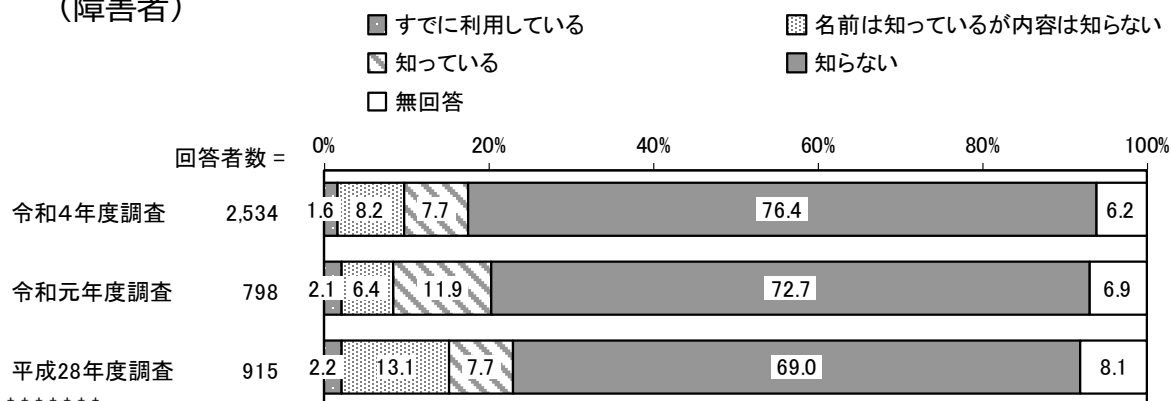
➤ 前計画参考指標

目標	令和元年度	令和4年度	目標値
安心安全メールの登録者数	24,641人	47,377人	35,000人

➤ 参考数値

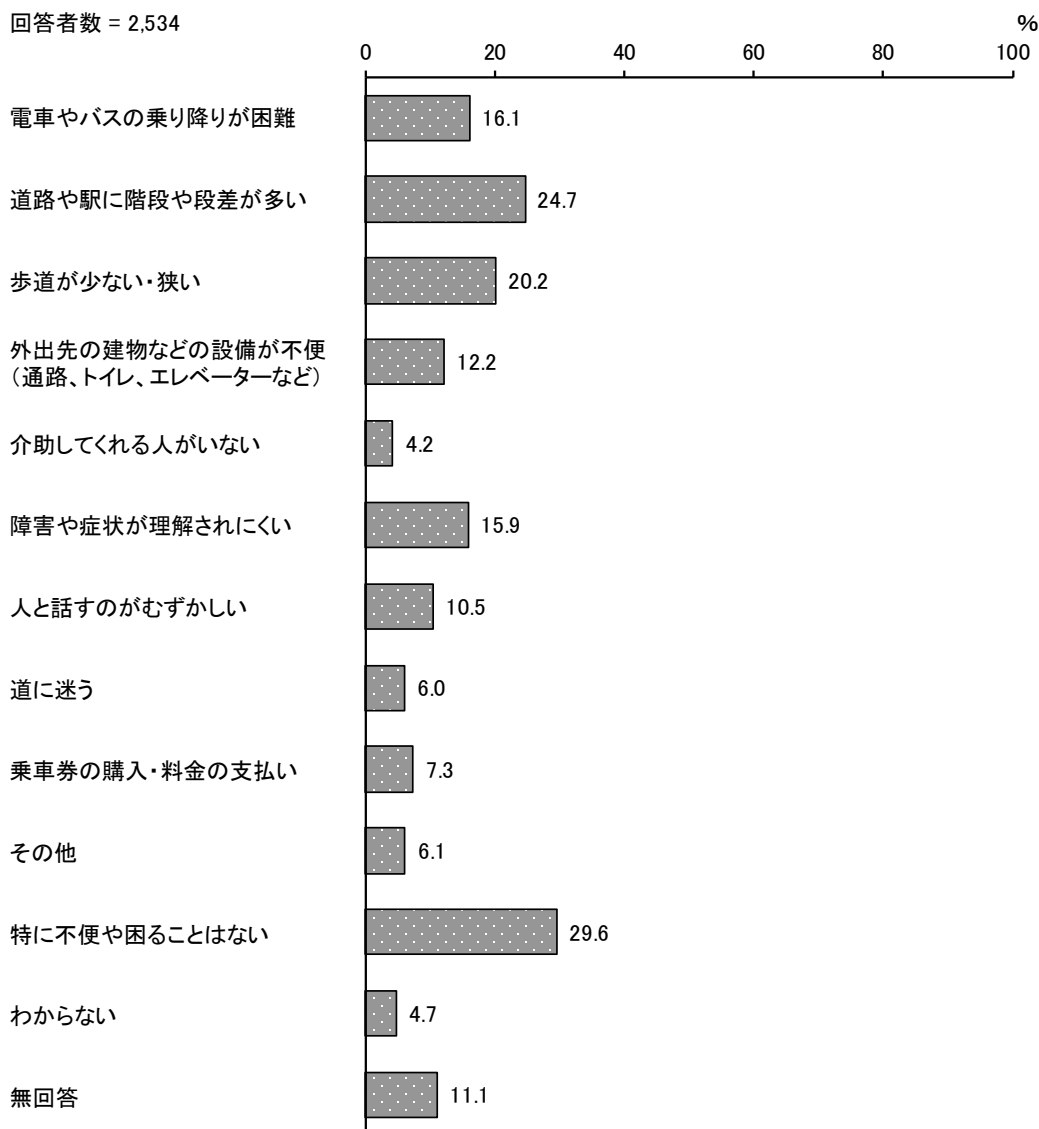
I. あなたは、避難行動要支援者避難支援制度※を知っていますか。
(障害者向け調査)

(障害者)



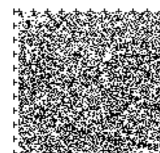
II. 外出のとき、困ることがありますか。(障害者向け調査)

回答者数 = 2,534



➤ 関係団体ヒアリング意見及び計画推進協議会議論内容 (一部略)

- ・ 「避難支援体制の整備」避難所で障害者の存在を知らせる「バンドナ」を作成したのは良いと思います。(関係団体ヒアリング)
- ・ 「防災や感染症等対策に関する障害福祉サービス事業所との連携」災害時における障害者等の避難場所や避難計画は状況次第で、臨機応変が前提になると思われる。ここでも対人関係に問題がある精神障害者・家族への対応が難しい。(関係団体ヒアリング)
- ・ 「親亡き後」の問題というのは切実で、緊急一時はもちろんです、レスパイト※ケア的なショートステイの数を増やす、それから将来的にグループホームのような親亡き後の問題を総合的に考えていく必要があります。(R5.1.24 障害者計画推進協議会議論)



第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、2章の内容に基づき本計画における基本理念及び将来像を設定し、計画の内容について体系的に整理しています。

1 計画の基本理念

本計画では、「障害者基本法」の理念にのっとり、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現を目指すため、第3次松戸市障害者計画の基本理念と将来像を継承し、計画を推進します。

基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」
—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

ふれあい・・・障害のある人となない人との交流の場や機会を設けることによって相互理解を目指します。

認め合い・・・差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も、ありのまま認め合える社会を目指します。

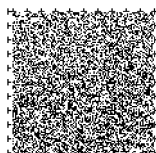
支えあい・・・人々の横のつながりをつくり、万一のときにも安心な住み続けたいまちを目指します。

2 計画の将来像

障害の有無にかかわらず“住んでよいまち”と実感できるとともに、基本理念を実現していくため、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」—地域共生社会^{*}の実現をめざして—を将来像とし、「地域・住民」「障害のある人・家族」「行政」が一体となり施策を推進します。

将来像

**「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」**
—地域共生社会の実現をめざして—



3 計画の基本目標

基本理念「ふれあい・認め合い・支えあい」—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—の実現に向け、3つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 お互いに個性を尊重し、人格を認め合う

(第1節) 地域共生社会[※]の実現



障害のある人が自分らしく、いきいきとした地域生活を送れるように、障害のある人、ない人との交流を通して、相互理解を深めるとともに、地域における支え合い活動を進めます。

また、障害を理由に不利益を被ることのないよう、人権の尊重や権利擁護[※]の取組みを推進します。

基本目標2 自分らしく生きがいのある生活の実現

(第3節、第4節)

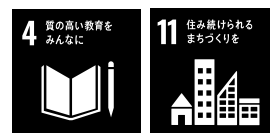


障害のある人が地域で生きがいをもって生活する上で、雇用・就労の機会の拡充に努めるとともに、生活の糧を自ら得ることができるばかりでなく、人とのふれあいの場となるスポーツや文化活動をととした社会参加を促進します。

また、地域で障害のある人が自立した生活を送れるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。

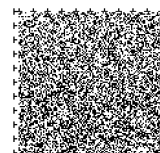
基本目標3 安心して暮らせるまちの実現

(第2節、第5節)



障害の原因となる傷病の予防や早期発見、早期療育[※]・早期治療を充実するとともに、医療的ケア児[※]等の支援体制を整備し、障害のある人のライフステージ[※]に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、公共施設等のバリアフリー[※]化の更なる推進や万一の災害時に対応できる体制の整備・充実を努め、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちを目指します。



4 計画の体系図

[基本理念]

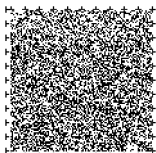
「ふれあい・認め合い・支えあい」
— 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる —

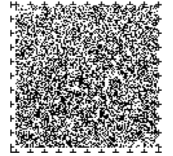
[将来像]

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」
— 地域共生社会の実現をめざして —

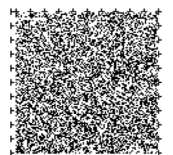
[基本目標]

- 1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現
(第1節)
- 2 自分らしく生きがいのある生活の実現
(第3節、第4節)
- 3 安心して暮らせるまちの実現
(第2節、第5節)





第1節 地域共生社会の 実現に向けた相互 理解の促進 23頁～	(1) 市民意識の醸成	「障害のある人とふれあう機会がない」と回答した人のうち「交流したいとは思わない・わからない」と回答した人の割合 現状値 (R4) 28.4% → 目標値 (R8) 21.0%																				
	(2) 地域福祉活動の推進	「ボランティア活動に参加したことがある」と回答した人の割合 現状値 (R4) 20.6% → 目標値 (R8) 23.0%																				
	(3) 権利擁護※体制の推進 重点	人権を損なう経験について「特になし」と回答した人の割合 現状値 (R4) 67.4% (障害者) → 目標値 (R8) 70% (障害者) 64.8% (障害児) → 70% (障害児)																				
第2節 ライフステージ※ に応じた切れ目の ない支援 35頁～	(1) 障害の早期療育※につな げるための早期発見	乳幼児健診の受診率 <table border="1"> <tr> <td>乳児 (3-4か月)</td> <td>95.3%</td> <td>乳児 (3-4か月)</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>乳児 (6-7か月)</td> <td>93.3%</td> <td>乳児 (6-7か月)</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>乳児 (9-10か月)</td> <td>93.3%</td> <td>乳児 (9-10か月)</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月</td> <td>86.1%</td> <td>1歳6か月</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>97.4%</td> <td>3歳児</td> <td>97%</td> </tr> </table> 現状値 (R4) → 目標値 (R8)	乳児 (3-4か月)	95.3%	乳児 (3-4か月)	98%	乳児 (6-7か月)	93.3%	乳児 (6-7か月)	95%	乳児 (9-10か月)	93.3%	乳児 (9-10か月)	95%	1歳6か月	86.1%	1歳6か月	97%	3歳児	97.4%	3歳児	97%
	乳児 (3-4か月)	95.3%	乳児 (3-4か月)	98%																		
	乳児 (6-7か月)	93.3%	乳児 (6-7か月)	95%																		
	乳児 (9-10か月)	93.3%	乳児 (9-10か月)	95%																		
	1歳6か月	86.1%	1歳6か月	97%																		
3歳児	97.4%	3歳児	97%																			
(2) 障害に応じた療育の充実	施設巡回相談の件数 現状値 (R4) 296件 → 目標値 (R8) 320件																					
(3) 特別支援教育等の充実	特別支援教育巡回指導員の派遣要請率 現状値 (R4) 66.1% → 目標値 (R8) 80%																					
(4) 医療的ケア児※等の支援 体制の整備 重点	「医療的ケアを実施している」と回答した事業所の割合 現状値 (R4) 8.9% → 目標値 (R8) 10.3%																					
(5) 高齢期における切れ目の ない円滑な支援 新規																						
第3節 生きがいをもった 社会参加の促進 51頁～	(1) 障害のある人への就労の 支援 重点	松戸市内の法定雇用率※達成企業割合 現状値 (R4) 47% → 目標値 (R8) 50.0%																				
	(2) 地域とつながるスポー ツ・文化活動等の支援	障害者福祉センター※ふれあい教室の利用者数 現状値 (R4) 4,031人 → 目標値 (R8) 5,000人																				
第4節 自立した地域生活 の支援 59頁～	(1) 障害の原因となる傷病の 予防と治療	特定健康診査の受診率 現状値 (R4) 34.8% → 目標値 % * 現状値、目標値ともに R6.3 月策定の国保データヘルス計 画で定める予定であり、数値は未定です。																				
	(2) 障害福祉サービスの充実	基幹相談支援センター※による地域の人材育成・ネットワーク 構築の研修等の実施回数及び延べ参加者 現状値 (R4) 9回 → 目標値 (R8) 9回 250人 300人																				
	(3) 生活の安定のための支援	緊急一時支援の認知率 現状値 (R4) 12.3% (障害者) 25.0% (障害児) 16.7% (障害児) → 目標値 (R8) 35.0% (障害児)																				
	(4) 相談支援体制の充実 重点	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合 現状値 (R4) 23.2% → 目標値 (R8) 50.0%																				
第5節 安全安心なまち づくりの推進 77頁～	(5) 情報アクセシビリティ※ 向上及び意思疎通支援の 充実	「手話をコミュニケーションの手段として積極的に学んで 使いたい」と回答した人の割合 現状値 (R4) 7.7% → 目標値 (R8) 10.0%																				
	(1) 生活しやすいまちづくり	道路のバリアフリー※化地区別完了率 現状値 (R4) 11.8% → 目標値 (R8) 17.6%																				
	(2) 防犯・防災及び感染症等 の対策の推進 重点	避難行動要支援者名簿※貸出件数 現状値 (R4) 77件 → 目標値 (R8) 379件																				




第4章 施策の体系

第4章では、基本理念の実現に向けた、本計画における具体的な指標値の設定や施策内容について掲載をしています。

第1節 地域共生社会[※]の実現に向けた相互理解の促進

地域共生社会の実現に向け、前計画と同様の指標値設定を行いました。

また、更なる指標値の改善に向け、障害者虐待防止法、障害者差別解消法[※]、成年後見制度[※]に関するパートナー講座の開催や障害者記念事業におけるボランティアの受け入れを新たな施策メニューとして盛り込んでいます。

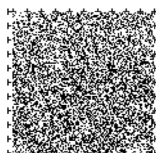
 第1節に関する課題分析は9頁をご覧ください。

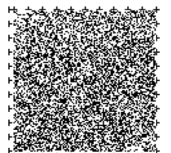
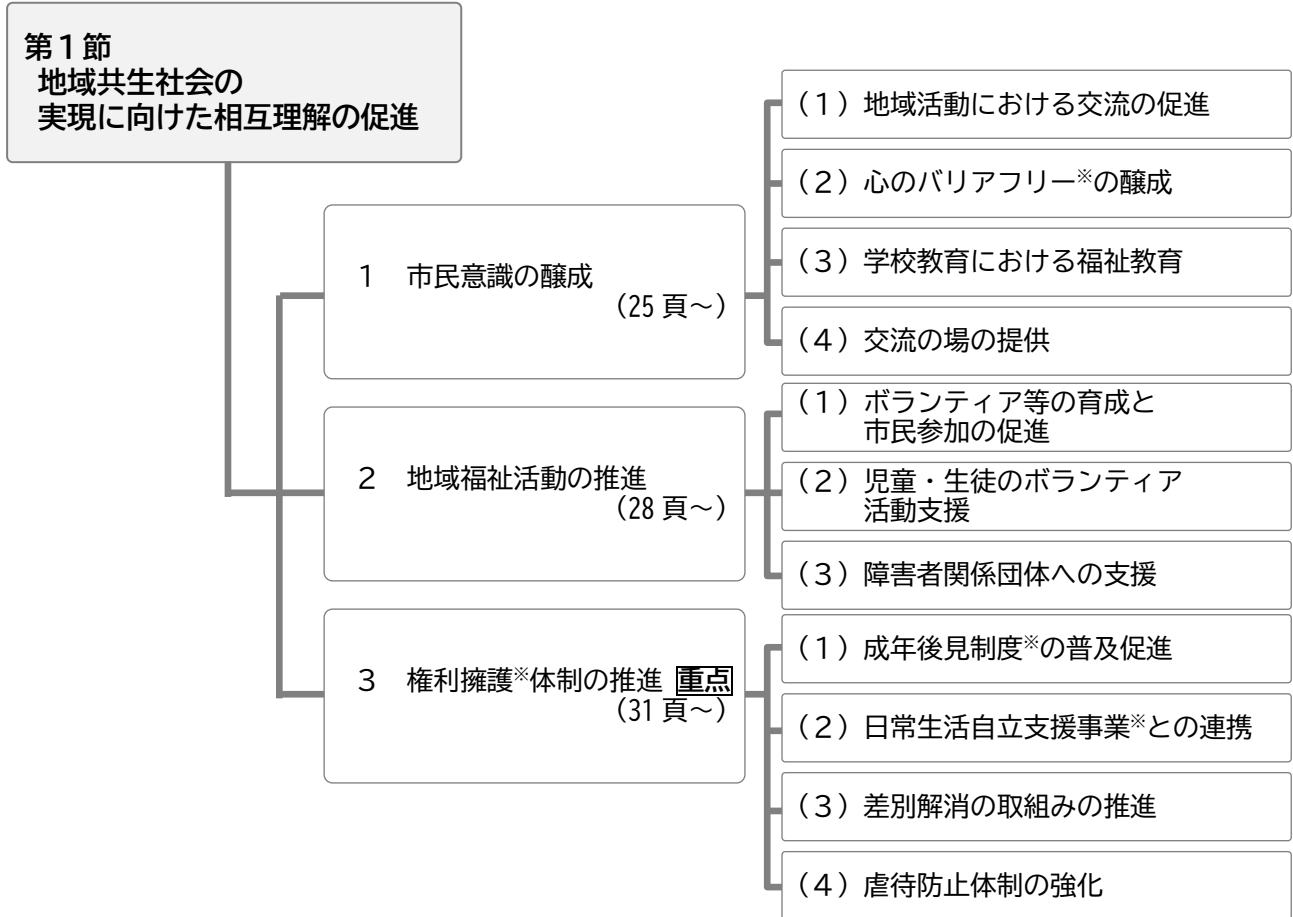
目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
市民意識の醸成	「障害のある人と触れ合う機会がない」と回答した人のうち「交流したいとは思わない・わからない」と回答した人の割合	28.4%	21.0%	市民アンケート調査 (市民向け)
地域福祉活動の推進	「ボランティア活動に参加したことがある」と回答した人の割合	20.6%	23.0%	市民アンケート調査 (市民向け)
権利擁護 [※] 体制の推進	人権を損なう経験について「特にない」と回答した人の割合	67.4% (障害者) 64.8% (障害児)	70.0% (障害者) 70.0% (障害児)	市民アンケート調査 (障害者・障害児向け)

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合	身体障害者 47.9% 知的障害者 58.5% 精神障害者 58.5%	身体障害者 38.0% 知的障害者 48.0% 精神障害者 48.0%	市民アンケート調査 (市民向け)
「成年後見を知っている」と回答した人の割合	43.8%	50.0%	市民アンケート調査 (障害者向け)
「合理的配慮 [※] を知っている」と回答した人の割合	19.7%	24.0%	市民アンケート調査 (障害者向け)





1 市民意識の醸成

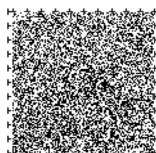
(1) 地域活動における交流の促進

障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害に対する理解を深められるよう、障害者週間^{*}などの機会を通じてイベントを開催します。また、松戸市社会福祉協議会等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	障害者週間記念事業	C	A	A	障害者週間の周知啓発及び障害者の社会参加、障害者と市民が触れあうことを目的としたイベントを実施します。また、市民ボランティアの受け入れ等を通じて、障害者への理解促進を図ります (新型コロナウイルスの影響により R3年度は代替イベントを開催)。	障害福祉課 健康福祉会館
2	福祉バザー	B	B	B	障害者就労施設等 [*] の自主生産品の販売会を市役所通路連絡にて毎月開催することやその他イベントに出店し、障害者の社会参加の機会や市民と障害者との交流を図ります。	障害福祉課
3	ふれあい広場	C	C	B	地域住民が子どもから大人まで世代を超え、年齢や障害の有無にかかわらず、楽しみながら交流を深めることを目的として、障害当事者団体やボランティアの参加・協力のもと開催します（新型コロナウイルスの影響により R3-R4年度は一部中止）。	社会福祉協議会
4	ふれあい・いきいきサロン	C	B	B	地域住民が気軽集える場所をつくることで、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を推進します。高齢者や障害者、子育て家庭を対象にしたサロンを運営します（新型コロナウイルスの影響により R3年度は一部中止）。	社会福祉協議会



(2) 心のバリアフリー※の醸成

障害や性別、年齢にかかわらず、だれもが互いを尊重し、支えあい暮らしている共生社会の実現に向けて、啓発用冊子を作成、配布します。そして、あらゆる機会を利用して啓発に努め、市民の心のバリアフリーを醸成していきます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	各学校における「人権・福祉教育」の充実	B	B	B	教職員に向け人権に関する研修会を実施します。また、各学校に県教育委員会作成「学校人権教育指導資料」を配布し、人権教育を推進します。	学習指導課
2	啓発用冊子「心のバリアフリー（やさしさ いっぱい みんなの まち）」の配布	B	B	B	心のバリアフリーの醸成を目的に、市民グループと協働で子どもたちにもわかりやすい啓発冊子を作成し配布します。松戸市ホームページにも掲載しており、ダウンロードして入手することも出来るようにします。	交通政策課

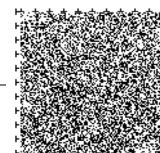
(3) 学校教育における福祉教育

学校、団体、企業等に対し、生徒等の福祉体験学習の支援を行い、障害のある人を理解するための機会を持つことにより、障害のある人への思いやりや連帯感を育み、障害に対する偏見や差別の意識がなくなるよう取り組みます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	福祉教育	B	B	B	学校、団体、企業等に対し、養成した「福祉教育サポーター」を派遣したり、福祉体験用具の貸し出しを行い、生徒等の福祉体験学習の支援をします。また、小中高等学校に対し、福祉教育を推進することを目的に、助成金を交付します。	社会福祉協議会



(4) 交流の場の提供

障害のある人への理解を深めることを目的として、当事者団体やボランティアの参加・協力のもと、ふれあい広場や福祉教育による交流の場を提供します。

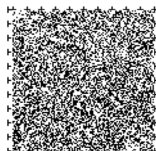
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ふれあい広場【再掲】	C	C	B	地域住民が子どもから大人まで世代を超え、年齢や障害の有無にかかわらず、楽しみながら交流を深めることを目的として、障害当事者団体やボランティアの参加・協力のもと開催します（新型コロナウイルスの影響により R3-R4年度は一部中止）。	社会福祉協議会
2	福祉教育【再掲】	B	B	B	学校、団体、企業等に対し、養成した「福祉教育サポーター」を派遣したり、福祉体験用具の貸し出しを行い、生徒等の福祉体験学習の支援をします。また、小中高等学校に対し、福祉教育を推進することを目的に、助成金を交付します。	社会福祉協議会

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベント等に積極的に参加するようにします。 自分のできることで地域に参加するようにします。 障害のある人の現状を地域に発信するようにします。 学校教育における障害のない子どもとの交流の場に参加するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流します。 地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにします。 特別支援学校※・学級と地域の交流の場に積極的に参加します。 親子で障害のある人について話す機会・考える機会をつくるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関を中心に交流の機会と場の提供をします。 広報等を活用し、地域における交流イベントを積極的に周知・PRします。 特別支援教育を推進します。 特別支援学校・学級との交流及び共同学習を推進します。 地域と特別支援学校・学級の交流を支援します。



2 地域福祉活動の推進

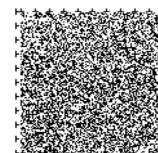
(1) ボランティア等の育成と市民参加の促進

市民の福祉に対する理解と関心を高め、社会福祉協議会と連携し、地域福祉を支えるボランティアの発掘及び育成を行い、活動の促進を図ります。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連 部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ボランティア活動推進事業	B	B	B	ボランティア活動の総合相談窓口として、ボランティアをしたい人と支援を求める人を結ぶためのコーディネートを行い、ボランティア活動の活性化を図ります。また、ボランティアの情報を発信し、広く市民へボランティア活動を啓発、ボランティア活動者の育成やボランティア活動保険の受付等を行い、ボランティア活動者をサポートします。	社会福祉協議会
2	福祉教育【再掲】	B	B	B	障害のある人への理解をより深めてもらうよう、障害当事者の講話を希望する学校に対し、当事者を紹介します。また、職員と一緒に福祉体験学習を支援するボランティアを養成し、学校や地域等に派遣します。	社会福祉協議会



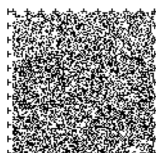
(2) 児童・生徒のボランティア活動支援

子どもたちにボランティア活動を体験する機会を設けることで、障害に対する正しい理解を身につけます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連 部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	障害者週間※記念 事業【再掲】	C	A	A	障害者週間の周知啓発及び障害者の社会参加、障害者と市民が触れあうことを目的としたイベントを実施します。また、市民ボランティアの受け入れ等を通じて、障害者への理解促進を図ります (新型コロナウイルスの影響により R3年度は代替イベントを開催)。	障害福祉課 健康福祉会館



(3) 障害者関係団体への支援

障害のある人が身近な地域でその人らしい生活ができるよう、障害者関係団体への支援を充実していきます。

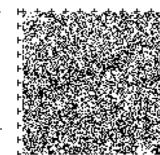
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	高次脳機能障害※者支援	C	C	B	「高次脳機能障害者及び家族の集い」を中核地域生活支援センター※「ほっとねっと」と協同開催し、当事者の輪を広げ、情報交換を行います（新型コロナウイルスの影響等により R3-R4年度は中止）。	障害福祉課
2	助成事業	B	B	B	精神障害者の家族を対象とした地域に開かれた相談窓口を開設する市内の福祉団体に対し、こころの相談事業により助成金を交付します。	社会福祉協議会
3	共同募金運動	B	B	B	支援を必要としている人たちが安心して暮らすことができるよう、共同募金運動によって集められた募金を福祉施設・団体等に配分します。	福祉政策課 社会福祉協議会
4	福祉カー貸出し	B	B	B	市内に住む車いす利用者の社会参加の促進と、介護者の負担軽減を目的に、車いす対応車両の貸出しを実施します。	社会福祉協議会
5	障害者団体・ボランティア団体支援	B	B	B	健康福祉会館に登録している障害者団体・ボランティア団体に施設や設備を貸出します。	健康福祉会館

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体の活動内容などの情報を積極的に発信します。 ・ボランティアとの交流、相互理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味・関心を持つようにします。 ・地域のボランティア活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等を活用して、ボランティア情報や障害者団体の情報を発信します。 ・障害者関係団体に対する支援を充実します。



3 権利擁護※体制の推進 重点

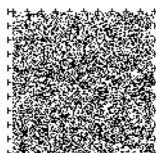
(1) 成年後見制度※の普及促進

成年後見制度に係る啓発用リーフレットを配布するとともに、早期の段階から成年後見制度の利用ができるよう、今後も市民の理解と普及促進に努めます。
また、市民後見協力員※の養成を行い、地域で支える体制を目指します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	成年後見制度の普及啓発	B	B	B	市民等に対する成年後見制度普及啓発講演会等の開催、成年後見制度に関わる関係機関を集め、協議会を開催し、松戸市の成年後見制度について協議します。成年後見制度に関する相談窓口はNPO法人しぐなるあいずへ委託して実施します。	障害福祉課 地域包括ケア推進課
2	成年後見制度相談支援	B	B	B	成年後見制度に関する市民からの相談に対応します。	障害福祉課 地域包括ケア推進課
3	市長申立て	B	B	B	適切な申立人がおらず、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市からの申立てを行います。	障害福祉課 地域包括ケア推進課
4	成年後見制度利用における費用の助成	B	B	A	本人・親族申立てにおける費用の助成や成年後見制度報酬助成を実施し、利用者負担の軽減を行います。	障害福祉課 地域包括ケア推進課
5	市民後見協力員※養成講座	B	B	B	成年後見制度における法人後見※の活動を支援する市民後見協力員の養成講座及びスキルアップのための研修を開催します。	障害福祉課 地域包括ケア推進課
6	パートナー講座	-	-	A	障害者の権利擁護として、障害者虐待防止法、障害者差別解消法※、成年後見制度について、市内在住・在勤・在学の人を対象にパートナー（出前）講座を実施します。	障害福祉課



(2) 日常生活自立支援事業※との連携

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会の実施している日常生活自立支援事業との連携を図り、障害者の人権や財産、権利を擁護するための取組みを引き続き推進します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	日常生活自立支援事業	B	B	B	判断能力が十分でないために、適切なサービスの提供を受けられない人に対して、福祉サービスの利用援助や預貯金の払い戻し・預け入れ、各種支払いの支援をします。	社会福祉協議会

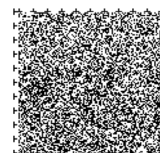
(3) 差別解消の取組みの推進

差別に係る相談体制の充実の検討や、講演会や研修会の開催により、障害のある人への差別解消に向けて市民に対して正しい知識の普及啓発を図るとともに、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮※を引き続き実施します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	障害者差別相談センター	B	B	B	障害者差別に関する市民からの相談に対応します。	障害福祉課
2	従事者向け障害者差別解消法研修会	B	B	B	障害者の権利擁護※を図るため、事業所向けの啓発活動として研修会を開催します。	障害福祉課
3	市民向け障害者差別解消法講演会	B	B	B	障害者差別解消法について市民へ広く普及啓発するため、講演会を開催します。	障害福祉課
4	市職員向け障害者差別解消法研修	B	B	B	障害者の権利擁護を図るため、市職員向けの啓発活動として研修を実施します。	障害福祉課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
5	市職員向け文書説明会	B	B	B	文書のユニバーサルデザイン※という視点に立ち、障害者差別解消法及びSPコードについて説明を行い、誰もが分かりやすい文書の作成について全庁へ周知します。	文書管理課
6	障害者差別解消支援地域協議会	B	B	B	障害者差別に関する相談事例等について、地域の関係機関で情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを協議します。(障害者虐待防止ネットワークと一体的に運営します。)	障害福祉課
7	パートナー講座【再掲】	-	-	A	障害者の権利擁護※として、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度※について、市内在住・在勤・在学の人を対象にパートナー（出前）講座を実施します。	障害福祉課

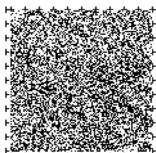
(4) 虐待防止体制の強化

虐待防止条例を踏まえた、虐待に係る相談体制の充実や、障害者虐待防止センターの周知啓発を図るとともに、障害者虐待防止法に関する積極的な啓発活動を実施し、障害のある人の虐待防止体制の強化に取り組めます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

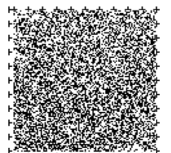
No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	障害者虐待防止センター	B	B	B	障害者虐待に関する市民からの相談に対応します。	障害福祉課
2	従事者向け障害者虐待防止法研修会	B	B	B	障害者虐待の防止を図るため、事業所向けの啓発活動として研修会を開催します。	障害福祉課
3	市民向け障害者虐待防止法講演会	B	B	B	障害者虐待防止法について市民へ広く普及啓発するため、講演会を開催します。	障害福祉課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
4	障害者虐待防止ネットワーク	B	B	B	障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図るため、会議等を通して市の関係機関及び民間団体との連携を強化します。(障害者差別解消支援地域協議会と一体的に運営します。)	障害福祉課
5	虐待防止連携推進会議	B	B	B	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するため、情報共有、意見交換等を行います。	障害福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭センター
6	パートナー講座【再掲】	-	-	A	障害者の権利擁護※として、障害者虐待防止法、障害者差別解消法※、成年後見制度※について、市内在住・在勤・在学の人を対象にパートナー（出前）講座を実施します。	障害福祉課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・対応を配慮してもらいたいときは、合理的配慮※を申し出ます。 ・判断に迷ったときや後見人が必要なときは、各相談窓口等に相談するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の人権が侵害されないよう配慮します。 ・障害のある人の虐待を発見したときは速やかに障害者虐待防止・障害者差別相談センター※に通報します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止・障害者差別相談センター、成年後見制度の周知啓発を図ります。 ・各機関と連携し、講演会を開催します。




第2節 ライフステージ※に応じた切れ目のない支援

前計画において、特別支援学級※の設置数を指標値として掲げていましたが、一定程度整備が進んだことから、「特別支援教育巡回指導員の派遣要請率」を新たな指標値として設定しました。

また、「4 医療的ケア児※等の支援体制の整備」においては、医療的ケア児支援のための新たな取り組みとしてはじまった「医療的ケア児等の家族に対するレスパイト※ケア事業補助金」、「重症心身障害児通所支援事業所※開所延長支援補助金」を施策メニューとして盛り込んでいます。

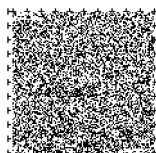
併せて、新たな施策として「5 高齢期における切れ目のない円滑な支援」を明記しました。高齢期において介護保険制度等のサービス利用を新たに検討される方に対し、サービスを円滑に継続利用できるよう、支援体制の構築を検討します。

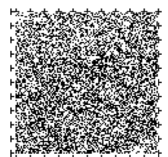
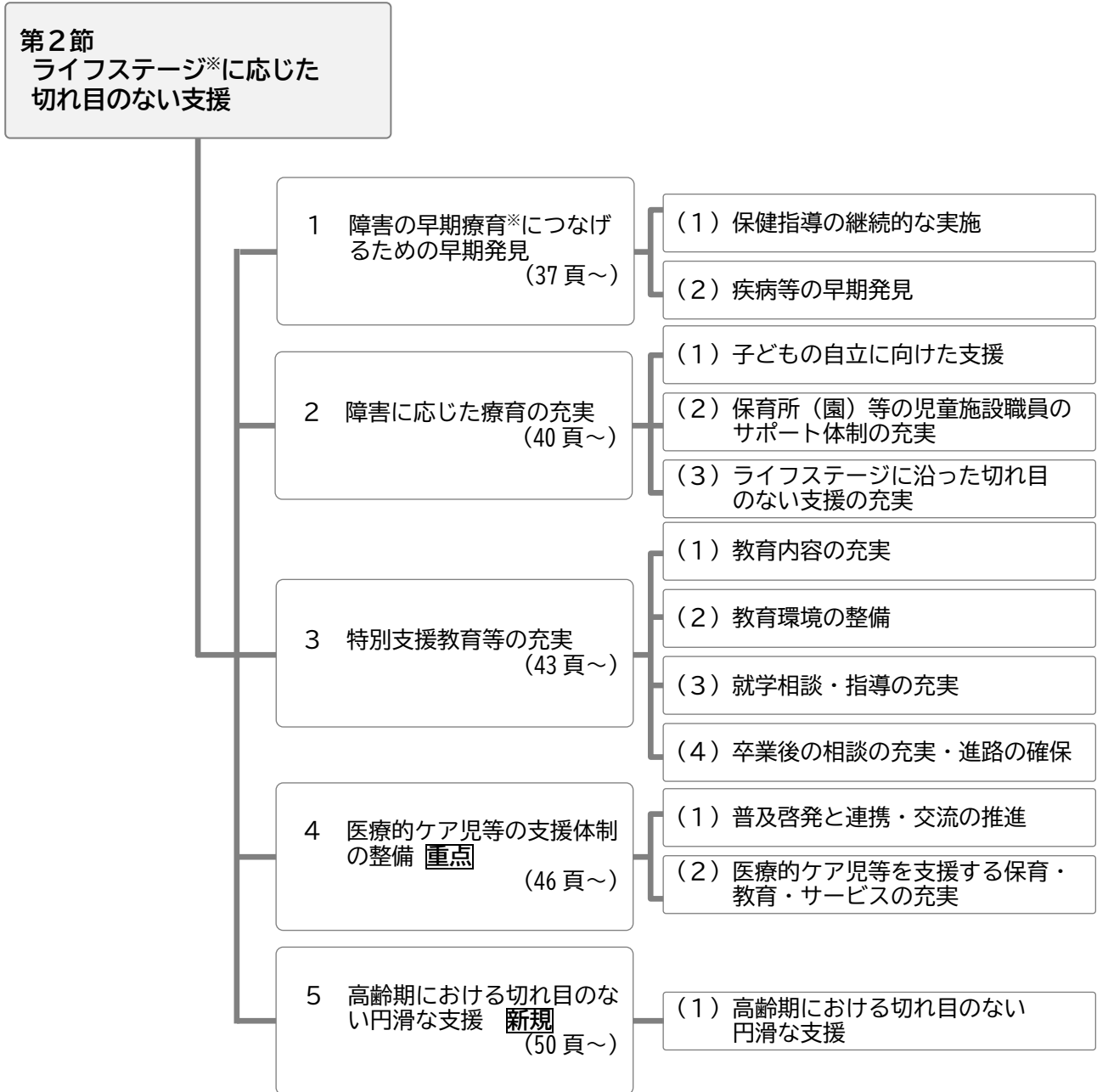
なお、本計画において具体的な取り組みとして明示していませんが、地域自立支援協議会※等においては、就学時の移行問題についても問題提起されました。今後、高齢者の円滑な移行支援と同様に、切れ目のない支援体制を構築するための検討が必要になります。

 第2節に関する課題分析は11頁をご覧ください。

目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
障害の早期療育※につなげるための早期発見	乳幼児健診の受診率			実績値
	・乳児(3-4 か月)	95.3%	98.0%	
	・乳児(6-7 か月)	93.3%	95.0%	
	・乳児(9-10 か月)	93.3%	95.0%	
	・1歳6か月	86.1%	97.0%	
	・3歳児	97.4%	97.0%	
障害に応じた療育の充実	施設巡回相談の件数 (療育を必要としている児童がいる民間保育園、公立保育所、幼稚園等の施設職員を対象とした巡回相談)	296件	320件	実績値
特別支援教育等の充実	特別支援教育巡回指導員の派遣要請率	66.1% (43校/65校)	80% (52校/65校)	実績値
医療的ケア児等の支援体制の整備	「医療的ケアを実施している」と回答した事業所の割合	8.9% (19/213)	10.3% (22/213)	障害福祉サービス事業所調査





1 障害の早期療育※につなげるための早期発見

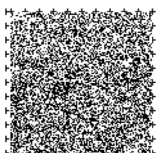
(1) 保健指導の継続的な実施

妊産婦や新生児、乳幼児に対する健康相談、訪問指導、健康や育児に関する講座・教室等の開催など、親子ともに適切な保健指導が受けられるように整備します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ママパパ学級	C	B	B	初めて母親・父親になる人が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させます。(新型コロナウイルスの影響により R3年度は一部中止)。	こども家庭センター
2	市民健康相談室	B	B	B	保健師が本庁、各支所の市民健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診等各種届出等を行います。	こども家庭センター
3	新生児（産婦）訪問指導	B	B	B	生後 28 日未満の赤ちゃんがいる家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。	こども家庭センター
4	乳児家庭全戸訪問	B	B	B	生後 4 か月を迎える前までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。	こども家庭センター
5	赤ちゃん教室	C	B	B	概ね 1 歳までの赤ちゃんと保護者を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合いを実施します(新型コロナウイルスの影響により R3年度は一部中止)。	こども家庭センター



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
6	離乳食教室	C	B	B	生後4～5か月頃の赤ちゃん（第1子）をもつ保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての話と離乳食の作り方を実演します（新型コロナウイルスの影響によりR3年度は一部中止）。	こども家庭センター

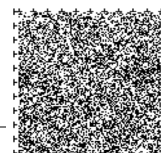
（2）疾病等の早期発見

乳幼児期における健康診査を引き続き実施し、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

具体的な取組み

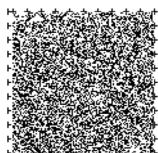
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	乳児健康診査	B	B	B	乳児期の心身の異常の早期発見により、乳児の健康の保持増進を図るために、委託医療機関において、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児に対し、健康診査を実施します。	こども家庭センター
2	乳児股関節健診	B	B	B	乳児期の股関節の異常の早期発見、早期治療を目的とし、委託医療機関において、3～4か月児に対し、健康診査を実施します。	こども家庭センター
3	1歳6か月児健康診査	B	B	B	満1歳6か月に達し、満2歳に達しない幼児に対して問診、身体測定、小児科医による診察、歯科医師による診察、個別相談を実施します。必要時、後日心理士による個別相談を実施します。	こども家庭センター
4	3歳児健康診査	B	B	B	満3歳5か月に達し、満4歳に達しない幼児に対して、身体測定、尿検査、視覚検査、問診、小児科医による診察、歯科医師による診察、個別相談を実施します。必要時、後日心理士による個別相談を実施します。	こども家庭センター



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が早期療育※に努めます。 ・ 健診を定期的に受けます。 ・ 健康相談等による保健指導を受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診を定期的に受けます。 ・ 健康相談等による保健指導を受けます。 ・ 医療機関は、障害の早期発見に努め、適切な療育につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導を充実します。 ・ 乳幼児健診を充実します。



2 障害に応じた療育※の充実

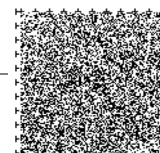
(1) 子どもの自立に向けた支援

障害のある子どもが、地域で安心して暮らし続けるために、こども発達センター※を中心に民間の障害児通所支援事業所※と連携し、障害種別や発達・成長の段階に応じた適切な療育が受けられるよう、体制を整備します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	事業所ガイドブックの作成及び公表	B	B	B	放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所ガイドブックを作成し、窓口での配布やホームページにおいて公表し、情報提供を行います。	障害福祉課
2	こども発達センター（相談・診療）	B	B	B	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合等に医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館
3	こども発達センター（外来療育）	B	B	B	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館
4	こども発達センター（通園保育）	B	B	B	心身の発達に不安や心配のある就学前の子どもを対象に、日々通園する中で、遊び等を通じて、生活面の自立に向けた支援を行います。また、医療的ケアを必要とする子どもの単独通園の実施により、生活面の自立に向けた支援を行います。	健康福祉会館
5	就学相談業務（五香分室）	B	B	B	子どもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。	学習指導課
6	こども発達センターの保育所交流	C	C	B	こども発達センター通園部の子どもが保育所との集団保育を経験する機会を設け、成長を支援します（新型コロナウイルスの影響によりR3-R4年度は中止）。	保育課 健康福祉会館



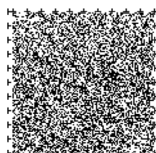
(2) 保育所（園）等の児童施設職員のサポート体制の充実

こども発達センター※の専門職による施設巡回相談など保育所（園）等の児童施設職員のサポート体制を整備し、障害や、発達に心配のある子どもの地域生活を支援します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	児童施設等巡回相談（千葉県障害児等療育※支援事業）	B	B	B	障害児や発達に心配のある子どもが通所する保育所（園）、幼稚園等の児童施設職員に対し、当該児童の支援に関する相談・助言を行います。	健康福祉会館
2	臨床発達心理士の巡回相談	B	B	B	配慮を要する子どもの受入体制強化のため、臨床発達心理士が保育所を巡回し、保育所職員に対して相談・助言を行います。	保育課
3	支援者向け早期相談マップの作成及び周知啓発	B	B	B	ライフステージ※に応じた相談先の一覧「支援者向け早期相談マップ」を保育所・幼稚園等の支援者等に配布し、支援が必要な子どもが早期に療育につながるよう相談先を周知します。	障害福祉課



(3) ライフステージ※に沿った切れ目のない支援の充実

支援を必要とする子どもに対する適切な療育※の充実のため、ライフサポートファイル※の活用により、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

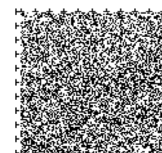
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ライフサポートファイルの配布	B	B	B	支援を必要とする子どもの成育歴、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて記録・保管できる「ライフサポートファイル」を配布及びホームページにて公表します。ライフステージが変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながります。	障害福祉課 健康福祉会館 学習指導課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 療育の情報を積極的に得るようにします。 療育の場を積極的に利用するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育に携わる者は、障害の対応方法を学び、適切な支援を行います。 市民は療育に対する理解を深めるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育に関する情報発信を行います。 療育体制の整備を図ります。 こども発達センター※の充実を図ります。



3 特別支援教育等の充実

(1) 教育内容の充実

教育内容の充実を図るため、適切な指導と支援が行えるよう指導者等の人材育成に努めるとともに、個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用・交流及び共同学習の実施に努めます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	指導者の人材育成 個別の指導計画の活用・交流及び共同学習の実施	B	B	B	夏季休業中に各種研修会を実施します。また、巡回指導員が特別支援学級※を中心に指導助言を行います。個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用し、組織的、継続的な指導・支援を行います。相互の学びと理解を醸成するために、交流及び共同学習の推進を行います。	学習指導課

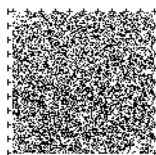
(2) 教育環境の整備

障害のある子どもが、いきいきと学習できるようにするために、本人及び保護者の意向等を尊重しながら、一人ひとりの能力や個性に応じた適切な教育が受けられるよう環境の整備に努めます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	特別支援教育就学奨励費	B	B	B	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費について補助します。特別支援学級に在籍していて、奨励費支給の申請があった児童生徒へ学用品費、給食費、交通費等を支給します。	学校財務課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
2	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	B	B	B	障害のある児童・生徒の入学や進級に伴い、トイレの改修や手すりの設置などの施設整備を行います。	学校施設課
3	特別支援学級※の補助教員・補助員の配置	B	B	B	特別支援学級1学級に1人の補助教員または補助員の配置をします。	学習指導課

(3) 就学相談・指導の充実

個々に寄り添い、教育的なニーズの把握に努め、多くの情報を保護者に提供し、子どもにとってより良い進路が選択できるよう就学相談・指導の充実を図ります。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	就学相談・教育支援委員会の実施	B	B	B	児童生徒にとって適切な学習の場が選択できるよう就学相談を進め、年間10回程度の教育支援委員会を実施します。	学習指導課

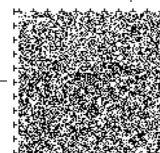
(4) 卒業後の相談の充実・進路の確保

子どもと保護者の希望を尊重し、個に応じた進路指導相談の機会の充実を図り、より良い進路選択ができるよう適切な卒業後の進路確保に努めます。

具体的な取組み

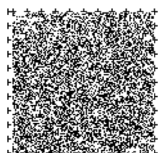
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	各学校の実情・個に応じた進路指導の充実	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において進路に関するガイダンスを実施します。 保護者等を含めた進路指導相談（教育相談）を実施します。 	学習指導課



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った適切な教育が受けられる学校を選択するようにします。 ・自らの意思で進路を決定するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校※・学級を理解し、地域の一員として共に活動します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容を充実します。 ・教育環境を整備します。 ・就学相談・指導を充実します。 ・卒業後の進路を確保します。 ・進路選択をする上で必要になる情報を提供します。



4 医療的ケア児[※]等の支援体制の整備 重点

(1) 普及啓発と連携・交流の推進

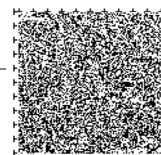
保健・医療・障害福祉・保育・教育など様々な分野の関係機関が協議する場を持ち、現状把握や課題分析、対応策の実施、検証に取り組めます。

また、市で把握している医療的ケア児等の名簿を活用し、避難行動要支援者名簿[※]等防災に関する情報の周知を行います。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	医療的ケア児の支援のための連携推進会議	B	B	B	医療的ケア児の支援に向けて保健・医療・福祉等の関係機関が協議します。関係機関が行っている支援や連携のための取組の共有、現状把握や課題分析、対応策の推進と検証を行います。	障害福祉課
2	ライフサポートファイル [※] の配布【再掲】	B	B	B	支援を必要とする子どもの成育歴、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて記録・保管できる「ライフサポートファイル」を配布及びホームページにて公表します。ライフステージ [※] が変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながります。	障害福祉課 健康福祉会館 学習指導課
3	医療的ケア児等や家族、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくり	C	B	B	医療的ケア児等やその家族が地域で生活する上で必要な知識や社会資源についての理解を深め、より安心して暮らしていけるよう、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくりを支援します。(新型コロナウイルスの影響によりR3年度は中止)。	障害福祉課
4	地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)での交流	B	B	B	地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)にて医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して交流できる場を提供します。	子育て支援課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
5	医療的ケア児※等の利用できる社会資源一覧の発信	B	B	B	医療的ケア児等が必要な相談や支援につながりやすくなるよう、障害、医療、保健、子育て、教育など複数の所管にまたがる様々な情報をホームページにて提供します。	障害福祉課
6	災害対策の充実	B	B	B	市で把握している医療的ケア児等の名簿を活用し、避難行動要支援者名簿*等防災に関する情報の周知を行います。	障害福祉課

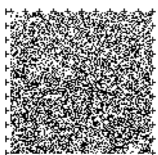
(2) 医療的ケア児等を支援する保育・教育・サービスの充実

医療的ケア児等に対応できる人材を育成や事業所に対する支援を拡充し、医療的ケア児等とその家族が安心して地域で生活できるよう基盤整備を推進していきます。また、保育、教育、福祉等において切れ目のない支援を推進していきます。

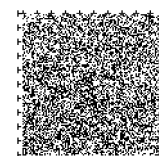
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金	B	B	A	たんの吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員を養成することを目的として、障害福祉サービス事業所に勤務する職員が、第一号または第二号の喀痰吸引等研修を修了した場合、事業者に対し10万円を補助します。 また、令和5年度から補助対象を拡充しており、第三号の喀痰吸引等研修を修了した場合、3万円を上限に受講料の一部または全部を補助します。	障害福祉課



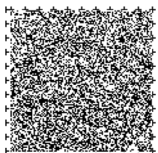
No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
2	医療的ケア児 [※] の支援のための医師による巡回指導	B	B	B	障害福祉サービス事業所等において医療的ケア児等に対する支援を適切に行える看護師等を養成することを目的として、知見のある在宅医等の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所や保育所（園）を巡回し、そこに勤務する看護師等に対し助言や指導にあたります。	障害福祉課
3	学校に派遣している看護師への医師による巡回指導	B	B	B	学校において医療的ケア児への支援を目的として派遣している看護師や関係者に対して、知見のある在宅医の医師が、学校を巡回し、助言や指導にあたります。	学習指導課
4	医療的ケア児等の家族に対するレスパイト [※] ケア事業補助金	-	A	B	医療的ケア児者等を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、医療的ケア児者等を受け入れる市内の福祉型短期入所事業者に対して、受入れを行った場合に、その看護師費用等の補助費用を支給します。	障害福祉課
5	重症心身障害児通所支援事業所 [※] 開所延長支援補助金	-	A	B	市内に住所を有する重症心身障害児に対し、延長支援加算の算定となる時間帯に従事する看護師を1人以上、補助者を1人以上配置した場合に、その看護師等の人件費の補助費用として延長利用実績に応じて支給します。	障害福祉課
6	医療的ケア児支援スキルアップ研修	B	B	B	病院から在宅への移行が円滑に行われ、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけることを目的として、家族からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切なサービスのマネジメントや助言を行えるよう従事者に対し、研修を実施します。	障害福祉課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
7	保育所における医療的ケア児 [※] の受入	B	B	A	日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れることができる保育所等の体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。	保育課
8	市内小中学校における医療的ケア児の受入	B	B	B	学校生活を送る際に医療を要する状態にある児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を派遣する体制を構築します。	学習指導課
9	こども発達センター [※] (通園保育) 【再掲】	B	B	B	心身の発達に不安や心配のある就学前の子どもを対象に、日々通園する中で、遊び等を通じて、生活面の自立に向けた支援を行います。また、医療的ケアを必要とする子どもの単独通園の実施により、生活面の自立に向けた支援を行います。	健康福祉会館

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 療育[※]の情報を積極的に得るようにします。 療育の場を積極的に利用するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等の支援に携わる者は、障害の対応方法を学び、適切な支援を行います。 市民は医療的ケア児等に対する理解を深めるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等に対応できる支援者の人材育成を図ります。 医療的ケア児等が利用できる社会資源の発信をします。 医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、各関係者が連携し、課題解決に向けて協議を行います。



5 高齢期における切れ目のない円滑な支援 新規

(1) 高齢期における切れ目のない円滑な支援

高齢期において介護保険制度等のサービス利用を新たに検討される方に対し、サービスを円滑に継続利用できるよう、支援体制の構築を検討します。

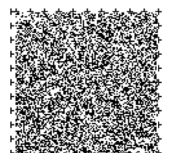
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	連携支援体制の構築	-	-	A	高齢期において介護保険制度等のサービス利用を新たに検討される方に対し、サービスを円滑に継続利用できるよう、現状や課題の分析、モニタリング等を行う等、現状や課題を把握した上で対応策を具体化します。	障害福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課
2	共生型サービスの周知	B	B	B	介護保険または障害福祉の指定を受けている事業所等に共生型サービスの周知を図ります。	障害福祉課 介護保険課
3	新高額障害福祉サービス等給付費	B	B	B	介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスについて、要件を満たした方を対象に、利用者負担額の差額を償還します。	障害福祉課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 新たなサービスの利用検討の際は、各支援機関から適切な支援を受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスの指定事業所は、介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなサービス利用を検討される方に対し、サービスを円滑に継続利用できるよう、支援体制の構築を検討します。




第3節 生きがいをもった社会参加の促進

課題分析において、現在は「家庭内で過ごしている」と回答したもののうち、就労、通所等を将来希望している障害者が多くいることを定量的に把握することができました。

また、令和5年度から障害者雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には現行の2.3%から2.7%となります（国及び地方公共団体等は2.6%から3.0%）。

以上のことから、引き続き障害者雇用促進に係る各種施策に取り組んでいく必要があります。

なお、上位計画である松戸市総合計画において、法定雇用率[※]の目標値について新たに整理を図ったことから、「松戸市内の法定雇用率達成企業割合」については、新たに指標値設定を行っています。

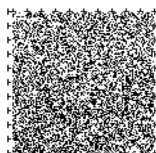
 第3節に関する課題分析は13頁をご覧ください。

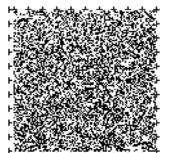
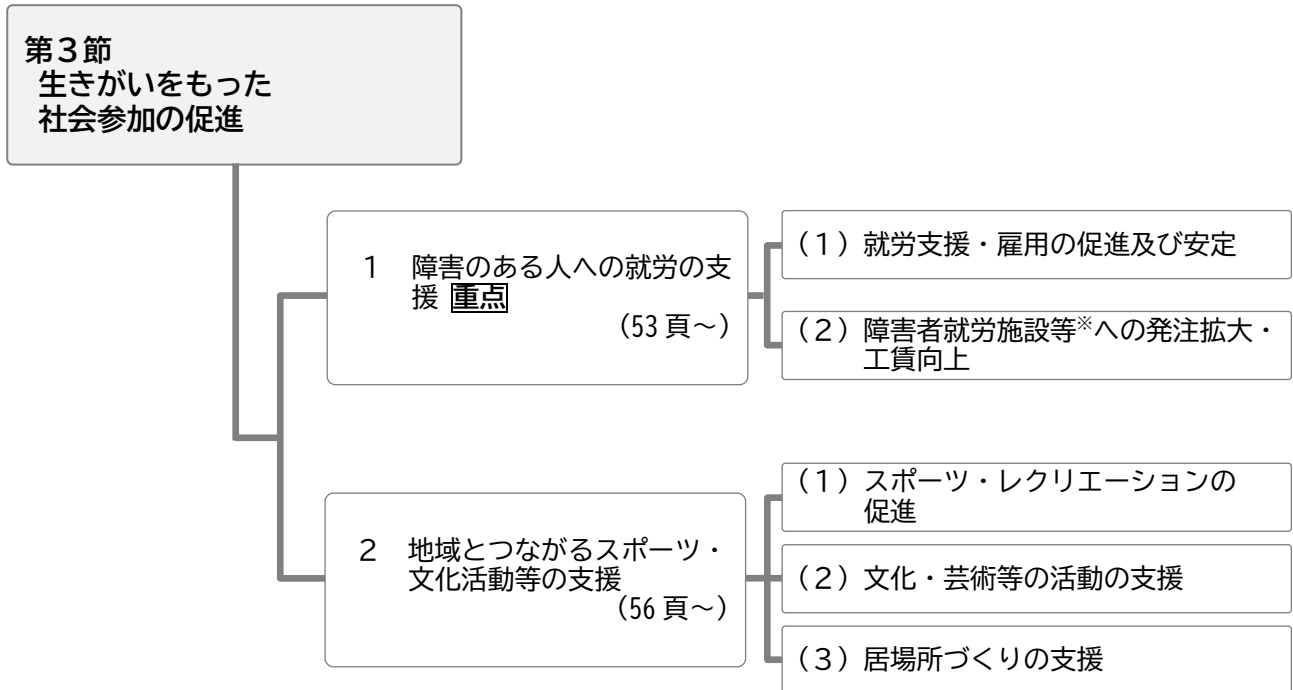
目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
障害のある人への就労の支援	松戸市内の法定雇用率達成企業割合	47.0%	50.0%	市調査
地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援	障害福祉センターふれあい教室の利用者数	4,031人	5,000人	実績値

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
3年間の福祉施設から一般就労 [※] した人数	321人	517人	市調査
障害福祉計画において、令和8年度時点の福祉施設から一般就労への移行者数について国指針に基づき目標数値を設定していることから、計画期間における全体数についても参考指標として示すものです（91頁参照）。			





1 障害のある人への就労の支援 重点

(1) 就労支援・雇用の促進及び安定

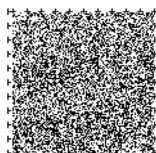
多様化する事業主及び障害のある人の就労に対するニーズに対応できるよう、関連機関と連携し、障害のある人の就労相談や職場定着支援などの支援体制の強化を図ります。

また、企業に対する障害のある人の雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により企業の障害のある人の雇用を促進します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	障害者就業支援事業	B	B	B	障害者の就労相談、企業等への同行支援のほか、企業訪問による職場開拓を実施します。	障害福祉課
2	松戸市職場適応援助者（ジョブコーチ※）派遣事業	B	B	B	事業主または既に働いている障害者から相談を受け、職場定着支援を行います。	障害福祉課
3	就業支援者（障害者就労施設職員等）のスキルアップ研修会の開催	B	B	B	就業支援者側のスキルアップを目的に就労定着支援研修会を開催します。	障害福祉課
4	企業向け障害者雇用セミナー	B	B	B	企業に対し、障害者雇用の普及・啓発を図るための研修を開催します（仕事の切り出し、社内理解の進め方、合理的配慮※等の情報提供等）。	障害福祉課
5	求人・求職対策支援業務	B	B	B	障害者雇用に関わる奨励金制度についてホームページ等で掲載します。施策に関しても庁内での情報共有を図っていきます。	商工振興課
6	雇用促進奨励金	B	B	B	障害者1人につき奨励金交付期間内における各月の賃金の30/100に相当する額（但し、各月20,000円を限度とする）を支給します。	商工振興課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
7	松戸公共職業安定所雇用促進協力会	B	B	B	松戸公共職業安定所 [※] に対し、県内外への労働力を確保し、地域と企業の発展に寄与します。 (1)雇用促進事業（合同面接会支援、学校就職担当者との情報交換会） (2)会員増強運動 (3)雇用促進関係の資料作成配布	商工振興課
8	障害者職場実習奨励金	B	B	B	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。 5日以上職場実習につき、20,000円	商工振興課
9	松戸市役所の障害者の雇用率	B	B	A	松戸市役所は、地方自治体の法定雇用率 [※] を超える雇用率の達成を目指します（障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者雇用率が令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%と段階的に引き上げられます（現行2.6%））。	人事課

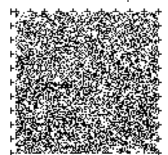
（２）障害者就労施設等[※]への発注拡大・工賃向上

障害者優先調達推進法[※]に基づき、障害者就労施設等が提供する物品、役務の発注拡大を進めます。また、障害者就労施設等で働く障害のある人の工賃向上を推進します。

具体的な取組み

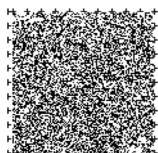
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	庁内への障害者優先調達推進法の周知・啓発	B	B	A	障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等の取扱物品や可能な役務内容を庁内に情報提供します。 また、庁内の取組みについて、毎年実績を公表します。	障害福祉課
2	福祉バザー【再掲】	B	B	B	障害者就労施設等の自主生産品の販売会を市役所通路連絡にて毎月開催することやその他イベントに出店し、障害者の社会参加の機会や市民と障害者との交流を図ります。	障害福祉課



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・就労機会を活用し、積極的に社会参加をするようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、障害のある人を積極的に雇用します。 ・障害者就労施設等[※]から物品、サービスの購入をするようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対して積極的な雇用を促します。 ・奨励金の交付などにより企業の障害のある人の雇用を促進します。 ・障害者就労施設等への優先発注に努め、官公需を拡大します。



2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

地域におけるスポーツイベント等に障害のある人の参加を促し、障害のある人とない人のふれあいの場を拡充します。また、各種スポーツ大会に参加する障害のある人を支援します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ふれあい教室（スポーツ・レクリエーション）の開催及び千葉県障害者スポーツ大会への参加	B	B	B	カローリングやコーラス等の講座の開催や障害者スポーツ大会への参加を募り、スポーツや文化活動への参加を通して社会参加を促進します。	健康福祉会館
2	スポーツ振興（カヌー体験研修会）	C	C	B	一般市民と障害のある人のふれあいを促進するため、松戸市カヌー協会が年に1回実施している体験研修会を後援します。	スポーツ課
3	スポーツ振興（生涯×パラスポーツ体験会）	-	-	A	障害の有無に関わらず、市民の誰でもが参加しやすいスポーツができる場の提供として体験会を実施します。	スポーツ課
4	ハートフル交流会	C	B	B	障害のある人と地域住民がふれあいと交流を深め、地域での障害者理解や関係づくりにつなげます（新型コロナウイルスの影響によりR3年度は中止）。	社会福祉協議会

(2) 文化・芸術等の活動の支援

松戸市障害者福祉センター※を中心に、各種ふれあい教室を開催し、障害のある人へ文化・芸術活動にふれあう機会を提供し、社会参加を促進します。



具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	ふれあい教室（創作活動）の開催及び点字図書・録音図書の貸出	B	B	B	陶芸や水彩画等の講座の開催や点字図書・録音図書を貸し出すことにより、文化・芸術活動にふれあう機会を提供し、社会参加を促進します。	健康福社会館

（3）居場所づくりの支援

障害のある人が、社会とつながり、活動ができるよう、障害のある人の居場所づくりを支援します。

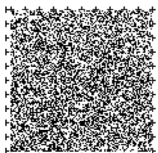
具体的な取組み

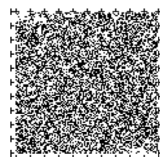
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

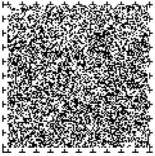
No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	地域活動支援センター※等への運営支援	B	B	B	障害福祉サービス以外の日中活動の場所として、地域活動支援センターへの運営補助を行います。	障害福祉課
2	多世代まるごとの居場所「まつどDEつながるステーション」の創出	B	B	B	市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出します。	地域共生課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事に積極的に参加するようにします。 スポーツや文化活動の情報を積極的に得るようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事に障害のある人の参加を促します。 障害のある人が参加しやすいイベントの工夫をします。 障害のある人が計画したイベントに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツや文化活動の機会を拡充します。 広報等を活用し、スポーツや文化活動の情報を周知・PRします。 スポーツや文化活動をする障害のある人を支援します。








第4節 自立した地域生活の支援

障害者計画推進協議会において、親亡き後の支援について重点的に議論されており、緊急一時支援の更なる充実が求められています。このことから、新たな指標値として「緊急一時支援の認知率」を「緊急一時支援の登録者数」、「地域生活支援拠点※登録事業者数」を参考指標として盛り込みました。

また、計画相談についてもサービス等利用計画※率や相談支援専門員数が年々減少していることが論点の一つとされ、事業所調査からも人員体制等を理由としてサービス提供をお断りしたケースが多いとされたことから、指定特定相談支援事業者支援事業を新たに施策として明記しています。

なお、障害者計画推進協議会では、介護給付サービスの利用申請をしてから速やかにサービス利用できるようにするための方策についても議論されました。本計画において具体的な取組みとしては明示していませんが、障害者介護給費等審査会の適正なあり方の検討、認定調査人員の確保や手法の精査等、今後検討が必要な事項であると考えられます。

 第4節に関する課題分析は15頁をご覧ください。

◆R4 現状値 速報値なので今後変更の場合あり。確定値は11月に千葉県国民健康保険団体連合会から通知されます。

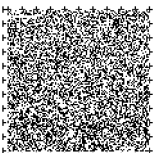
目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
障害の原因となる傷病の予防と治療	特定健康診査の受診率	34.8%	調整中
障害福祉サービスの充実	基幹相談支援センター※による地域の人材育成・ネットワーク構築の研修等の実施回数	9回 延べ参加者250人	9回 延べ参加者300人
	緊急一時支援の認知率	12.3% (者) 16.7% (児)	25.0% (者) 35.0% (児)
相談支援体制の充実	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合	23.2%	50.0%
情報アクセシビリティ※の向上及び意思疎通支援の充実	「手話をコミュニケーションの手段として積極的に学んで使いたい」と回答した人の割合	7.7%	10.0%

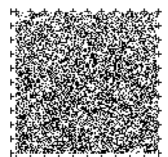
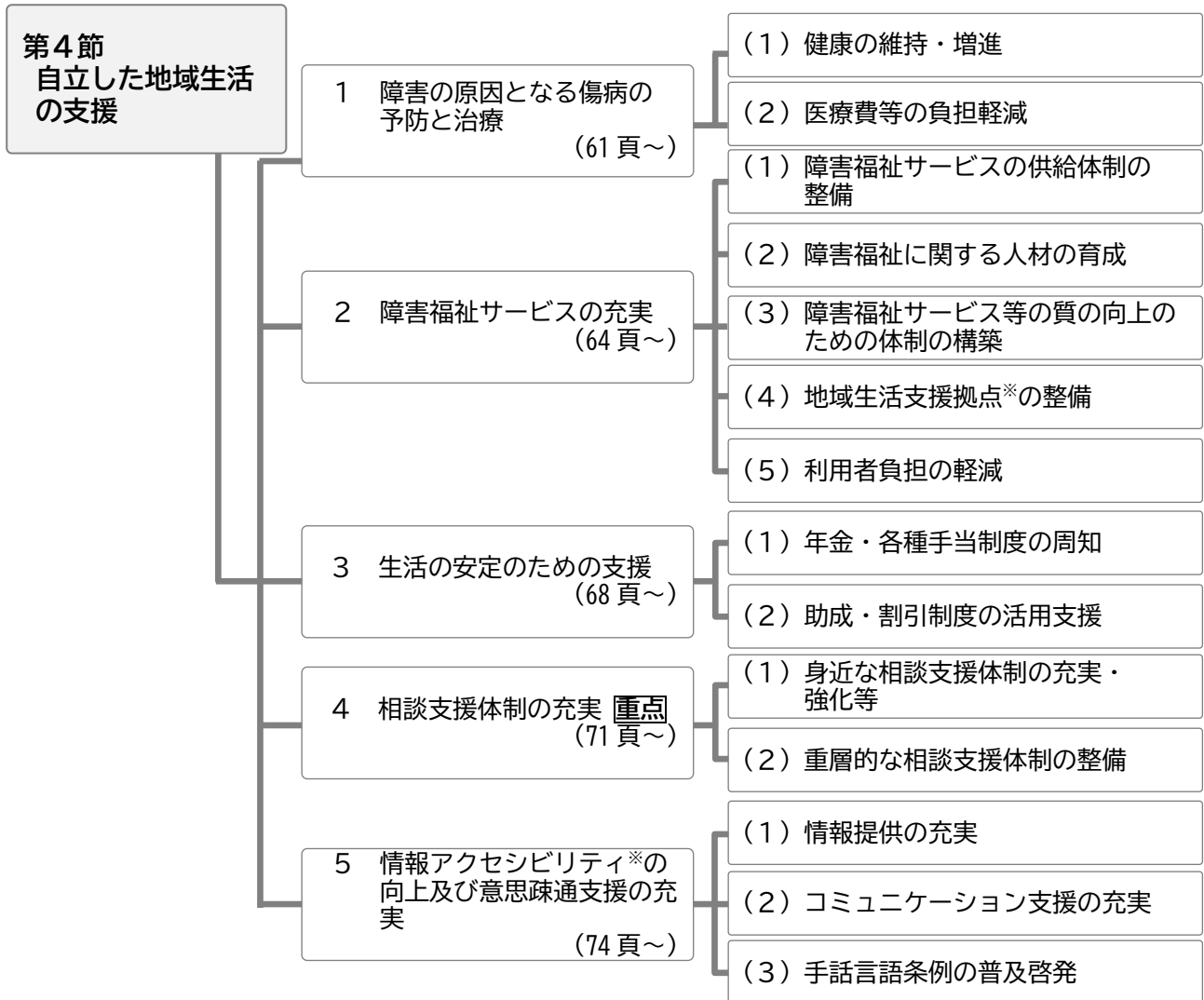
◆R8 目標値 R6.3月策定の国保データヘルス計画で定めま
す。素案は11月、パブコメ後の正式決定は2月の見込です。

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
緊急一時支援の事前登録者数	116人	400人	実績値
地域生活支援拠点登録事業者数	5事業所	11事業所	実績値
ウェブアクセシビリティ※の品質基準である日本工業規格 AA 等級準拠を継続	AA 等級	AA 等級	第三者による試験結果



体系図



1 障害の原因となる傷病の予防と治療

(1) 健康の維持・増進

生活習慣病に起因する加齢期における障害の発生を防ぐため、健康教育の実施をはじめ、食生活講座、特定健康診査、女性の健康診査、各種がん検診等を実施します。

健康診査の結果により、生活習慣の見直しと改善が必要な人には、積極的に保健指導を行うとともに、必要な治療へとつなげます。

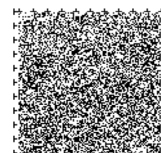
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	がん検診	B	B	B	各種の検診によりがんを早期発見し、早期治療に結び付けることにより健康の保持増進を図ります。	健康推進課
2	女性の健康診査	B	B	B	女性の生活習慣病を予防し、健康増進を図ります。	健康推進課
3	骨粗しょう症検診	B	B	B	健康状態の把握と介護予防を含めた生活改善の支援を行います。	健康推進課
4	生活保護健康診査	B	B	B	循環器疾患等の危険因子を早期発見し、栄養・運動等の生活指導及び適切な治療に結びつけることにより生活習慣病を予防します。	健康推進課
5	生活習慣病予防業務	B	B	B	保健師、栄養士、歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行います。	健康推進課
6	成人保健指導	B	B	B	市民健康相談室、保健福祉センター等において、健康相談・保健指導を行います。	健康推進課
7	家庭訪問	B	B	B	健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の支援を行います。	健康推進課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連 部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
8	食生活講座	C	C	B	生活習慣病予防のために、自分及び家族の食生活の現状を知り、食生活改善の手がかりとするための講座を複数コース開催します（講話と調理実習、調理実演と試食、運動体験のいずれか）（新型コロナウイルスの影響により R3 年度は中止、令和 4 年度は定員数を減らして開催）。	健康推進課
9	高齢者の食生活講座	C	C	B	健康と食生活について学び、今後も健やかな生活を送るための手がかりとするための講座を開催します（講話と調理実習もしくは調理実演と試食）（新型コロナウイルスの影響により R3 年度は中止、令和 4 年度は定員数を減らして開催）。	健康推進課
10	健康づくり啓発	C	B	B	健康づくりのために、食に関心を持ち、望ましい食習慣を学ぶ講座として「親子クッキング教室」を開催します。（小学3年生以上の子どもと保護者対象、講話と調理実習）（新型コロナウイルスの影響により R3 年度は中止）。	健康推進課
11	特定健康診査	B	B	B	循環器系疾患等の危険因子を早期発見し、栄養・運動等の生活指導及び適切な治療に結び付けることにより生活習慣病を予防します。	国保年金課



(2) 医療費等の負担軽減

傷病を早期治療するため、国、県、市による各種医療費助成制度により、医療費等の負担軽減を図ります。

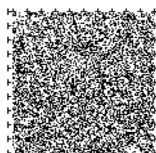
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	重度心身障害者医療費助成	B	B	B	重度障害者に対する医療費自己負担の助成をします。	障害福祉課
2	自立支援医療費の助成	B	B	B	自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）の医療費自己負担の助成をします。	障害福祉課
3	未熟児養育医療費助成	B	B	B	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費を公費で一部助成します。	こども家庭センター

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 異変を感じたら、病院に相談します。 ・ 早期発見、早期治療に努めます。 ・ 継続的に治療します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間に1回は健康診断を受けます。 ・ 各種健康教育を受けます。 ・ 早期発見、早期治療に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康の維持増進事業を実施します。 ・ 健康教育を広く市民に周知します。 ・ 健康診査の結果により、改善が必要な人には保健指導と治療につなげます。 ・ 医療費等の負担軽減を図ります。



2 障害福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービスの供給体制の整備

障害のある人が障害に応じた様々な障害福祉サービスを受けられるよう、障害のある人またはご家族や事業者に対し、適切な情報提供を行うことや障害福祉サービスの供給体制について整備を図ります。

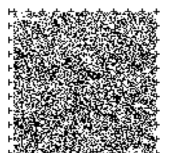
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	事業所ガイドブックや事業所一覧の作成及び公表	B	B	B	事業所ガイドブックや事業所一覧を作成し、窓口での配布やホームページにおいて公表します。	障害福祉課
2	共生型サービスの周知【再掲】	B	B	B	介護保険または障害福祉の指定を受けている事業所等に共生型サービスの周知を図ります。	障害福祉課 介護保険課
3	地域自立支援協議会※の開催	B	B	B	地域自立支援協議会を開催し、課題解決のための体制整備を図ります。	障害福祉課
4	グループホーム等運営費補助金	B	B	B	要綱に定めた条件に基づき、グループホーム等に係る運営費を補助します。	障害福祉課
5	指定特定相談支援事業者支援事業	-	-	A	指定特定相談支援事業者が、利用者の希望に応じて適切な相談支援体制を構築できるよう、相談支援専門員の配置に係る費用の一部を補助する制度の検討を図ります。	障害福祉課

(2) 障害福祉に関する人材の育成

障害福祉サービスの利用者に対して、必要なサービスを提供できるよう、千葉県等が開催する研修に障害福祉に関わる市職員も含め、障害福祉に関わる従事者に対するスキルアップのための研修等を実施することで人材の育成に努めます。



具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	相談支援専門員スキルアップ研修	B	B	B	相談支援専門員のスキルアップ向上を目的に、研修会を開催します。	障害福祉課
2	相談支援事業所連絡会（サポサポ）	B	B	B	相談支援事業所等の情報共有、意見交換、勉強の場の開催を支援します。	障害福祉課
3	外部研修への派遣	B	B	B	松戸市職員の障害福祉に対する資質向上のため、外部研修へ派遣します。	人事課
4	千葉県等が主催する研修の参加	B	B	B	松戸市職員の障害福祉に対する資質向上を目指し、国、都道府県、市町村（委託事業も含む）が主催する研修に参加します。	障害福祉課
5	相談員研修	B	B	B	身体障害者相談員や知的障害者相談員への研修を開催します。	障害福祉課

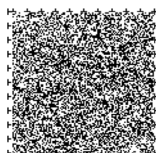
（3）障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障害福祉サービスのニーズの多様化や多くの事業者の参入に伴い、相談支援事業所の実地指導及び集団指導を実施しサービスの質の適正化の体制を構築します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	相談支援事業所向け実地指導及び集団指導（相談支援事業者連絡協議会）	B	B	B	相談支援事業所の実地指導及び集団指導を実施し、サービスの質の適正化を図ります。	障害福祉課



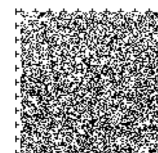
(4) 地域生活支援拠点※の整備

障害のある人等の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する障害のある人等に対する支援を進めるために、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を推進します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連 部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	地域生活支援拠点の整備	B	B	A	<p>障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有する職員の育成を図ります。</p> <p>地域生活において障害者やその家族の緊急事態の対応を図るため、緊急時に迅速・確実な相談支援を実施し、短期入所を活用します。</p> <p>体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供します。</p>	障害福祉課



(5) 利用者負担の軽減

障害福祉サービスの利用者がサービスを利用しやすいよう、利用者負担の軽減に努めます。

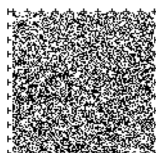
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	利用者負担額の軽減	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 国において、低所得（市民税非課税）者の福祉サービス・補装具の利用者負担を無料にします。 国において、3～5歳までの児童通所支援サービスの利用者負担額を無料にします。 市において、低所得（市民税非課税）者の地域生活支援事業の利用者負担を無料にします。 	障害福祉課
2	新高額障害福祉サービス等給付費【再掲】	B	B	B	介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスについて、要件を満たした方を対象に、利用者負担額の差額を償還します。	障害福祉課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 快適な日常生活を送り、また、介護者の負担を軽減するため、障害福祉サービスを利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害福祉に必要な人材の確保と研修に努めます。 ボランティアを通して、障害福祉サービスの充実に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの供給体制を整備します。 障害福祉サービスに係る人材の確保と育成を図ります。 利用者負担を軽減します。 障害福祉サービスの情報提供を充実します。



3 生活の安定のための支援

(1) 年金・各種手当制度の周知

国が実施する各種の障害のある人を対象とする年金や手当、市の独自事業として実施している手当等を障害福祉のしおり、パンフレット、市ホームページ及び広報まつどにより周知を図ります。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	心身障害児福祉手当	B	B	B	知的障害並びに身体に障害のある20歳未満の児童について福祉手当を支給します。	障害福祉課
2	特別障害者手当	B	B	B	心身に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する者に手当を支給します。	障害福祉課
3	障害児福祉手当	B	B	B	国の定める重度の障害を有する20歳未満の児童に、手当を支給します。	障害福祉課
4	ねたきり身体障害者福祉手当	B	B	B	ねたきり身体障害者等又はその介護者の障害ゆえに生ずる負担を軽減するため、ねたきり身体障害者等福祉手当を支給します。	障害福祉課
5	特別児童扶養手当	B	B	B	国の定める障害を有する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に対して手当を支給します。	障害福祉課
6	心身障害者扶養年金	B	B	B	千葉県心身障害者扶養年金制度に加入した者のうち、掛け金の減額を受けた市内に住所を有する者に助成金を交付します。	障害福祉課
7	難病*者援護金	B	B	B	市指定難病療養者に援護金を支給します。	障害福祉課
8	国民年金受託事業	B	B	B	国が実施している障害基礎年金制度について、情報提供を行います。	国保年金課



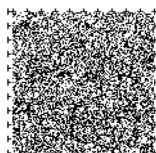
(2) 助成・割引制度の活用支援

障害の程度に応じた各種助成制度や障害者手帳を所持することにより利用できる各種割引・免除制度について、活用できるようわかりやすい情報提供に努めます。

具体的な取組み

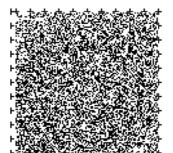
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	福祉タクシー券事業	B	B	B	障害者が通院等のためタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。	障害福祉課
2	自動車燃料助成事業	B	B	B	日常生活を営むうえで自動車の運行を必要とする心身障害者または、その扶養義務者に対して燃料の一部を助成します。	障害福祉課
3	障害者施設等通所交通費助成事業	B	B	B	障害者施設等に通所する人に対し、交通費の全部または一部を助成します。	障害福祉課
4	訪問理容出張費助成	B	B	B	外出が困難な障害者に対して、訪問理容を受けた際に要した出張費の一部を助成します。	障害福祉課
5	手帳による減免・割引制度の案内	B	B	B	手帳を取得することにより、活用できる減免・割引制度について説明し、申請の受付や窓口を案内します。	障害福祉課
6	博物館観覧料の免除	B	B	B	身体障害者手帳、療育*手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護人（手帳の交付を受けている人1人につき1人）は、観覧を無料にします。 その旨、博物館ホームページや行事案内、展覧会チラシ、ポスター等への掲載により情報提供します。	文化財保存活用課
7	戸定歴史館入館料の免除	B	B	B	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護者1名の入館料を免除します。	文化財保存活用課



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none">・利用可能な制度を利用します。・各種相談窓口を十分活用します。	<ul style="list-style-type: none">・企業等による各種割引制度を周知、充実します。	<ul style="list-style-type: none">・年金、各種手当制度を周知します。・助成、割引制度を活用できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。



4 相談支援体制の充実 重点

(1) 身近な相談支援体制の充実・強化等

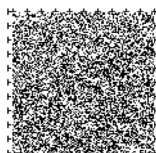
市内では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センター※を市内三圏域に設置しています。

総合的・専門的な相談へ対応するとともに、地域の相談支援事業者の人材育成の充実を図ります。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	居住サポート事業	B	B	B	転居や自宅からグループホーム入居の相談、退院可能な障害者への住居確保・生活支援を行います。	障害福祉課
2	基幹相談支援センター支援事業・障害者相談支援事業	B	B	B	障害者等から虐待・差別を含む障害分野の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援や必要な支援を行います。	障害福祉課
3	ひきこもり支援事業	B	B	B	基幹相談支援センターにおいて、ひきこもり状態にある本人や家族等への訪問支援を含めた相談支援を実施することにより、信頼関係を構築し、早期支援や自立支援等を図ります。	障害福祉課



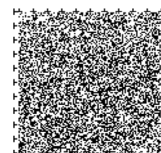
(2) 重層的な相談支援体制の整備

市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、基幹相談支援センター※を「重層的支援体制整備事業」における包括的相談支援事業の1機関に位置づけ、相談支援、参加支援、地域づくり事業を一体的に実施します。

具体的な取組み

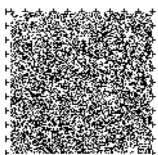
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	重層的支援体制整備事業	A	B	B	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「断らない包括的な支援体制」を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくり事業を一体的に実施します。	地域共生課
2	障害者・児童等医師アウトリーチ※業務	B	B	B	複合的・複雑化した課題を有する世帯を包括的に受け止め、総合的な相談支援体制の構築、アウトリーチ等、を通じ、継続的に必要な支援をします。	障害福祉課 こども家庭センター
3	福祉まるごと相談窓口※	B	B	B	高齢者、障害、子ども分野等の複合化・多問題化したケースについて、課題を整理し、紐解き、適切な相談機関へつなぐ役割を担います。	地域包括ケア推進課
4	福祉相談機関連絡会	B	B	B	福祉の各分野の相談支援を担う機関の情報共有、連携強化を図り、包括的な支援体制の構築を推進します。	地域包括ケア推進課



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none">・困っていることや知りたいことがある人は、相談窓口で相談するようにします。	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、相談支援に必要な人材の確保と研修に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・相談支援体制を充実するとともに、相談員の資質の向上を図ります。・支援機関の連携を強化します。



5 情報アクセシビリティ[※]の向上及び意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう環境整備を行います。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	声の広報まつど	B	B	B	松戸市公式ホームページ上で広報まつどの音声版「声の広報」を公開します。市内在住で障害者手帳（視覚）を持つ人を対象に、無料で広報まつど等を音声化したCDを郵送します。	広報広聴課 健康福祉会館
2	ホームページのアクセシビリティの向上	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視の人、色の識別や文字を読むことが苦手な人のための支援を行うソフトウェア「ZoomSight」により情報の得やすいホームページを作成します。 ・総務省が策定した「みんなの公共サイト運用モデル」と日本工業規格のAA（ダブルエー）等級に対応します。 	広報広聴課
3	障害者サービスの充実	B	B	B	各種障害者サービスを充実させ、情報の入手に困難を感じる人が必要な情報を入手できるような図書館運営を行います。	図書館



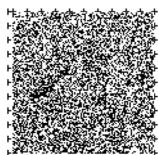
(2) コミュニケーション支援の充実

個々の障害の特性に応じ、手話及びその他コミュニケーション支援の充実を図ります。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	手話奉仕員養成研修事業	B	B	B	手話奉仕員養成を目的に受講者が身体障害者福祉の概要や手話奉仕員の役割・責務について理解と認識を深めるとともに、手話奉仕員としての手話技術を習得する研修を実施します。	障害福祉課
2	聞こえのサポーター養成事業	B	B	B	受講者が筆談の技術を学ぶことで、様々な要因による聞こえにくさからコミュニケーションに不自由を感じている人たちと対話できることにより、地域に溶け込んだ聴覚障害者支援を図ります。	障害福祉課
3	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	B	B	B	聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を行います。	障害福祉課
4	磁気ループ※の貸出	B	B	B	聴覚に障害がある人及び聞こえに不便を感じている人が、磁気ループを使用することにより、集会・会議・講演会等に安心して参加いただけるよう貸し出しを行います。	障害福祉課
5	NET119 緊急通報システム※	B	B	B	聴覚や言語に障害があり、音声による119番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンの画面操作だけで119番通報ができるシステムを提供します。	情報通信課



(3) 手話言語条例の普及啓発

松戸市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するとともに、手話の普及等に関する施策を推進していきます。

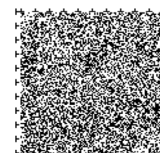
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	手話言語条例普及啓発	B	B	B	令和元年度に制定した手話言語条例について、希望部署・施設にポスターやチラシの配布等の啓発を行っています。	障害福祉課
2	松戸市職員向け手話体験研修会	B	B	B	松戸市職員への手話言語条例の普及啓発を含めた、手話の研修会を開催します。	障害福祉課
3	手話言語条例制定PR動画	B	B	B	松戸市公式 YouTube で、制定PR動画を公開します。	障害福祉課
4	親子向け手話講習会	-	-	A	手話の普及のため、市内の小学生とその親に対する手話講座を夏休みの期間に開催します。	障害福祉課

具体的な行動


障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> 自分に合った適切な手段により、必要な情報収集を行います。 市が行う手話通訳者・要約筆記者派遣等を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話言語条例の基本理念への理解を深め、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう環境整備を図ります。 円滑に意思表示やコミュニケーションが行えるように、コミュニケーション支援に携わる人材育成や派遣等の体制を整備します。 広報等を活用し、手話言語条例の情報を周知・PRをします。 障害特性に配慮した、広報誌やウェブサイトのアクセシビリティの向上に努めます。



第5節 安全安心なまちづくりの推進

安全安心なまちづくりの推進に向け、前計画と同様の指標値設定を行いました。指標値として設定されている避難行動要支援者名簿[※]貸出件数は、貸出対象団体全てが名簿を利用するよう、新たに指標値の見直しを図っています。

また、災害時の体制整備として、令和4年度からスタートした「在宅人工呼吸器使用者の停電時の備えの強化」を新たに具体的取組みとして明記しています。

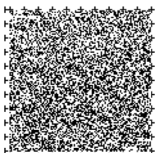
 第5節に関する課題分析は17頁をご覧ください。

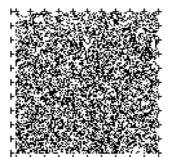
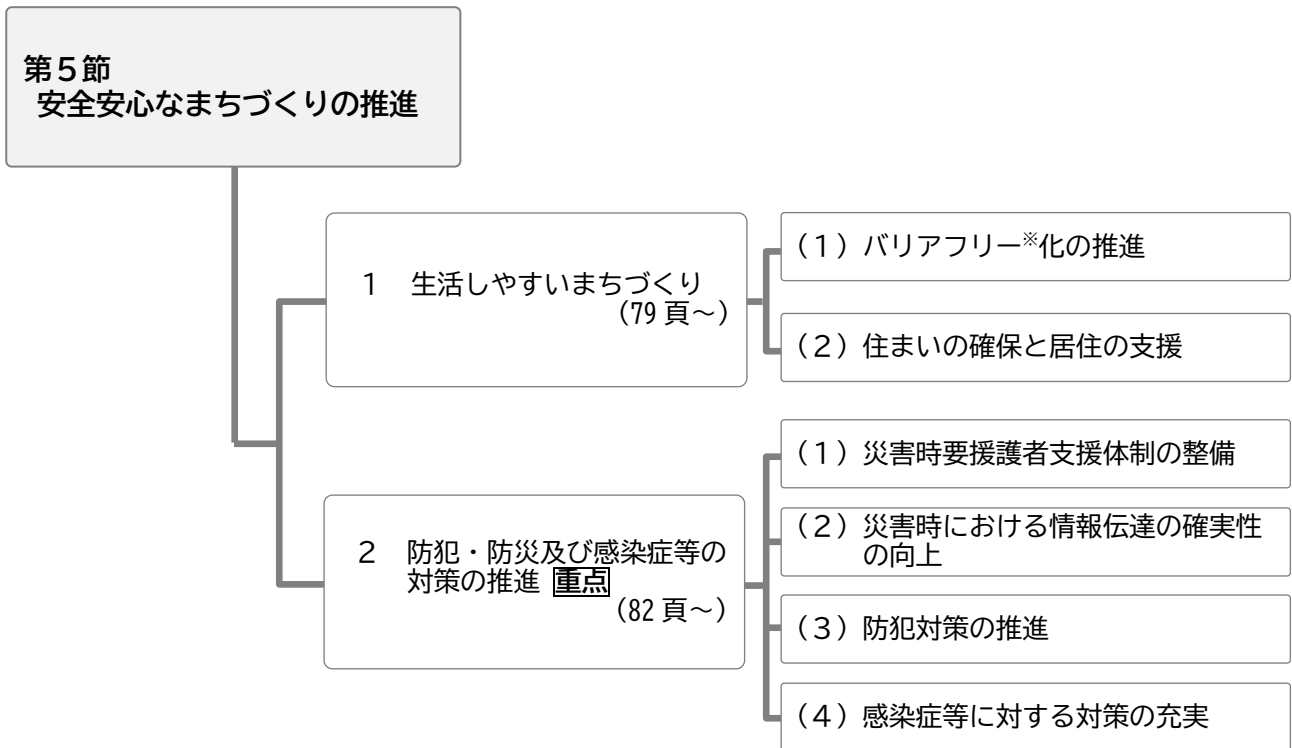
目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
生活しやすいまちづくり	道路のバリアフリー [※] 化 地区別完了率	11.8%	17.6%	実績値
防犯・防災及び感染症 等の対策の推進	避難行動要支援者名簿貸出 件数	77件	379件	実績値

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)	出典元
安全安心メールの登録者	47,377人	52,000人	実績値





1 生活しやすいまちづくり

(1) バリアフリー※化の推進

障害のある人もない人も地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、利用しやすいバリアフリーの視点に立って整備を推進します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	バリアフリー化推進業務	B	B	C	市民センターのバリアフリー化を推進します。	市民自治課
2	「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」の啓発	B	B	B	啓発活動として、各公共施設管理者に対して説明会を実施します。	都市計画課
3	公共サイン※の改善	B	B	B	公共サインの改善に取り組みます。	都市計画課
4	公園バリアフリー対策修繕	B	B	B	市内公園について、利用者が移動を円滑にできることを目的とし、出入口や園路の改修を行い段差の解消等を図ります。	公園緑地課
5	高齢者、障害者に配慮した歩道の整備	B	B	B	都市計画道路事業等に伴い高齢者、障害者に配慮した歩道の整備を行います。	道路建設課
6	鉄道駅バリアフリー化事業に対する補助金の交付	B	B	B	駅の円滑な利用を促進し、障害のある人にも配慮したまちづくりを推進するため、鉄道事業者が行う移動等円滑化設備等の設置に対し補助金を交付します。	交通政策課
7	放置自転車の撤去	B	B	B	松戸市自転車の放置防止に関する条例に基づき、放置自転車の撤去を行います。	交通政策課
8	放置自転車防止の啓発	B	B	B	駅前放置自転車クリーンキャンペーン（10月～11月）を実施し、ポスターの掲示等による啓発活動を行います。	交通政策課



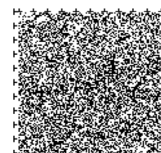
(2) 住まいの確保と居住の支援

市営住宅における優遇措置やグループホーム等に入居する際の家賃の一部補助など、経済的な負担の軽減を図ります。また、日中サービス支援型グループホームの整備をすすめます。

具体的な取組み

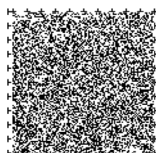
凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	市営住宅管理事業	B	B	B	市営住宅申込時、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育※手帳の交付を受けた一定以上の等級の人に対し、優遇措置を設けます。 また、既存入居者に対し、下肢の衰え等による住み替え要望があった場合、住み替え先を斡旋します。	住宅政策課
2	住宅リフォーム相談会	B	B	B	住宅リフォーム相談会を開催し、バリアフリー※化も含めた市民からのリフォーム相談に対応します。	住宅政策課
3	居住サポート事業【再掲】	B	B	B	転居や自宅からグループホーム・ケアホーム入居の相談、退院可能な障害者への住居確保・生活支援を行います。	障害福祉課
4	入居者家賃扶助費事業	B	B	B	グループホーム等に入居している障害者に対して、家賃の一部を助成します。	障害福祉課



具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー*が必要な場所を調べ、その解消に可能な範囲で協力します。 ・ バリアフリー化された設備等を十分活用するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、公共交通機関によるバリアフリー化を推進します。 ・ 障害のある人の住まいの確保に協力します。 ・ ユニバーサルデザイン*の意識をもちます。 ・ 誰もが利用しやすい都市の環境づくりをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・ 公共交通機関のバリアフリー化に対し補助をします。 ・ 住まいのバリアフリー化に関する事業を推進します。



2 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 重点

(1) 災害時要援護者支援体制の整備

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、高齢者、障害のある人など、避難にあたり支援が必要な人に対して、避難支援体制の整備を図ります。

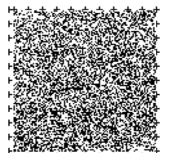
具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)		
1	避難行動要支援者避難支援業務	B	B	A	避難行動要支援者名簿 [※] への登録や名簿の貸出を行います。登録者数の減少や名簿貸出率の伸び悩みという課題があることから、名簿制度の見直しや周知方法の見直し等を図ります。	福祉政策課
2	災害対策の充実【再掲】	B	B	B	市で把握している医療的ケア児 [※] 等の名簿を活用し、避難行動要支援者名簿等防災に関する情報の周知を行います。	障害福祉課
3	避難支援体制の整備	C	B	B	避難所運営ゲーム HUG と呼ばれる避難所の開設を模擬体験できる訓練を実施し、避難所における要配慮者への対応について施設担当者と情報共有を行います（新型コロナウイルスの影響により R3年度は中止）。	危機管理課
4	在宅人工呼吸器使用者の停電時の備えの強化	-	A	B	災害などの停電時にも人工呼吸器が使用できるよう、在宅人工呼吸器使用者が購入する非常用電源の購入費用の一部を補助します。	健康政策課

(2) 災害時における情報伝達の確実性の向上

災害発生時には、災害情報の伝達手段として、広報車・メール配信等を活用し、災害情報を提供します。また、聴覚障害・言語障害のある人など、情報保障[※]に配慮の必要な人に情報を伝達する体制を整備し、その確実性を高めていきます。



具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8 年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3 年度	R4 年度	R8 年度 (目標値)		
1	災害情報の提供	B	B	B	「松戸市安全安心情報のメール」（火災等災害情報を）を配信します。	情報通信課

（３）防犯対策の推進

身近な犯罪情報や不審者情報などを迅速に提供することにより、地域の防犯力を高めます。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8 年度は施策の方向性）

No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3 年度	R4 年度	R8 年度 (目標値)		
1	松戸市安全安心メール	B	B	B	災害情報のほか、身近な犯罪情報や不審者情報などを、メールで配信します。	市民安全課

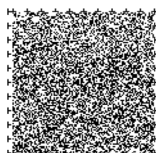
（４）感染症等に対する対策の充実

障害のある人またはご家族や障害福祉サービス事業所等が、災害発生時や感染症等の流行時にもサービス利用またはサービス提供が継続できるように、感染拡大防止策の周知啓発に努め、感染症等の発生時に備えた対応について検討します。

具体的な取組み

凡例：A 拡充（新規） B 継続 C 縮小 D 廃止（R8 年度は施策の方向性）

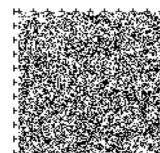
No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連部署等
		R3 年度	R4 年度	R8 年度 (目標値)		
1	防災や感染症等対策に関する障害福祉サービス事業所との連携	B	B	B	障害福祉サービス事業所と連携し、防災や感染症等の対策について実態を把握し、協議します。	障害福祉課



No	事業名称	実施状況			内容	担当・関連 部署等
		R3 年度	R4 年度	R8 年度 (目標値)		
2	障害福祉サービス等の継続	B	B	B	災害発生時や感染症の拡大時にもサービスを継続できるように、市内事業所の業務継続計画（BCP）の整備を推進します。	障害福祉課
3	災害や感染により支援者が不在となった場合の対応	B	B	B	災害発生時や感染等により支援者が不在となった場合に在宅の障害児者を支援する体制について県等、関係機関と連携を図るなど体制を整備します。	障害福祉課
4	ストマ用具の保管	B	B	B	災害時に備え、オストメイトのためのストマ用装具等の保管をします。	障害福祉課
5	感染症に関する情報の提供	B	B	B	様々な感染症に関する情報を広報、ホームページ等で周知します。	健康政策課

具体的な行動

障害のある人・家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から災害時に助けを必要としていることを地域に発信するようにします。 ・ 普段から積極的に周囲の人との関わりを持つようにします。 ・ 普段から感染症等に対して予防の徹底をするようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に地域ぐるみで要援護者の避難を支援します。 ・ 地域ぐるみで犯罪防止活動を推進します。 ・ 地域ぐるみで感染症等予防活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の避難支援体制を整備します。 ・ 災害発生時における情報伝達体制を整備し、その確実性を高めていきます。 ・ 災害発生時における感染症等予防体制を整備します。



第5章 第7期松戸市障害福祉計画／ 第3期松戸市障害児福祉計画

第5章では、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」です。国が示す基本指針に沿って、サービス種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を整理しました。

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

国の基本方針に基づき、第7期松戸市障害福祉計画／第3期松戸市障害児福祉計画の方向性を以下のとおりとします。

(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人やその家族、介護者等を対象とした相談支援体制の充実を図るとともに、必要なサービスが受けられるよう、適切な支給決定を行います。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

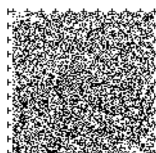
障害のある人に提供される障害福祉サービス量を今後とも適切に見込むとともに、必要な支援を行います。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域自立支援協議会[※]等のネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら個別の課題に取り組む、新たな社会資源開発につなげます。

(4) 地域共生社会[※]の実現に向けた取組

高齢者、障害のある人等に対する福祉サービスが相互、または一体的に利用しやすくなる仕組みづくり等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活することができる社会を実現します。



(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

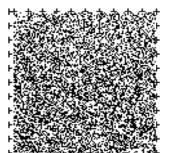
障害のある子どもの健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで途切れのない一貫した支援体制の充実を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施、職員の処遇改善等による職場環境の整備、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

ノーマライゼーション[※]の理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境の整備や情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を図ります。



2 国が定める重点施策と成果目標・活動指標

第6期松戸市障害福祉計画における成果目標の達成度合いを評価したうえで、第7期松戸市障害福祉計画・第3期松戸市障害児福祉計画に係る国の基本指針を踏まえ、計画期間（令和6年度から令和8年度）における成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

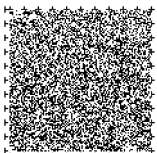
令和4年度末時点の施設入所者（基準値） 251人

項目		目標数値	国の基本方針
施設入所者数	令和8年度末入所者数（目標値）	238人	令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する
	入所削減見込数	13人 (5.0%)	
移行者数 地域生活	令和8年度末移行者数（目標値）	18人 (7.1%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す

令和8年度の施設入所者削減見込数は国の指針に基づき、令和4年度末と比較して5%以上削減することと設定しました。このことから、令和8年度末入所者数の目標値は238人となります。

また、地域生活移行者数は、国の指針において6%以上とされていますが、前計画における目標未達成割合も加えた数値を目標値として設定しています。このことから、令和8年度末の目標値は18人となります。

障害のある人等の状態やニーズに合わせた地域生活への移行ができるように、居住の場としてのグループホーム及び一般住宅等について、障害があっても慣れ親しんだ地域で生活することができるような体制を整備していきます。



(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

令和8年度末の目標（新規）	90人（千葉県による設定）
【国の基本方針】 当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める。	

基幹相談支援センター※による精神障害者の地域移行・地域定着の促進の取り組みとして、医療・介護分野等の地域の関係機関と連携し、地域個別ケア会議を圏域ごとに年2回程度開催しています。各機関の役割等の相互理解を深めつつ、個別事例の検討を実施しています。

引き続き、事例検討を実施するとともに、共通する事例の集積及び分析により、精神障害者が円滑に地域生活へ移行できるように重層的な支援体制の整備に努めます。

活動指標

項目	指標		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年6回		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（各回）	保健	1人	
	医療（精神科）	1人	
	医療（精神科以外）	1人	
	福祉	5人	
	介護	1人	
	当事者及び家族等	1人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年2回		
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	R6年	R7年	R8年
	6	6	6
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	2	4	4
精神障害者の共同生活援助の利用者数（人/月）	263	292	321
精神障害者の自立生活援助の利用者数（人/月）	6	8	8
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/月）	45	54	65



(3) 地域生活支援拠点※等有する機能の充実

令和8年度末の目標	地域生活支援拠点等有する機能の充実
【国の基本方針】 令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーター※を配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討する。	

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する制度になります。

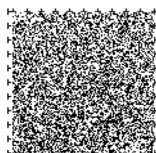
松戸市では、以下の通り市内事業所と連携し、国が求める地域生活支援拠点としての基本機能を、既存の資源(事業所)が分担して機能を担う面的整備型により整備しており、各機能を担える事業者を、随時、手上げ方式で募集し、市で登録しています。

コーディネーターについては、緊急時の受け入れ・対応を実施している緊急一時保護委託事業所に配置し、基幹相談支援センター※や指定特定相談支援事業所と連携して、緊急時の支援が見込めない対象者を事前に把握・登録しています。引き続き、対象者の把握・登録を推進し、コーディネート機能の拡充を図ってまいります。

また、障害者計画においては地域生活支援拠点登録事業者数や緊急一時支援の認知率等を指標値として新たに掲げており、計画的に整備を進めていきます(59頁参照)。

併せて地域生活支援拠点等運営協議会を年に2回ほど開催し、運用状況の検証・検討を図ります。

区分	機能詳細	拠点事業所
相談	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所が、緊急一時保護委託事業所と連携し、緊急時の支援が見込めない世帯に緊急事態等が生じた際に、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能	4事業所、 基幹相談支援センター
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 *松戸市においては、委託事業によりコーディネーターを配置し、緊急時の受け入れ、対象者の事前把握・登録等を実施しています。	1事業所

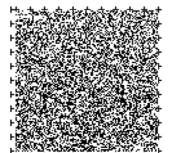


区分	機能詳細	拠点事業所
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	2事業所
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	基幹相談支援センター※
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、一般相談支援事業者等を活用してコーディネーター※を配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	2事業所、基幹相談支援センター

(4) 強度行動障害※を有する者への支援体制の充実

令和8年度末の目標	強度行動障害を有する者への支援体制の充実
【国の基本方針】 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)	

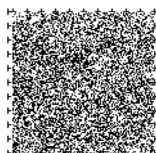
本計画より国の指針に基づき、共同生活援助、生活介護、短期入所について、強度行動障害を有する者を含めた重度障害者のサービス見込み量を新たに設定しています。必要な支援を把握し支援体制の整備を図るため、利用者及び事業所等を対象としてニーズ把握を今後実施していきます。



(5) 福祉施設から一般就労^{*}への移行

項目		目標数値	国の基本方針 *
一般就労への移行者数	(1) 福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度末時点の移行者数 (基準値)	104人
		令和8年度末時点の移行者数 (目標値)	168人
	(2) 就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	令和3年度時点の移行者数 (基準値)	80人
		令和8年度末時点の移行者数 (目標値)	137人
	(3) 就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	令和3年度時点の移行者数 (基準値)	A型 19人 B型 4人
		令和8年度末時点の移行者数 (目標値)	A型 28人 B型 6人
	(4) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	令和3年度末 (現状値)	66.7%
		令和8年度末 (目標値)	66.7%
定着支援事業	(5) 【利用者】一般就労へ移行した者の定着支援利用者	令和3年度 (現状値)	159人
		令和8年度 (目標値)	225人
	(6) 【事業所】就労定着率7割以上の事業所	令和3年度 (現状値)	0%
		令和8年度 (目標値)	25.0%

* 前計画で目標が未達だったものは、本計画目標値に加えて設定する。



就労に係る障害福祉サービスは、利用者数も年々増加傾向にあり（99頁参照）、障害者向け市民アンケート調査からも、現在は家庭内で過ごしているが、将来に向けて就労・通所等を希望していると回答した者が一定数いることが確認できています。このことから、今後も就労に係る障害福祉サービスの利用者数は増加していくことが考えられます。

また、障害者雇用率についても2.3%から2.7%（国及び地方公共団体は3.0%、教育委員会は2.9%）に令和8年までに段階的に引き上げられることが決定しており、市内の一般就労[※]移行者数についても注視していく必要があります。

今後も地域自立支援協議会[※]等を通じて、引き続き障害者が安心して就労できる環境づくりの構築を推進していきます。

（6）障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター[※]の設置

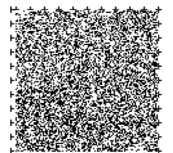
令和8年度末の目標	児童発達支援センターを設置する。
【国の基本方針】 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	

本市では、こども発達センター[※]において児童発達支援センターを開設しています。今後も地域における支援機関として、指定特定相談支援事業所による相談支援など専門性を活かした支援を行っていきます。

また、地域の保育所・幼稚園等の児童施設職員を対象とした施設巡回相談や障害児、その保護者及び児童施設職員のサポートを行う保育所等訪問支援に、今後より一層力を入れ、希望に沿った地域の保育所等での生活を継続できるよう支援します。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和8年度末の目標	インクルージョンを推進する体制を構築する。
【国の基本方針】 すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	



本市においては、こども発達センター※が保育所等訪問支援を提供しており、すでに体制は構築されています。保育所等訪問支援は、保育所等に訪問支援員が訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう子ども及び保育所等の職員に対し、専門的な支援を行っています。

また、支援を進めるうえでは訪問支援を受ける側の理解と協力も必要かつ重要であることから、これまで以上に訪問先との連携強化を行います。

今後も、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末の目標	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。
【国の基本方針】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	

本市においては、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が、それぞれ4か所ずつ確保されており、前計画時と比較して計4か所増えています。

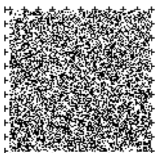
児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所ともに、近年、実利用人数、延べ利用人数ともに増加傾向となっています。今後も需要に応じ、事業所の整備を図っていきます。

④重症心身障害児・医療的ケア児※への支援

令和8年度末の目標	関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。医療的ケア児等に関するコーディネーター※を配置する。
【国の基本方針】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。	

平成28年度、児童福祉法の改正が行われ、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。

本市においては、平成28年11月、この協議の場として「松戸市医療的ケア児



の支援のための連携推進会議」を設置し、継続的に事業所や利用者のニーズ調査等を実施し、施策の推進を図っています。

また、医療的ケア児[※]等コーディネーターの研修修了者は市内に3名います。事業所への周知を図ること等を通じ、更なる配置の拡大を図って参ります。

⑤発達障害者等支援関係

活動指標

項目	指標		
	R6年	R7年	R8年
ペアレントトレーニング [※] やペアレントプログラム [※] 等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	10人	10人	10人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）	2事業所	2事業所	2事業所

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害のある人等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。また、併せてこれらの支援プログラム等の支援者の養成にも取り組んでいきます。

（7）相談支援体制の充実・強化

令和8年度末の目標	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
<p>【国の基本方針】</p> <p>総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター[※]を設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p>	

本市では平成25年度より基幹相談支援センターを設置していましたが、相談件数の増加に対応するため、令和3年度より市内3カ所に基幹相談支援センターを設置しています。関係団体ヒアリングにおいて、基幹相談支援センターと相談支援専門員の連携に期待しているとの声もあったことから、更なる地域の相談支援体制の強化を図っていく必要があります（見込み量等の数値設定は108頁参照）。



(8) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築

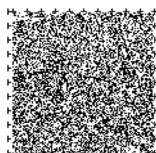
令和8年度末の目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
【国の基本方針】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	

障害のある人の重度化・高齢化により、複雑化する相談に対応できるよう、都道府県や市町村が実施する専門性を高めるための研修や勉強会に積極的に参加し、市職員の人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の適正化及び支援の質の向上に活用できるよう体制を整えます。

活動指標

項目	指標		
	R6年	R7年	R8年
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への松戸市職員の参加人数の見込み	40人	40人	40人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み	1回	1回	1回



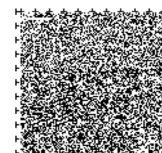
3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅において入浴、排泄、食事や家事の援助・介助を行います。
重度訪問介護	居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介助・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動支援（外出時の介護を含む）及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	11,727	11,625	10,951	11,115	11,199	11,284	11,369
	人/月	662	648	646	641	646	651	656
重度訪問介護	時間/月	5,684	6,597	5,478	7,016	7,308	7,601	7,601
	人/月	19	24	23	24	25	26	26
同行援護	時間/月	1,333	1,231	1,479	1,438	1,468	1,499	1,530
	人/月	86	79	85	83	85	87	88
行動援護	時間/月	21	9	9	22	29	40	58
	人/月	4	4	4	6	8	11	16
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

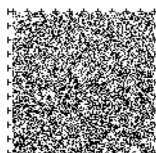


現状と課題

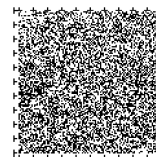
- 障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にありますが、訪問系サービス利用者数の一部サービスについては減少がみられました。
- 令和2年度から令和4年度までの実数値を見ると居宅介護の利用者数・利用時間は減少傾向にありました。一方で、障害者向けアンケート調査結果によると、居宅介護の利用を新たに検討していると回答した人が多くいることや、事業所向けアンケート調査において、利用者からの依頼に対して受け入れができなかった居宅介護事業所が多くあることが分かっています。このことから、見込み量としては今後増加していくものと推計していますが、引き続き利用者数について注視する必要があると考えられます。
- 千葉県内には指定を受けた重度障害者等包括支援の事業所がありません。

見込量確保のための方策

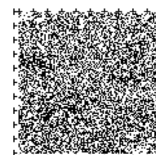
- 夜間や早朝など多様なニーズに対応できるよう、多様な事業者の参入を促進し、引き続き支援体制の整備を図ります。
- 千葉県等が開催している専門性を高めるための研修等の情報について、積極的に事業所へ周知します。
- 自立を促すサービス提供が実施できるよう、サービス等利用計画※に基づき、指定特定相談支援事業所等と連携し、個々の状況に応じたサービス提供及びサービスの質の向上を目指します。
- 利用希望者が適切なサービスを受けることができるよう、引き続き障害福祉サービスの周知や、利用実態に即したサービス提供体制の整備を行います。



(2) 日中活動系サービス



サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護等の支援が必要な人に、昼間、施設等で食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、理学療法*・作業療法*によるリハビリテーション、日常生活上の相談支援や就労支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援等、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援等、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障害者本人が一般就労*や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、就労するための知識及び能力の向上や企業等とのマッチング(実習や職場探し等)を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる65歳未満の人を、サービス期間(標準的な利用期間24ヶ月)を限定して必要な訓練や指導を行います。
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図る等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院等において医学的管理の下、常時介護を必要とする人に、食事や入浴、排泄等の介護や相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援等の必要な介護や訓練を行います。
短期入所 (福祉型)	居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、障害者支援施設等において、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援の提供を行います。
短期入所 (医療型)	居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、病院等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、病院、診療所、介護老人保健施設において、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援の提供を行います。



サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日/月	18,913	19,135	18,470	19,514	19,796	20,078	20,360
	人/月	917	954	954	968	982	996	1,010
重度障害者の 生活介護*	人日/月	10,746	11,573	11,307	11,046	11,505	11,983	12,482
	人/月	521	577	584	561	584	609	634
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	21	123	77	48	50	52	54
	人/月	1	6	4	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	303	583	834	1,018	1,056	1,096	1,136
	人/月	19	37	49	63	65	68	70
精神障害者の 自立訓練(生 活訓練)	人日/月	223	441	511	611	731	874	1,044
	人/月	14	28	30	38	45	54	65
宿泊型自立訓練	人/月	6	9	7	17	21	25	31
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	-	35	34
就労移行支援	人日/月	3,995	3,483	3,301	3,282	3,390	3,501	3,615
	人/月	220	195	185	188	194	201	207
就労継続支援 (A型)	人日/月	4,694	5,592	6,051	6,774	7,583	8,489	9,503
	人/月	239	277	303	349	390	437	489
就労継続支援 (B型)	人日/月	8,401	8,957	9,423	10,407	11,493	12,693	14,018
	人/月	461	522	561	586	647	715	790
就労定着支援	人/月	78	109	111	145	190	248	324
療養介護	人/月	27	26	25	24	24	24	25
短期入所 (福祉型)	人日/月	1,152	651	908	832	881	934	989
	人/月	203	122	141	146	155	164	174
重度障害者の 短期入所(福 祉型)*	人日/月	230	130	182	111	118	125	132
	人/月	41	24	28	19	20	21	23
短期入所 (医療型)	人日/月	36	18	21	18	19	20	21
	人/月	10	3	4	4	4	4	5
重度障害者の 短期入所(医 療型)*	人日/月	36	18	21	18	19	20	21
	人/月	10	3	4	4	4	4	5

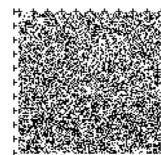
* 重度障害者に係る数値は、強度行動障害※、高次脳機能障害※を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者のことを指し、令和4年度以前のデータも含め一部推計に基づく数値になります。

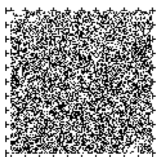
現状と課題

- 生活介護事業所は前計画から引き続き、利用者数が増加傾向にあります。また、強度行動障害[※]等の利用者数についても同様に増加傾向にあります。
- 自立訓練（生活訓練）は、前計画策定時は市内に1事業所しか整備されておらず、利用者数も減少傾向にありましたが、現在は4事業所が市内に整備され、利用者数も増加傾向にあります。潜在的に利用者のニーズが高いことが考えられ、利用者数の推移について今後注視する必要があります。
- 短期入所は、市内17ヶ所あり、うち子どもの受け入れ可能な事業所は8ヶ所整備されています。前計画策定時はそれぞれ11カ所、4ヶ所であり、市内事業所の整備が少しずつ進められています。
- 就労継続支援事業所を中心に、就労に係る障害福祉サービスのニーズが増加傾向にあります。障害者向け市民アンケート調査からも、現在は家庭内で過ごしているが、将来に向けて就労・通所等を希望していると回答した者が一定数いることが確認できており、今後も利用者数は増加していくものと考えられます。
- 令和6年度より新たなサービスとして、「就労選択支援制度」がスタートします。本制度は就労先、働き方について、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する制度ですが、就労に係る障害福祉サービスの利用者数が増加傾向にあることから、利用者数の推移について今後注視する必要があります。

見込量確保のための方策

- 強度行動障害等の重度の障害を持った方の生活介護事業所の利用数が増加傾向にあり、今後課題の把握等を行い、適切に事業所を支援していく必要があります。
- 障害者計画推進協議会において、レスパイト[※]ケアのニーズが高いことや、親亡き後の支援について議論がされており、短期入所のニーズは引き続き高いものと考えられます。令和4年度からは、松戸市医療的ケア児[※]等の家族に対するレスパイトケア事業補助金がスタートしており、医療的ケア児者等を受け入れる市内の福祉型短期入所事業者に対して補助を行っています。引き続き本制度を活用し、適切に事業所を整備していきます。
- 就労継続支援サービスは年々利用者が増加傾向にありますが、事業所数も同様に増加傾向にあり、見込量の確保は十分に図れるものと考えられます。





(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する障害のある人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力・生活力等を補う観点から支援を行います。
共同生活援助	障害のある人に対し、共同生活を行う住居で、主に夜間に相談や食事提供等の支援、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設入所者に対し、夜間に入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で行います。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	5	1	0	5	6	8	8
共同生活援助	人/月	447	525	582	677	787	916	1,065
重度障害者の共同生活援助*	人/月	-	64	82	105	135	172	221
施設入所支援	人/月	261	268	254	251	247	244	241

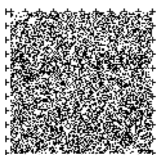
* 重度障害者に係る数値は、強度行動障害、高次脳機能障害※を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者のことを指し、令和4年度以前のデータも含め一部推計に基づく数値になります。

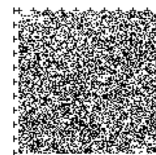
現状と課題

○共同生活援助（グループホーム）は、利用者数が増加傾向にあり、強度行動障害等の重度の障害を持った利用者も同様に増加傾向にあります。障害者計画推進協議会においては「親亡き後」の支援として日中サービス支援型グループホームの整備についても議論されており、重度の障害を持った方の自立した生活を支援する観点からも、今後更なる日中サービス支援型グループホームの整備が必要です。

見込量確保のための方策

- 障害者グループホーム等運営費補助金による支援等により、増加する共同生活援助利用者数の見込量確保に対応します。
- 地域生活移行者数の目標数（87頁参照）や在宅の重度障害者へ市が行った調査から、計画期間の令和8年度までに新たに20名程度の日中サービス支援型グループホームの利用希望者が生ずると考えられます。現在、日中サービス支援型グループホームは年平均で2棟整備されており、新たな利用希望者へも十分に対応できるものと考えられますが、引き続き、利用希望者や整備見込み量の推移について注視していく必要があります。





(4) 障害児通所支援

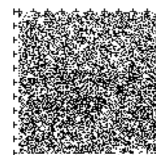
サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害の専門職員が保育所、幼稚園、小学校等の他、子どもが集団生活を営む施設として市町村が認めた施設を訪問し、障害のある子どもが集団生活に溶け込めるように支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	4,146	4,942	5,527	5,961	6,580	7,085	7,629
	人/月	353	449	532	523	579	624	671
放課後等デイサービス	人日/月	11,194	11,407	12,068	12,401	12,743	13,095	13,456
	人/月	801	842	924	882	907	932	957
保育所等訪問支援	人日/月	16	48	67	67	67	67	67
	人/月	11	30	45	45	45	45	45
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

現状と課題

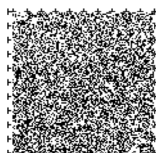
- 障害児通所支援については実数値、見込み量ともに増加傾向にあります。障害児向け市民アンケート調査からは、特に放課後等デイサービス事業所を今後も継続して利用したいと回答した保護者が数多くいることが分かりました。
- 事業所数も同様に増加傾向にあり、児童発達支援事業所は令和3年度末に9事業所、令和4年度末に22事業所が前年度と比較して増加しています。同様に放課後等デイサービス事業所についても令和3年度末に12事業所、令和4年度末に16事業所が増加しています。
- 一方で、事業所が急増する中でサービスの質の担保も今後必要となることが考えられます。



- 医療的ケアを実施している事業所数は増加傾向にありますが、今後も医療的ケア児[※]等を支援する保育・教育・サービスの充実を継続して図る必要があります（35頁参照）。

見込量確保のための方策

- 利用者数は増加傾向を辿っていますが、事業所数も同様に近年急増していることから、見込量の確保は十分に図れるものと考えられます。
- 今後も見込量を確保することと併せて、医療的ケアをはじめとした利用者個々のニーズに応じて利用場所を選択できるよう、体制の整備に取り組めます。
- 市内には指定を受けた居宅訪問型児童発達支援事業所がありません。本サービスは平成30年度からスタートしたサービスであり、県内では令和5年3月末時点において11事業所が指定を受けています。引き続き利用者ニーズを把握し、サービスとして必要な見込量等について注視していきます。



(5) 相談支援事業（個別給付支援事業）

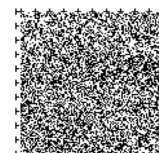
サービス名	サービスの概要
計画相談	障害のある人等や家族、介護を行う人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護 [*] のための必要な援助等を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人等に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活している障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し相談・緊急時支援を行います。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談								
障害者	人/年	1,911	2,053	2,086	2,173	2,263	2,357	2,454
	人/月	407	453	466	521	582	650	726
障害児	人/年	550	544	596	625	656	688	722
	人/月	126	118	138	147	157	168	180
地域移行支援	人/年	1	3	6	7	8	10	12
地域定着支援	人/年	1	0	0	0	2	4	4

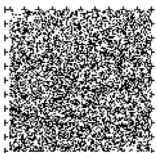
現状と課題

- 計画相談の利用者数は障害者、障害児ともに増加傾向にあります。一方で計画策定率は減少傾向にあり、令和2年度末と令和4年度末の数値を比較すると、障害者において2.3%減（令和4年度末計画策定率 68.3%）、障害児において5.3%減（令和4年度末計画策定率 32.5%）となっています。適切な障害福祉サービスの選択支援のためにも、計画策定率の改善が今後必要になります（59頁参照）。
- サービス利用者に対する相談支援専門員の数が不足しています。令和2年度末と令和4年度末の数値を比較すると、5人減であり、常勤換算数で比較すると4.1人減になります（令和4年度末相談員数 78人、常勤換算数 36.1人）。サービス利用者数は増加傾向にあることから、相談支援専門員の確保が必要になります。
- 入所施設からの退所や、精神科病院からの退院による地域生活への移行を進めるため、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の適切な整備が必要となります（88頁参照）。



見込量確保のための方策

- 指定特定相談支援事業所が適切な相談支援体制を構築できるよう、相談支援専門員の配置に係る費用の一部を補助する制度の検討を図ります。本制度の検討は、専門員数の減少や計画策定率の改善に一定程度寄与することに期待するものです（64頁参照）。
- 相談支援専門員スキルアップ研修や、相談支援事業所連絡会「サポサポ」における事例検討や研修等を通じ、指定特定相談支援事業所を支援します。
- 地域移行支援、地域定着支援のサービスは、ニーズを把握しながら供給体制を整備します。



4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

（1）理解促進・研修啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進・研修啓発	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行い、共生社会の実現を図ります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・研修啓発	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

現状と課題

○市民アンケート調査結果から、地域共生社会[※]、成年後見制度[※]、合理的配慮[※]等の用語認知率は改善傾向にあることが分かりましたが、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合は微増していることが分かりました（9頁参照）。

見込量確保のための方策

- 障害者週間[※]（12月3日～12月9日）にあわせて開催するふれあいフェスティバル等、地域住民の障害に関する理解促進に向けたイベントを開催し、障害者の更なる社会参加を促進します。
- ハート・プラスマーク[※]やヘルプマーク[※]を必要な人に配布するとともに、それらを含めた障害のある人に関するマークについて、啓発ポスターの掲示、各種イベントでの周知を通じて、広報活動を行います。



(2) 自発的活動支援事業

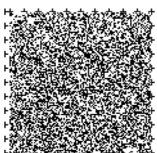
サービス名	サービスの概要
自発的活動支援	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

見込量確保のための方策

- 障害のある人やその家族、地域住民等により構成された団体の自主的な活動を引き続き支援します。



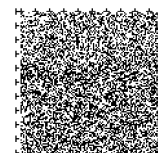
(3) 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
障害者相談支援	障害のある人等や家族、支援を行う人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護 [*] のための必要な援助等を行います。 <基幹相談支援センター [※] > 総合的な相談に対応するとともに、人材育成等地域における相談の中核的な役割を担います。
相談支援機能強化	専門的職員を配置する、地域の相談支援体制の強化を図る等により、基幹相談支援センター等の相談支援機能の強化を行います。
住宅入居等支援	地域での生活を希望する退院（退所）可能な障害のある人等に賃貸住宅等の入居に必要な諸手続き及び関係機関によるサポート体制の調整の支援を行います。

サービスの推移と見込

[基幹相談支援センター関係]

サービス名	単位	第5期		第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援								
基幹相談支援センターの設置	か所	1	3	3	3	3	3	3
	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
中央基幹相談件数	件数	9,268	8,467	6,119	6,413	7,054	7,759	8,535
小金基幹相談件数	件数	-	5,634	5,272	5,453	5,998	6,598	7,258
常盤平基幹相談件数	件数	-	9,514	9,364	11,734	12,907	14,198	15,618
サポートセンター沼南相談件数	件数	171	217	208	213	213	213	213
相談支援事業者への指導・助言	件数	-	31	336	372	372	372	372
相談支援事業者へのスキルアップ研修	件数	1	3	3	3	3	3	3
基幹相談機関との連携強化の取組	件数	-	6	6	6	6	6	6
主任相談支援専門員の配置数	人数	0	0	1	2	3	3	3



[地域自立支援協議会※関係]

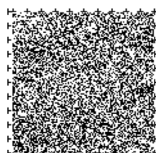
サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会への相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回数	2	2	2	1	1	1	1
協議会への相談支援事業所の参加事業者数・機関数	数	1	1	1	1	1	1	1
専門部会の設置数	数	2	2	2	3	3	3	3
専門部会の実施回数	回数	2	2	2	4	4	4	4

現状と課題

- 基幹相談支援センターは、相談機関の中核として総合的、専門的な支援を行うほか、地域の相談機関の支援を行う役割があります。
- 基幹相談支援センターは、「障害者虐待防止・障害者差別相談センター※」を併設し、通報や相談を受付けるほか、市とともに障害のある人の虐待や、障害のある人の差別への対応を行う役割があります。
- 住宅入居等支援（居住サポート）は、地域移行支援を目指し、住居の確保を必要とする人などの支援を行っています。
- 基幹相談支援センター※は、地域の相談機関を支援し、育成する役割を担うことが必要となります。
- 相談件数は増加傾向にあることから、適切な人員体制を継続して確保することが課題です。
- 障害のある人の抱える課題は複雑化・多様化しています。本人や家族の高齢化により生じる課題などの複合的な課題に対し、高齢者分野、母子分野と横断的に連携を図ることで重篤な事案として顕在化する前に早期に適切な支援を実施するなど、予防的な役割も果たすことが求められます。

見込量確保のための方策

- 障害者虐待防止・障害者差別相談センターは、虐待に関する通報の受理、相談、支援を行う機関として充実を図ります。
- 複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、「重層的な支援体制」における障害分野の1機関に位置づけている基幹相談支援センターにて、他分野の相談機関との連携強化を図ります。
- 総合的・専門的な相談支援を実施し、かつ、地域の相談機関を支援し、育成する役割を担う基幹相談支援センターの機能強化に引き続き取り組みます。



(4) 成年後見制度※利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度市長申立て費用助成	知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でなく、成年後見制度の利用が必要な人のうち、親族による後見等の申立てが困難な場合、市長による申立ての支援を行います。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度市長申立て費用助成	人/年	7	3	3	4	3	3	3

現状と課題

- 本人や親族による後見等の申立てが困難な場合、市長による申立てを行っています。
- 本人や親族による後見等の申立てに要する費用の支払いが困難な場合、その費用の助成を行っています。
- 成年後見人等への報酬の支払いが困難な状況にある人に代わり、市が報酬助成を行っています。

見込量確保のための方策

- 市長による後見等の申立てを適宜行っていきます。
- 本人親族申立てに要する費用助成を継続して行います。
- 成年後見人等に対する報酬助成を継続して行います。
- 成年後見制度利用促進協議会を開催し、権利擁護※支援の地域連携ネットワークを構築します。



(5) 成年後見制度※法人後見※支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援	市民後見協力員※の養成、成年後見制度相談受付等の業務を委託します。

サービスの推移と見込

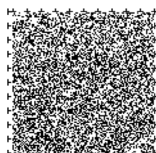
サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

現状と課題

- NPO法人と連携し、成年後見制度に関する相談・啓発や、市民後見協力員の養成、活動支援等を行っています。
- 市民後見協力員が、専門職後見人等の身上監護※業務を補助する役割を担っています（令和5年4月現在 登録人数60人）。

見込量確保のための方策

- NPO法人への委託による成年後見制度に関する事業を継続し、相談、広報の充実・強化を図っていきます。



(6) 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。
手話通訳者設置	市役所内に手話通訳者を設置し、聴覚等に障害のある人のコミュニケーションを支援します。

サービスの推移と見込

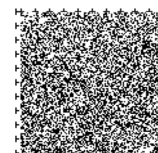
サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	件/年	1,050	700	786	731	750	770	790
手話通訳者設置	人/年	2	2	2	2	2	2	2

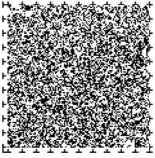
現状と課題

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員は、市に登録し、聴覚障害のある人からの要請・市の関係する講演会及びイベント等への協力依頼により、派遣を行っています。
- 手話通訳者は、市役所内に2人設置し、聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援を行っています。

見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を継続して実施します。
- 手話通訳者を市役所内に継続して設置します。





(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等の障害のある人等の身体介護を支援するための用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、移動・移乗支援用具等で、障害のある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具です。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養等を支援するための用具です。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、通信・情報受信装置、ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ装置等の、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具です。
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等の障害のある人等の排泄管理を支援するための衛生用品です。
居宅生活動作補助用具	居宅生活の環境整備を図るため、住宅の床の段差解消や手すりの設置等をするための改修費用です。

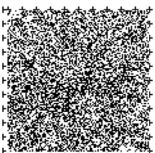
サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	31	24	33	29	29	29	29
自立生活支援用具	件/年	86	73	109	91	91	91	91
在宅療養等支援用具	件/年	66	65	69	67	67	67	67
情報・意思疎通支援用具	件/年	131	65	58	62	62	62	62
排泄管理支援用具	件/年	5,083	5,367	5,656	5,512	5,512	5,512	5,512
居宅生活動作補助用具	件/年	3	2	4	4	4	4	4

現状と課題

- 日常生活用具給付等事業は、障害のある人等に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立の促進を図ることを目的として行っています。
- 身体障害者手帳の交付時等に、日常生活用具の説明をしています。
- 日常生活用具の機能の向上、また新たな品目の開発などを受けて、利用者のニーズが多様化していますが、適切に対応する必要があります。

見込量確保のための方策



- 進化する日常生活用具の情報及び利用者からの要望を踏まえ、日常生活用具の品目、対象者、耐用年数等の見直しを行うなど、給付の範囲の適正化を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成	市に登録し、聴覚障害のある人からの要請、市の関係する講演会及びイベント等への通訳者派遣につながる手話奉仕員を養成します。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成	年間 実人数	18	19	17	16	20	20	20

現状と課題

- 手話通訳・要約筆記の担い手の育成を進めることが必要となります。
- 手話奉仕員養成は、奉仕員の人材育成及びスキルアップのため、事業を継続します。
- 要約筆記者養成は、筆記者の人材育成に関し、県の動向をふまえ、情報提供を行うことが必要となります。

見込量確保のための方策

- 手話奉仕員養成研修は、人材の確保及び技術の向上を目指し、前期研修及び後期研修を2年間にわたり実施します。



(9) 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援 (社会参加支援)	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。
移動支援 (通学等支援)	保護者の疾病、障害等により通学時等の介助者がいない子どもであって、他の送迎手段や付添いの支援が得られず中長期的に通学等ができない子どもに、通学等のための移動を個別に支援します。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期	第6期/第2期実績		第7期/第3期見込			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援 (社会参加支援)	時間/月	2,538	2,246	2,585	2,436	2,560	2,691	2,829
	人/月	302	227	276	262	275	289	304
移動支援 (通学等支援)	時間/月	410	321	345	355	366	377	388
	人/月	37	31	38	39	39	40	40

現状と課題

- 社会参加支援利用件数は令和3年度に減少しましたが、障害者向け市民アンケート調査結果からは、今後3年間の利用意向は引き続き高いことが確認出来ました。新型コロナウイルス感染症の影響が社会参加支援の利用に一定程度影響があったことも考えられ、利用件数は今後漸増することが考えられます。
- 通学等支援の利用者数、利用量は、増加傾向にあります。特に、通学等支援は、朝の時間帯にサービス需要が集中するため、ヘルパーの人材確保が課題となっています。
- 多様なニーズに対する柔軟なサービス供給体制の整備、事業所及び人材の確保が必要です。

見込量確保のための方策

- 移動支援事業を実施する事業者の登録数は年々増加傾向にありますが、障害者のニーズや潜在的な需要を把握しながら、引き続き供給体制の整備を行います。



(10) 地域活動支援センター※事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人等に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人等のために通所による援護事業を実施します。

サービスの推移と見込

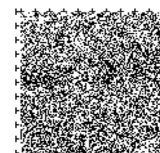
サービス名	単位	第5期	第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所/年	1	1	1	1	1	1	1
	人/月	52	42	43	42	40	39	38
地域活動支援センターⅡ型	箇所/年	1	1	1	1	1	1	1
	人/月	195	246	306	334	365	399	436
地域活動支援センターⅢ型	箇所/年	15	13	12	12	12	12	12
	人/月	226	210	206	196	186	177	168

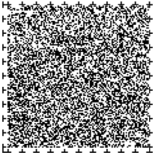
現状と課題

- 地域活動支援センターⅢ型の設置数は年々減少傾向にあり、同様に利用者数も減少傾向にあります。今後の利用者数の増減に注視しつつ、ニーズ把握に努めていく必要があります。
- 地域活動支援センターⅢ型は、障害により自宅に引きこもっていた人や、長期入院をしていた人、就労することが難しい人等の社会参加の場として重要な役割を担っています。

見込量確保のための方策

- 地域活動支援センターの事業運営の安定化を図るため、地域活動支援センター運営費補助金等を通じて事業所を支援します。





5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

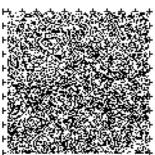
サービス名	サービスの概要
訪問入浴サービス	居宅で入浴が困難な寝たきりの身体に障害のある人に対し、訪問して入浴サービスの提供を行います。
更生訓練費給付	自立訓練、就労移行支援を利用している人、身体障害者更生援護施設に入所し訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託	市長が認めた事業経営者（職親）に一定期間委託し、生活指導、技能習得訓練等を行います。
日中一時支援	日中の活動の場の確保とともに、家族の就労支援、一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得助成	就労の機会拡大や社会参加のために自動車運転免許取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造費助成	自立した生活をするために、自動車を改造する場合の経費の一部を助成します。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第5期		第6期／第2期実績		第7期／第3期見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	回/月	388	422	357	347	336	327	317
	人/月	52	53	48	48	47	47	46
更生訓練費給付	人/月	26	24	17	15	13	11	9
知的障害者職親委託	人/月	2	2	2	2	2	2	2
日中一時支援	人日/月	1,650	1,181	1,197	1,195	1,245	1,298	1,352
	人/月	238	156	168	161	168	175	182
自動車運転免許取得助成	人/年	5	4	4	4	4	4	4
自動車改造費助成	人/年	2	3	3	3	3	3	3

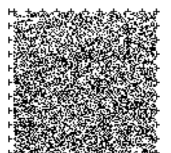
現状と課題

- 知的障害者職親委託は、職親として、当初委託した人から事業を引継ぐ人の確保が難しい状況です。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成は、障害のある人等の社会参加のための重要な事業であり、事業を継続する必要があります。
- 特別支援学校※高等部（知的）卒業後の日中一時支援の利用について、日中活動の場としての利用が増えており、事業所数、利用者数ともに増加しています。



見込量確保のための方策

- 知的障害者職親委託は、事業の後継者等の問題もあり、今後のあり方等について職親と適宜協議します。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成については、障害のある人等の生活活動の拡大と移動の利便性を高め、就労機会及び社会参加の拡大のために継続するとともに、サービス内容の周知に努めます。
- 日中一時支援の利用ニーズを把握しながら、サービス提供事業者の確保に努めます。



第6章 計画の推進に向けて

第6章では、計画を推進していくにあたって、関係機関との連携や計画の普及、進捗状況の点検と評価に関する方策を整理しています。

1 関係機関等との連携

(1) 障害者計画

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等と情報を共有することで、連携強化に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障害への理解や障害のある人への配慮について、市役所の各部局間の情報共有や意識の浸透に努めます。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

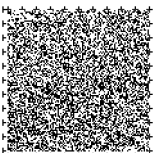
障害福祉計画・障害児福祉計画は、サービスの種類ごとの見込みや、その確保のための方策を示す計画であり、特に障害のある人の福祉、医療、教育、雇用等に関係する機関との連携が必要です。

また、施策の推進に当たっては、松戸市地域自立支援協議会※および松戸市医療的ケア児※の支援のための連携推進会議等と連携し、障害のある人の支援体制構築を図っていきます。

2 新たな計画の普及・定着の推進

(1) 施策の重点化

限られた財源や資源の有効活用を図りながら、障害のある人のニーズに的確に対応した計画を推進します。そのため、重点施策を設定し、効果的な施策の展開を図ります。



(2) 普及・定着に向けた取組み

障害福祉分野のみならず、教育、保健、就労、文化・スポーツ、まちづくりなど、様々な分野を対象とした計画として、まずは、市役所全体での取組みを推進していけるよう、職員を対象とした周知・啓発や関連分野の担当課との連携強化を図ってまいります。

(3) 市民の参加と協力

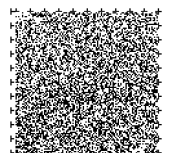
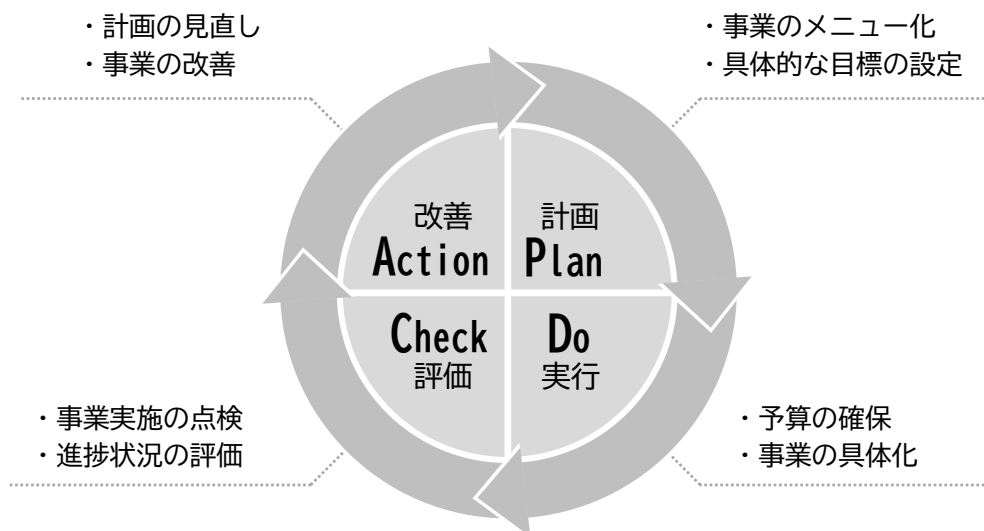
本計画は、市民参加型として、障害のある人・家族、地域・住民、行政それぞれの役割（具体的な行動）を掲げました。広報まつどなどを活用し、本計画を広く市民に周知することで、市民の皆様の参加と協力のもと、施策の推進を図ります。

3 計画の進捗状況の点検と評価

計画の着実な推進に努めるため、障害者計画においては第4章に記載の事業や具体的な行動の実施状況を、障害福祉計画・障害児福祉計画においては第5章に記載の国が定める成果目標・活動指標および障害福祉サービスの見込量と利用実績を、アンケート調査や統計資料に基づいて点検、評価いたします。

また、松戸市障害者計画推進協議会において、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

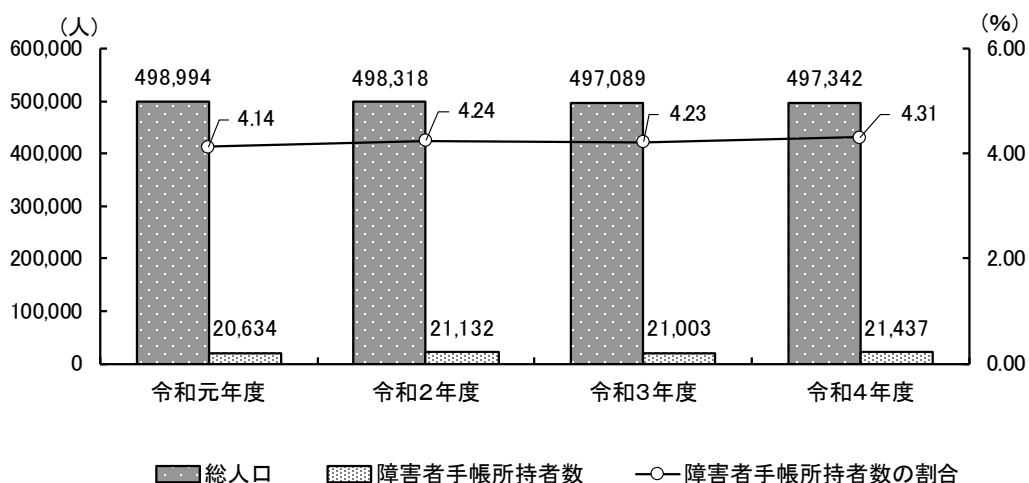
資料編では、障害福祉に係る各種統計的な数値や、松戸市障害者計画推進協議会に関する資料、本書内に掲載されている用語についての説明をまとめています。

1 統計資料

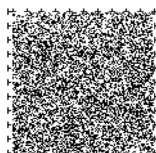
1 人口、障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は令和元年度から増減を繰り返し、令和4年度では21,437人となっています。また、令和4年度における総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、令和元年度から0.17ポイント増の4.31%となっています。

人口、障害者手帳所持者数の推移



資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）
障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

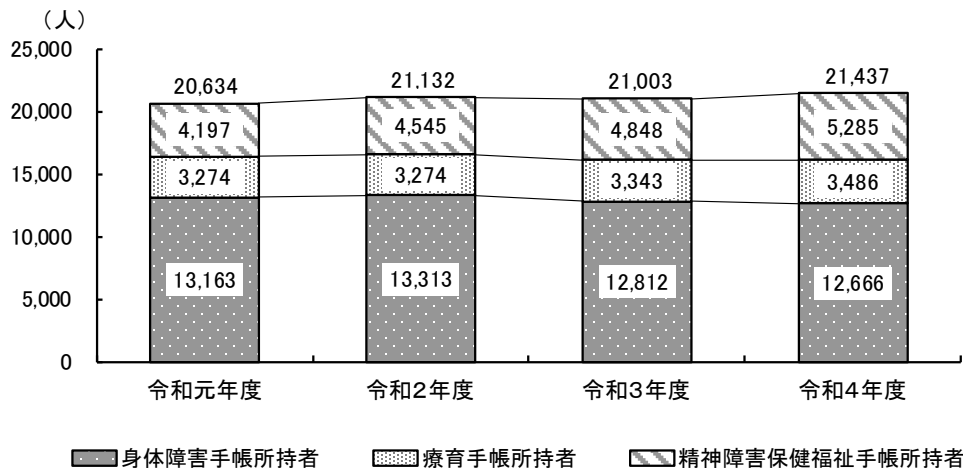


2 障害のある人・子どもの現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別では、身体障害者手帳の所持者数は令和2年度以降から減少傾向にあり、令和4年度で12,666人となっています。一方で、療育*手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、3,486人、5,285人となっています。

障害者手帳別の所持者数の推移



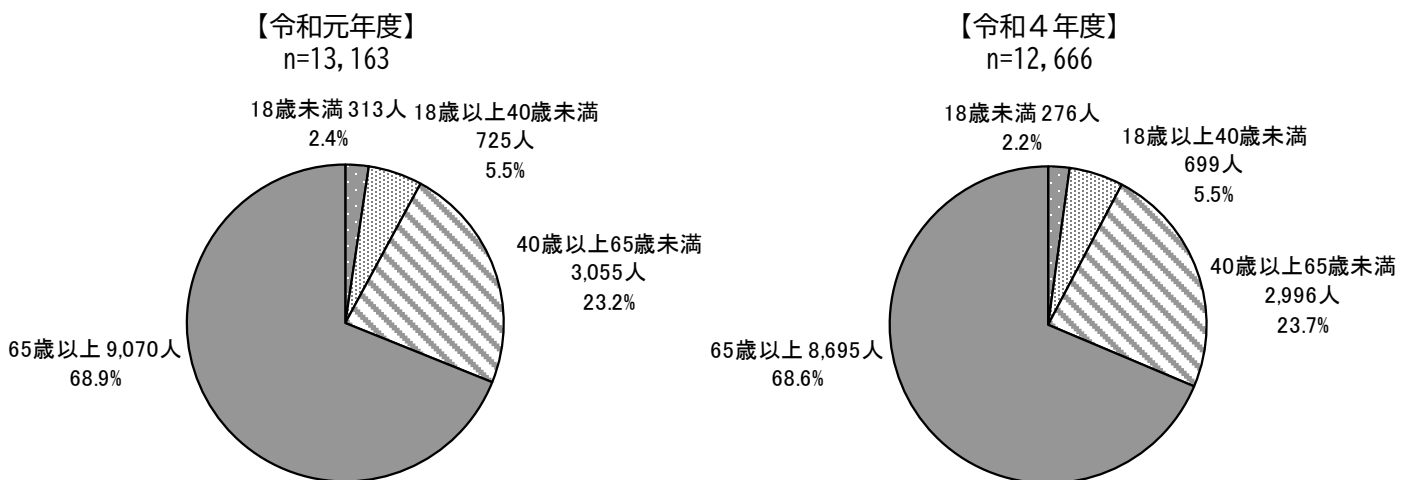
資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(2) 身体障害のある人

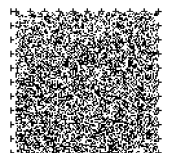
① 年齢区分別

令和4年度における身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合は、65歳以上の割合が68.6%（令和元年度68.9%）と最も多くなっています。

年齢区分別身体障害者手帳所持者



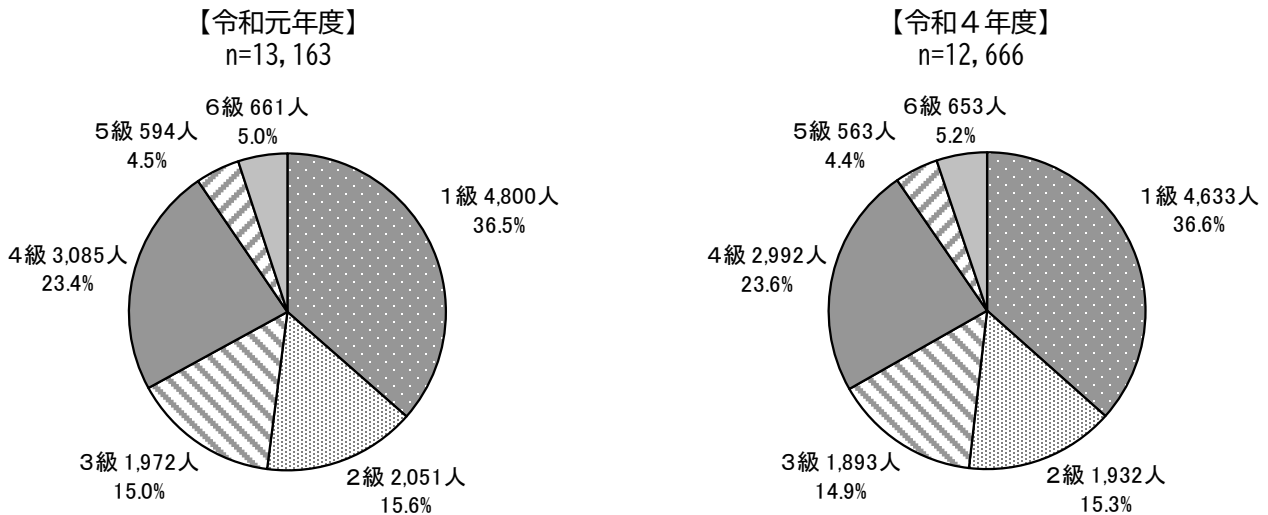
資料：庁内資料（各年度3月末現在）



② 等級別

令和4年度における等級別構成割合は、1級が4,633人で最も多く、次いで4級が2,992人となっています。令和元年度と比べると大きな変化はありません。

等級別身体障害者手帳所持者

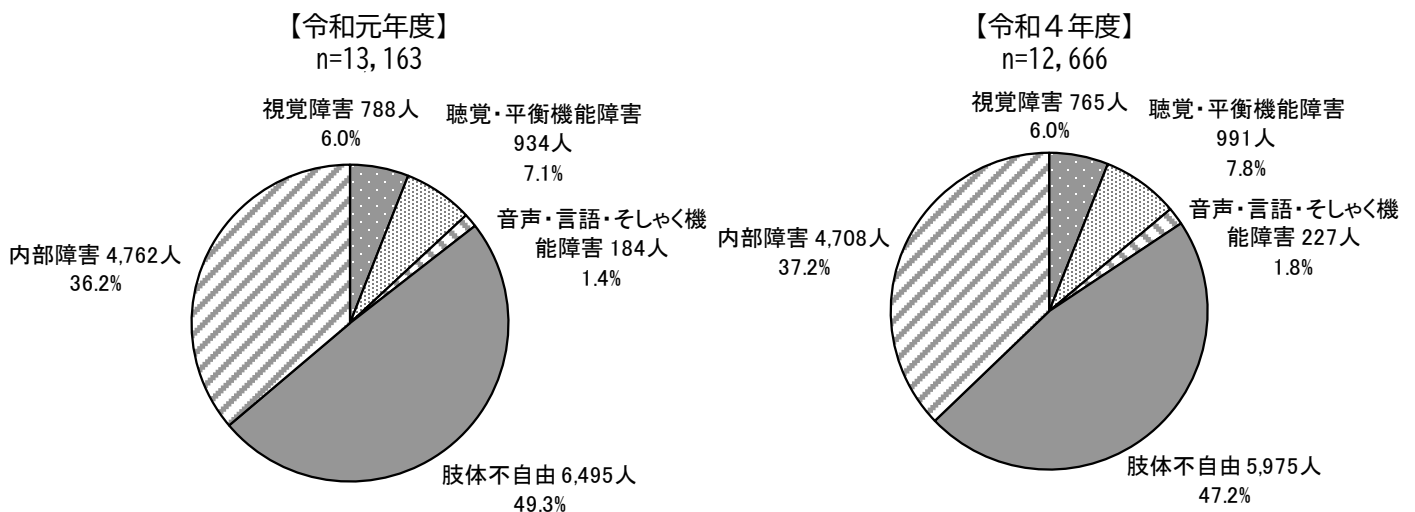


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

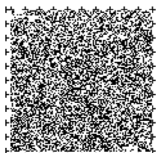
③ 障害の種類別

令和4年度における障害の種類別構成割合は、肢体不自由が5,975人（47.2%）と最も多く、次いで内部障害が4,708人（37.2%）となっています。令和元年度と比べ、内部障害が1.0ポイント増加しています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

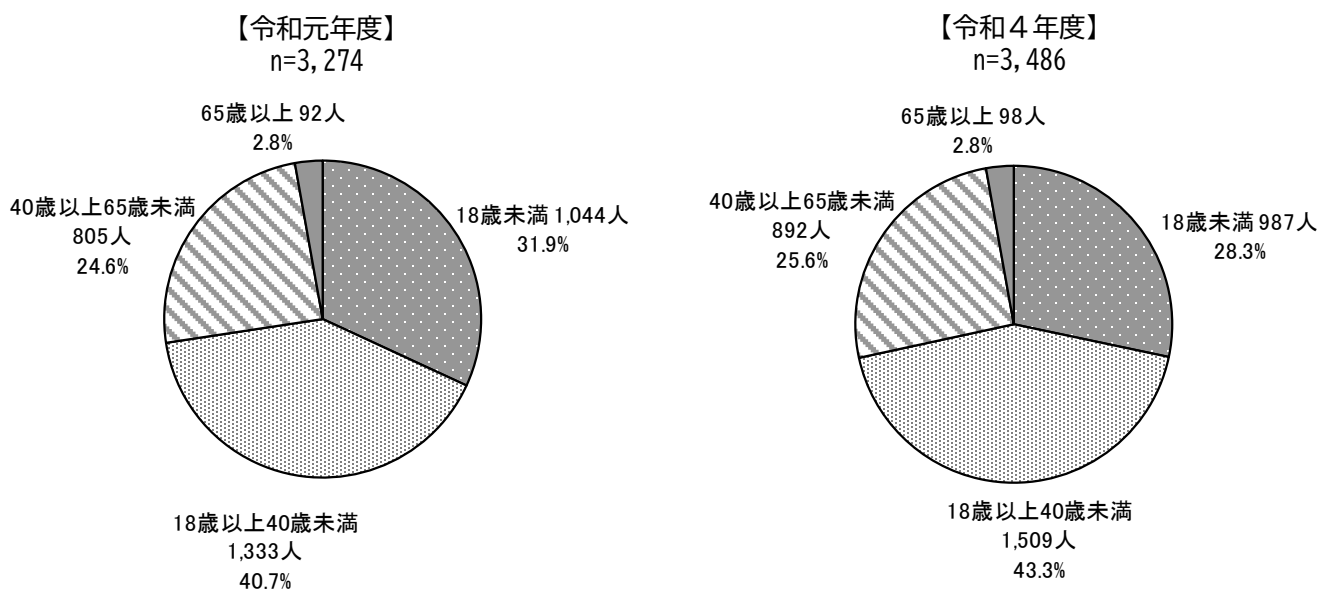


(3) 知的障害のある人

① 年齢区分別

令和4年度における療育*手帳所持者の年齢別構成割合は、18歳以上40歳未満の割合が43.3%（令和元年度40.7%）と最も多くなっています。令和元年度と比べると、18歳未満の手帳所持者数の割合が3.6ポイント減少しています。

年齢区分別療育手帳所持者

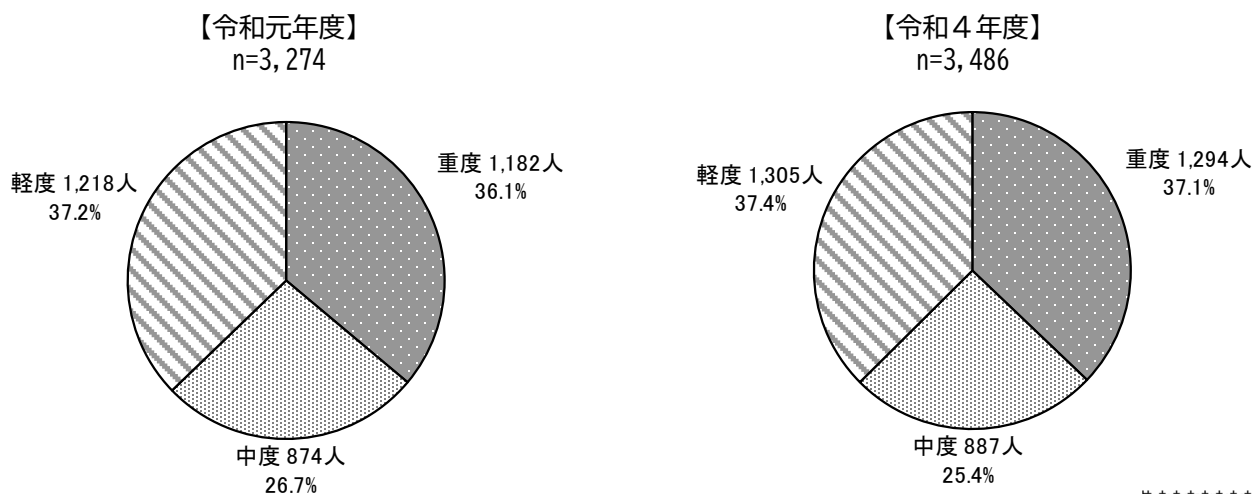


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

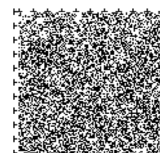
② 程度別

令和4年度における程度別構成割合は、重度の手帳所持者数が1,294人（37.1%）と最も多くなっています。令和元年度と比べると大きな変化はありません。

障害の程度別療育手帳所持者



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

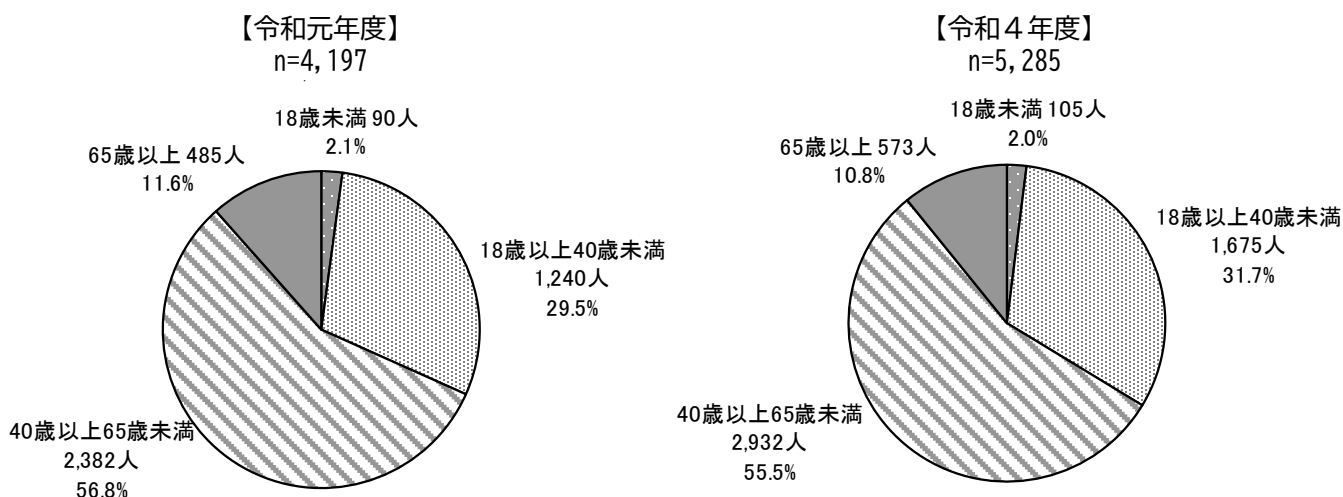


(4) 精神障害のある人

① 年齢区分別

令和4年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成割合は、40歳以上65歳未満の割合が55.5%（令和元年度56.8%）と最も多くなっています。令和元年度と比べると大きな変化はありません。

年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者

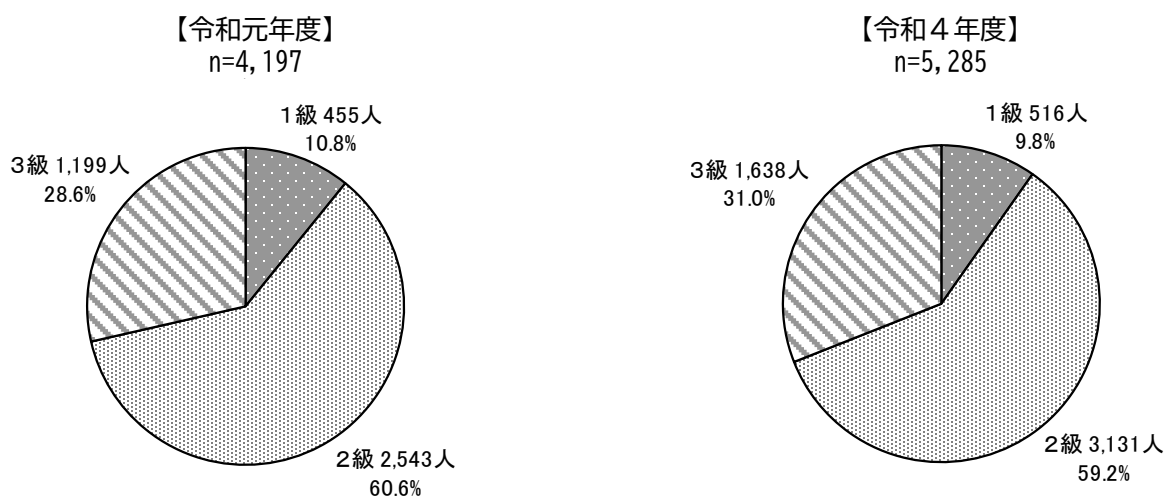


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

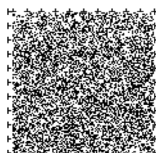
② 等級別

令和4年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成割合は、2級の手帳所持者数が3,131人（59.2%）と最も多くなっています。令和元年度と比べ、3級が2.4ポイント増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者

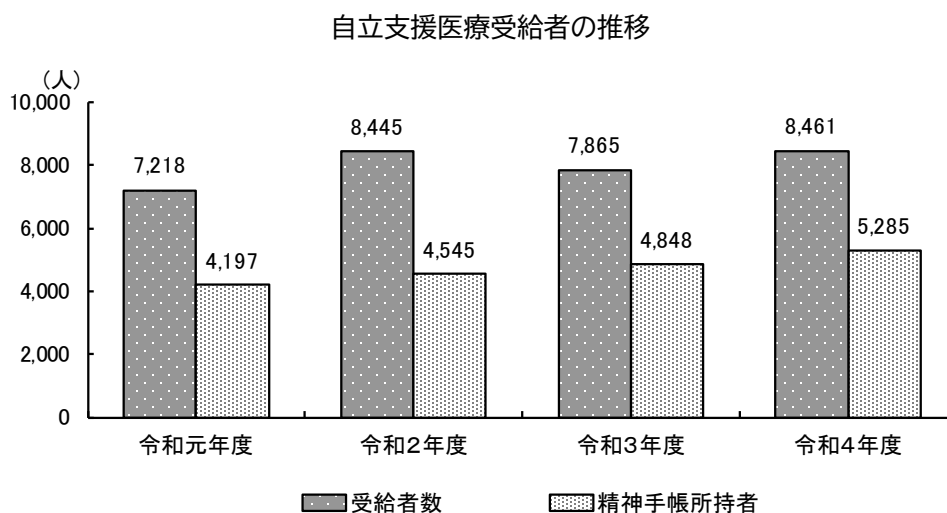


資料：庁内資料（各年度3月末現在）



③ 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、令和4年度における受給者数は8,461人で、令和元年度と比べると、約1.17倍増加しています。また、自立支援医療受給者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持する人の割合は年々増えており、令和4年度では、自立支援医療の受給者の約6割が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(5) 難病※のある人

難病者援護金は、市の単独事業として、昭和48年4月1日より施行しており、対象となる疾病に罹患している人またはその保護者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、援護金を支給する制度です。

令和5年現在、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(平成26年法律第50号)に基づく指定難病338疾患、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾病16疾患群、及び千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年7月1日施行)に基づく4疾患を対象疾患としております。

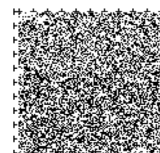
令和4年度において難病者援護金の支給者数は2,124人であり、令和元年度と比較すると減少しています。

難病者援護金支給状況

単位：人

種別	令和元年度	令和4年度
入院	59	56
通院	2,202	2,068
合計	2,261	2,124

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

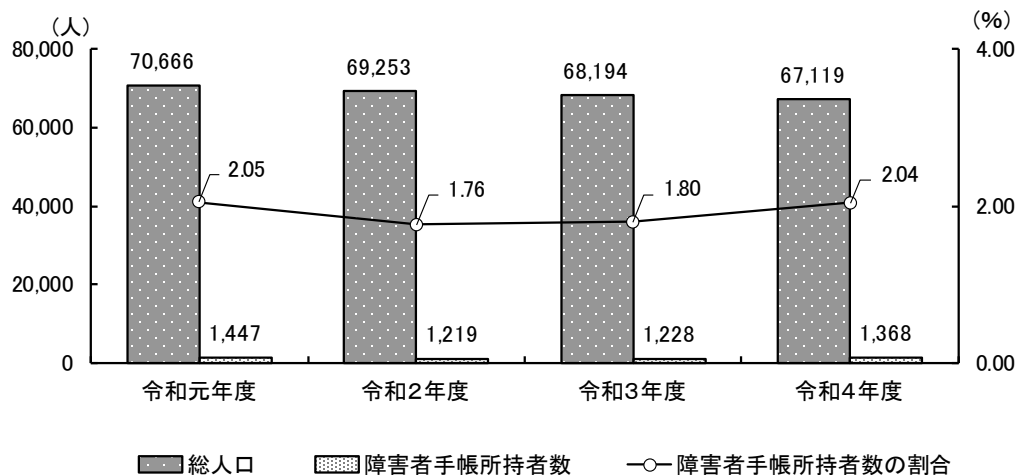


3 障害のある子どもの状況

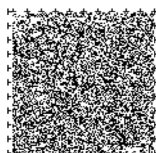
(1) 18歳未満の人口、18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は、令和元年度から減少傾向にあり、令和4年度で1,368人となっています。

18歳未満の人口、18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

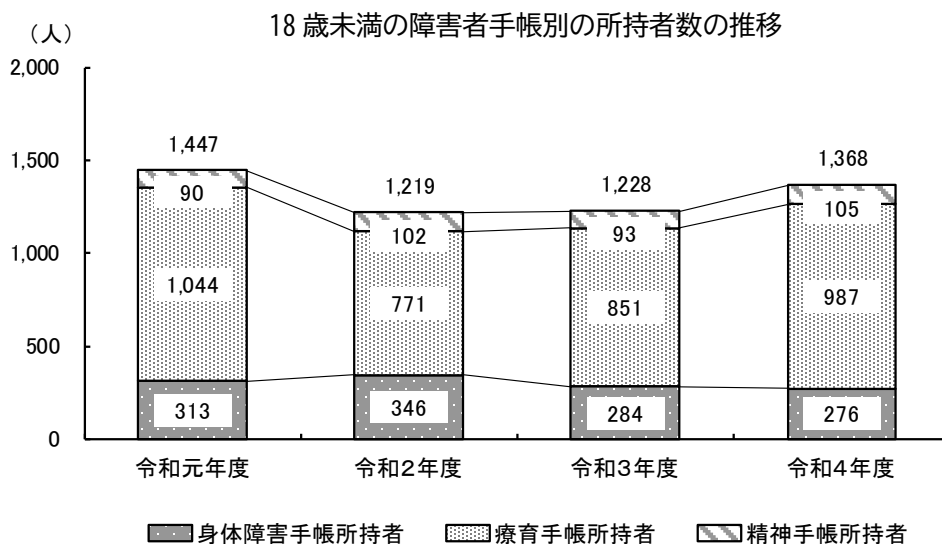


資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）
障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）



(2) 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

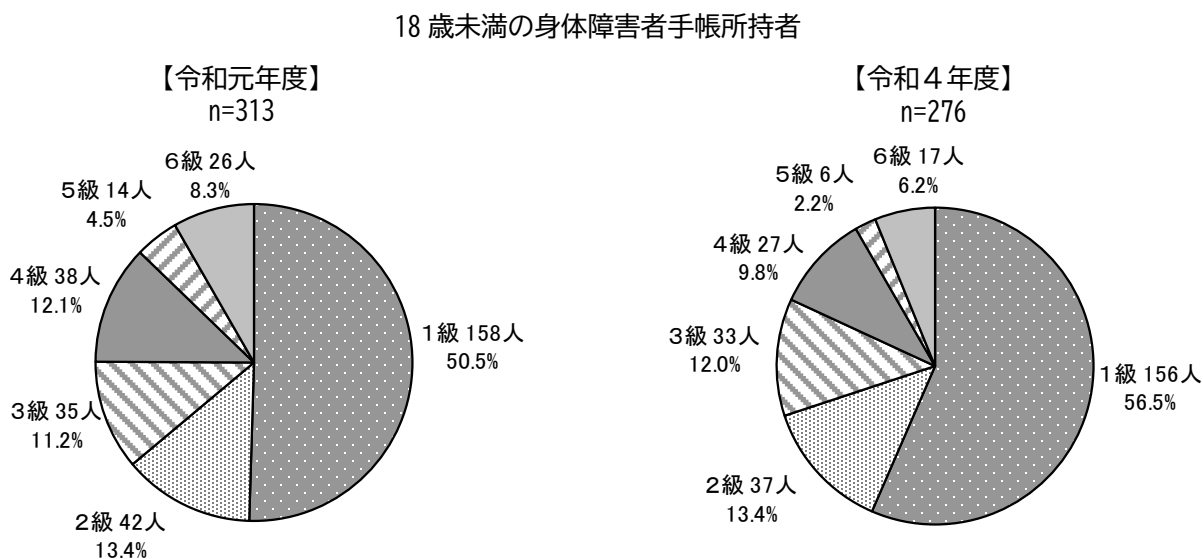
18歳未満の障害者手帳別では、令和元年度から令和4年度にかけて療育※手帳所持者が最も多く、次いで身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の順になっています。



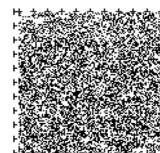
資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）
障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

(3) 身体障害のある子ども

令和4年度における18歳未満の身体障害者手帳所持者の等級別構成割合は、1級が156人で最も多く、次いで2級が37人となっています。令和元年度と比べると1級の割合が6.0ポイント増加しています。



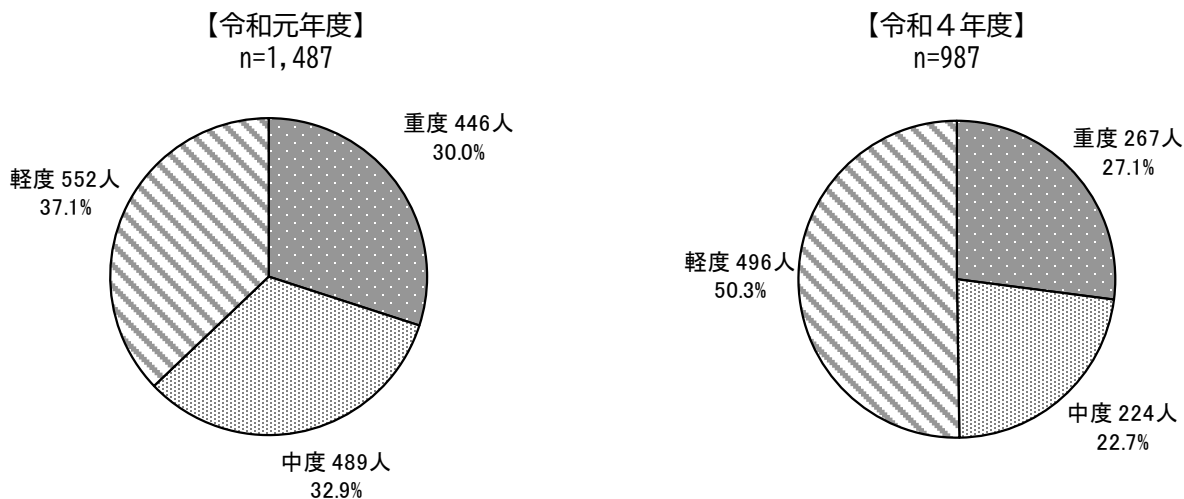
資料：庁内資料（各年度3月末現在）



(4) 知的障害のある子ども

令和4年度における18歳未満の療育※手帳所持者の程度別構成割合は、軽度の手帳所持者数が496人（50.3%）と最も多くなっています。令和元年度と比べると、軽度の割合が13.2ポイント増加しています。

18歳未満の療育手帳所持者

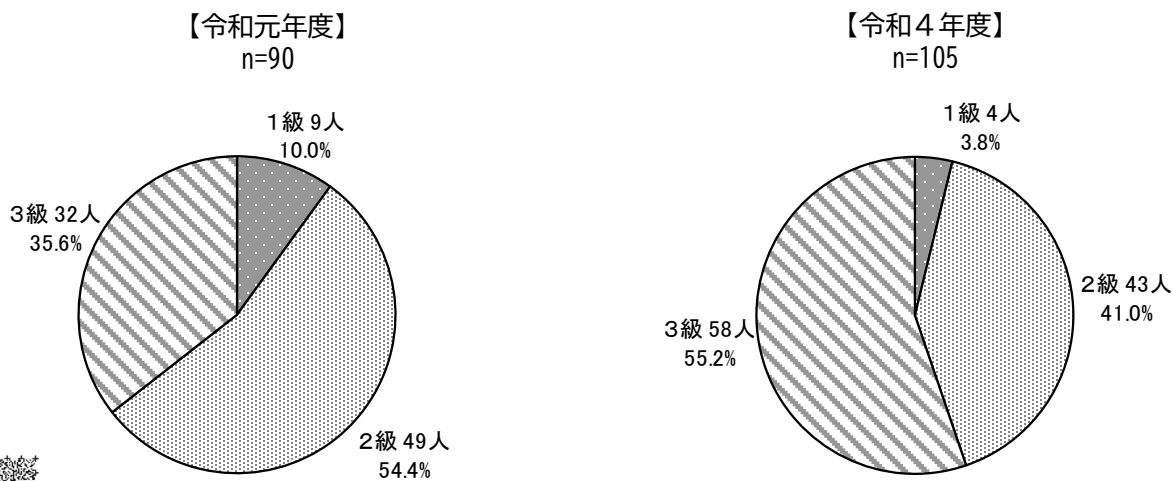


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

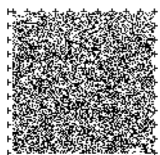
(5) 精神障害のある子ども

令和4年度における18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成割合は、3級の手帳所持者数が58人（55.2%）と最も多くなっています。令和元年度と比べ、3級が19.6ポイント増加しています。

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

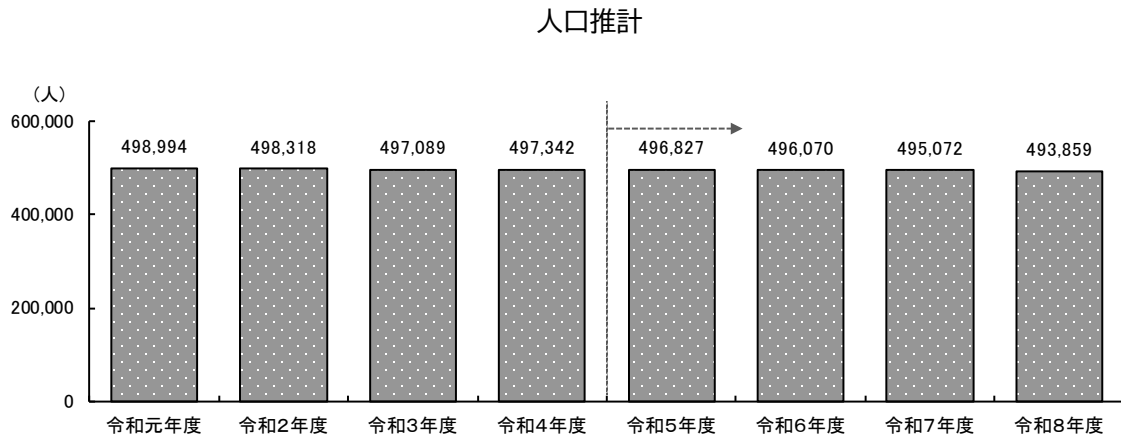


4 人口推計及び障害者手帳所持者数の推計

(1) 障害のある人・子どもの推計

① 人口推計

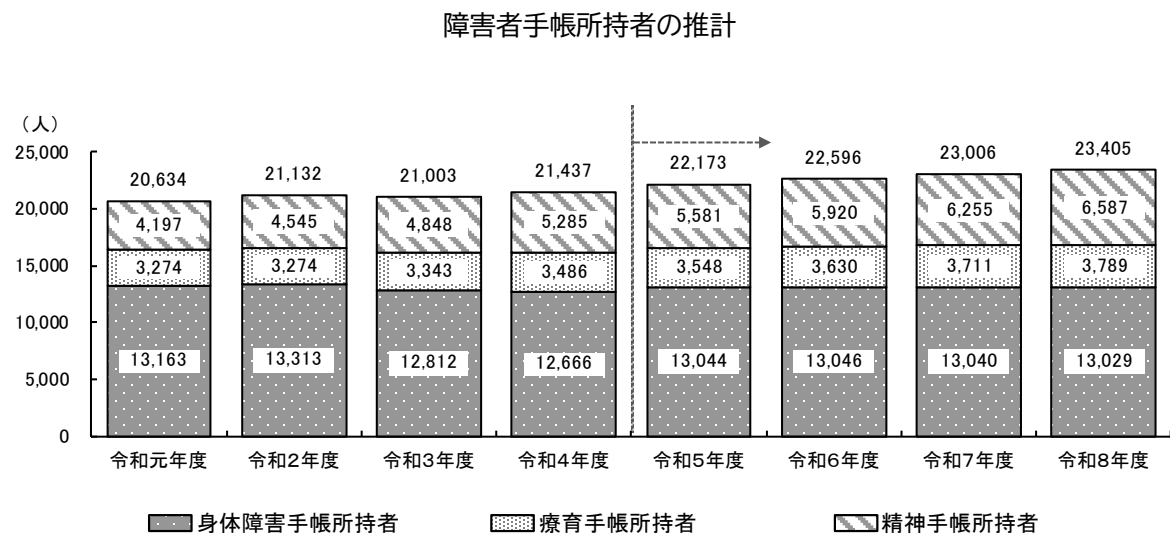
令和元年度から令和4年度3月末現在の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法*で算出しました。総人口は年々減少しており、今後も減少が見込まれます。



資料：各年度3月末現在

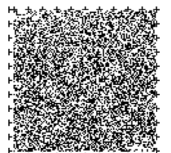
② 障害者手帳所持者の推計

障害者手帳所持者の推計については、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育※手帳所持者は増加が見込まれます。一方で、身体障害者手帳所持者については、令和5年度以降、緩やかな減少が見込まれています。



資料：各年度3月末現在

*過去の人口に対する障害者手帳所持者の出現率を算出し、過去の状況を踏まえた出現率の推計を行った。
また、推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数の推計を行った。

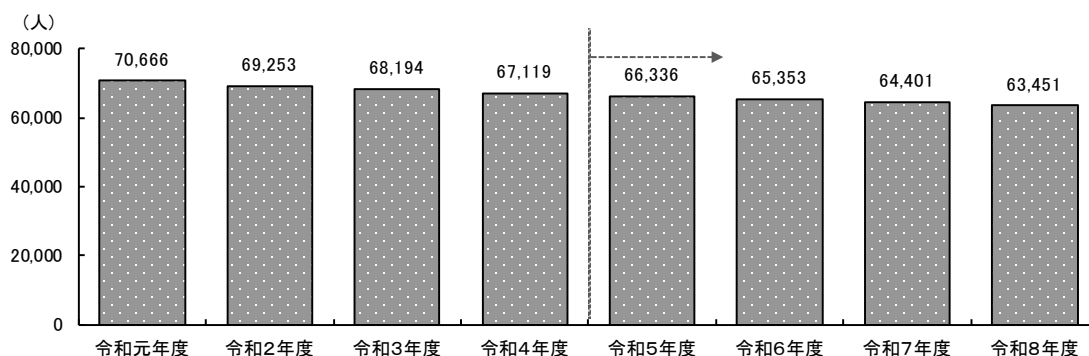


(2) 障害のある子どもの推計

① 人口推計（18歳未満）

令和元年度から令和4年度の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法*で算出しました。18歳未満の人口は年々減少しており、今後も減少が見込まれます。

人口推計（18歳未満）

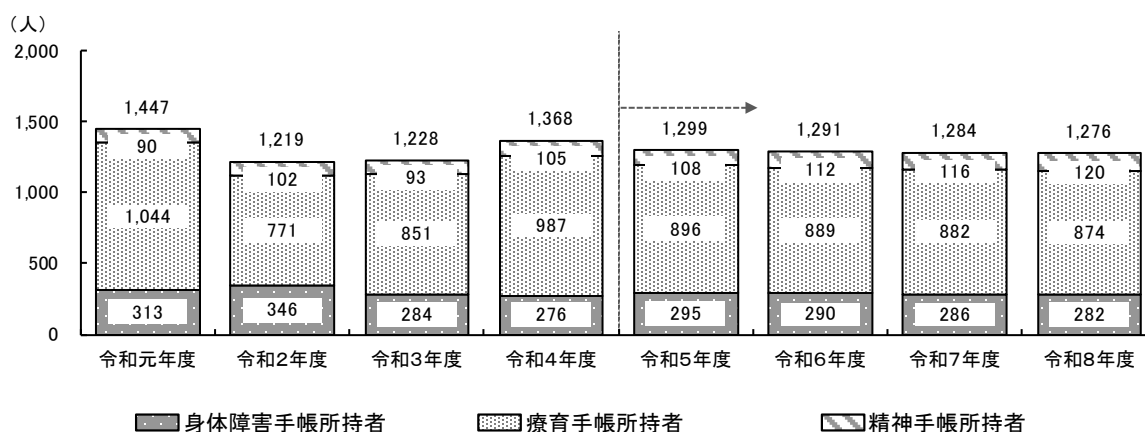


資料：各年度3月末現在

② 障害者手帳所持者の推計

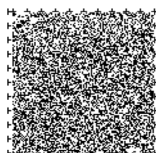
18歳未満の障害者手帳所持者については、今後も同程度の数値を推移していくことが見込まれます。

障害者手帳所持者の推計



資料：各年度3月末現在

*過去の人口に対する障害者手帳所持者の出現率を算出し、過去の状況を踏まえた出現率の推計を行った。また、推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数の推計を行った。

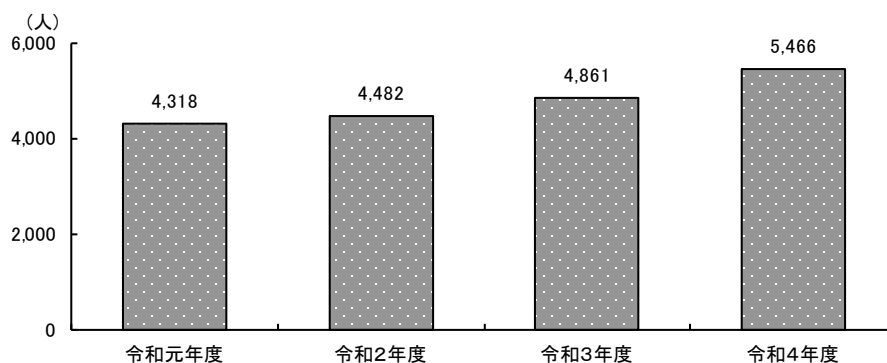


5 障害福祉サービス支給決定者の状況

(1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービス支給決定者数（18歳未満含む）の推移をみると、年々増加しており、令和4年度では5,466人であり、令和元年度の約1.2倍となっています。

障害福祉サービス支給決定者数の推移

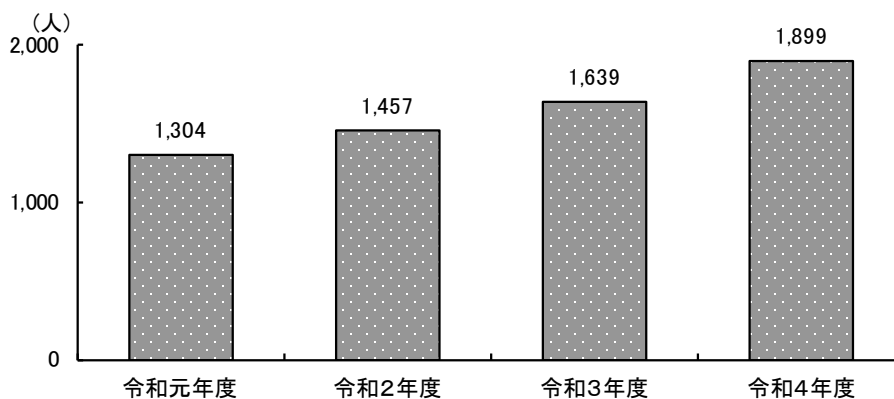


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

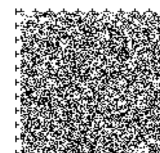
(2) 18歳未満におけるサービス支給決定者数

18歳未満のサービス支給決定者数の推移をみると、年々増加しており、令和4年度では1,899人であり、令和元年度の約1.5倍となっています。

18歳未満の障害福祉サービス支給決定者数の推移



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

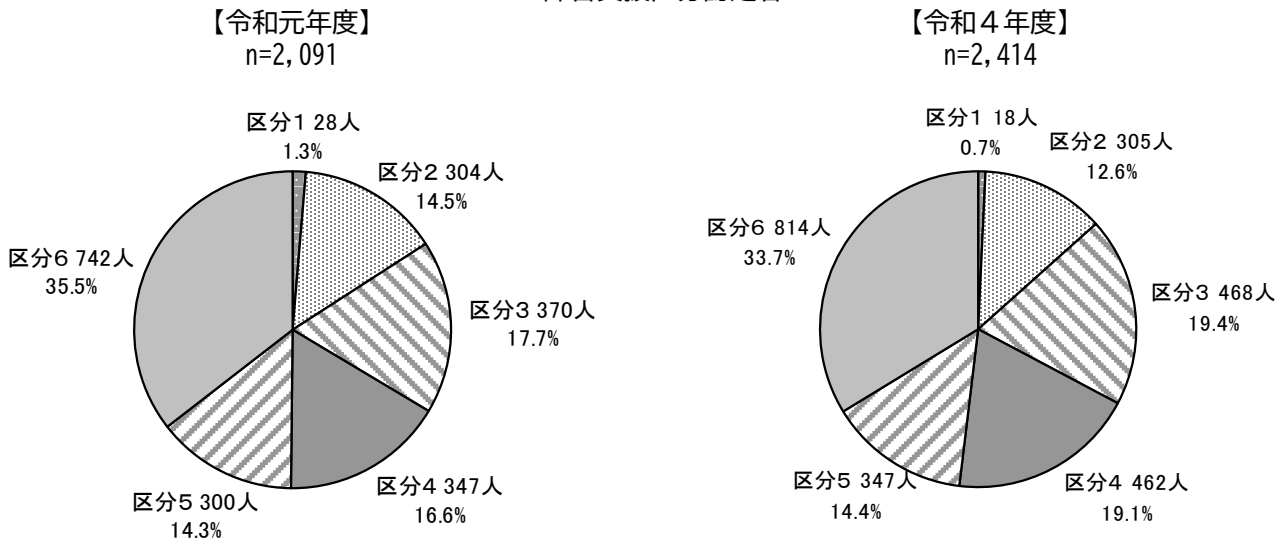


6 障害支援区分認定者の状況

(1) 障害支援区分認定者数の状況

令和4年度における障害支援区分認定者の構成割合は、区分6が814人（33.7%）と最も多くなっています。令和元年度と比べ大きな変化はありません。

障害支援区分認定者

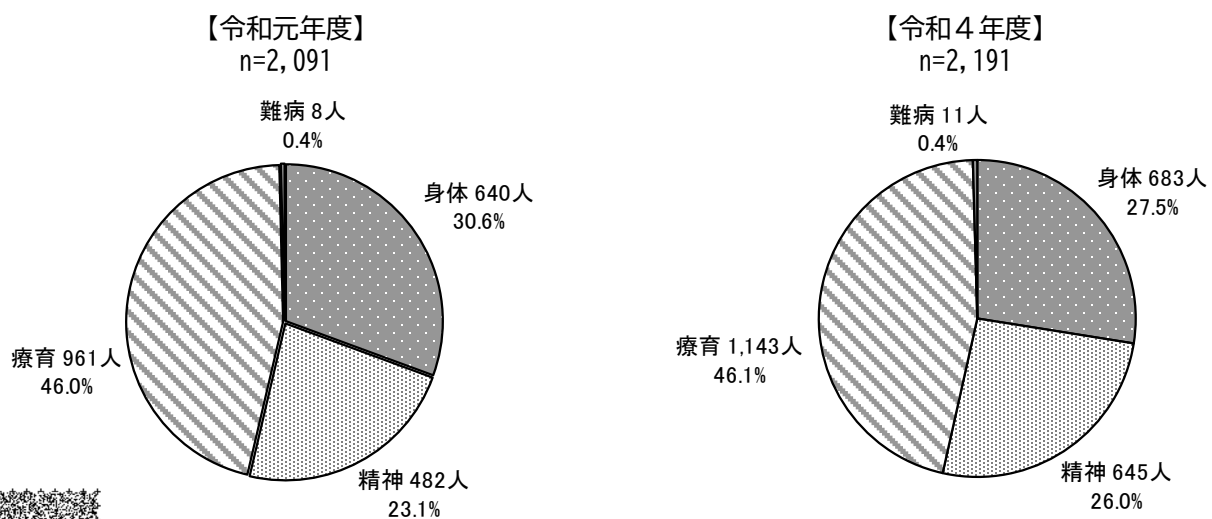


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

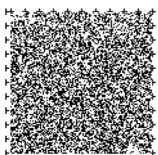
(2) 障害支援区分認定者における障害の種別等

令和4年度における障害支援区分認定者の障害の種別等をみると、知的障害のある人が1,143人（46.1%）で最も多くなっています。令和元年度と比べ、精神障害のある人が2.9ポイント増加しています。

障害支援区分認定者における障害の種別等



資料：庁内資料（各年度3月末現在）



2 松戸市障害者計画推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、松戸市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、松戸市障害者計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 障害者福祉に関する事業に従事する者
 - (3) 障害者の団体等を代表する者
 - (4) 関係行政機関を代表する者
 - (5) 本市の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

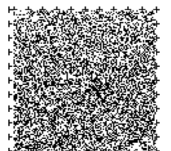
第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(部会)

第8条 協議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

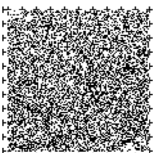
第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。
別表2に次のように加える。

松戸市障害者計画推進協議会委員	日額 8,500円
-----------------	-----------



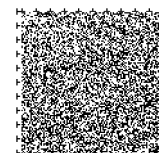
3 松戸市障害者計画推進協議会委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

(敬省略)

団体の名称等		役職名	氏名
学識経験者	弁護士		○萩原 得誉
	松戸市医師会	会長	◎川越 正平
	松戸歯科医師会	専務理事	塚本 康紀
	聖徳大学	准教授	大野 地平
障害者福祉に関する事業に従事する者	松戸市民生委員児童委員協議会	副会長	梶原 栄治
	特定非営利活動法人 L I F A C T	代表理事	江波戸 達郎
	社会福祉法人 松の美会	所長	藤木 仁美
	社会福祉法人 彩会	事務局長	橋本 めぐみ
	社会福祉法人 松里福祉会	施設長	荒井 貴行
	社会福祉法人 気づき	理事長	佐塚 みさ子
	社会福祉法人 まつど育成会	施設長	神定 由美子
	社会福祉法人 ウィンクル	事務局長	榎本 喬司
	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	会長	小川 早苗
	中央基幹相談支援センターC o C o	センター長	藤井 公雄
障害者団体	NPO法人 松戸市障害者団体連絡協議会	理事	澁川 彰子
関係行政機関	千葉県松戸健康福祉センター	センター長	古閑 比斗志
	松戸公共職業安定所	所長	常住 房夫
	千葉県立松戸特別支援学校	校長	高山 典子
	千葉県立つくし特別支援学校	校長	吉田 正巳
	千葉県立矢切特別支援学校	校長	山崎 雄次
市職員	松戸市教育委員会学校教育部	部長	石橋 聡
	街づくり部	部長	小倉 慎一
	子ども部	部長	伊原 浩樹
市民公募	市民公募委員		志田 菜穂子
	市民公募委員		小嶋 萌

◎は会長、○は副会長



4 用語集

【あ行】

アウトリーチ（72頁）

医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むこと。精神障害者の支援においては、治療中断者や引きこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階からの支援を行う手法。

一般就労（13, 51, 91, 92, 98頁）

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児（4, 7, 11, 12, 20, 22, 35, 46, 47, 48, 49, 82, 93, 94, 100, 103, 119頁）

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。

ウェブアクセシビリティ（15, 59頁）

高齢者や障害のある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

【か行】

基幹相談支援センター（4, 5, 8, 15, 16, 22, 59, 71, 72, 88, 89, 90, 94, 108, 109頁）

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

強度行動障害（90, 99, 100, 101頁）

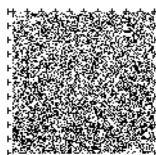
直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。また、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

権利擁護（9, 20, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 104, 108, 110頁）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障害（2, 30, 99, 101頁）

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。



合理的配慮（9, 10, 23, 32, 34, 53, 106頁）

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

公共サイン（79頁）

不特定多数が利用する公共性の高い標識、地図、案内誘導板等の総称。

公共職業安定所（54頁）

厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する組織。略称は職安、愛称はハローワーク。

心のバリアフリー（24, 26頁）

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、偏見や思い込みなどの意識を改め必要な行動を続けること。

コーディネーター（12, 89, 90, 93頁）

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために様々な要素を連絡・調整し、全体を取りまとめる人のこと。

こども発達センター（40, 41, 42, 49, 92, 93頁）

健康福祉会館（ふれあい22）内の施設で、心身の発達に遅れや心配のある子どもとその家族に対して総合的な支援を行っている施設。

発達障害の早期発見、早期療育を実現するため、お子さんの発達に関する相談、療育を行う相談診療部門と、障害のある就学前のお子さんを対象とする保育部門（通園施設）からなる。

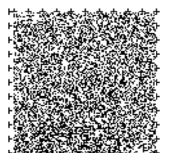
【さ行】

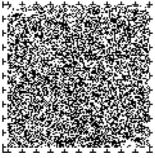
在宅医療・介護連携支援センター（4頁）

平成30年4月より松戸市医師会に委託し、困難事例への相談支援・アウトリーチなどを実施する、在宅医療と介護の連携を行うセンター。

作業療法（98頁）

身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不適合により、日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団に対し、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助のこと。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。





サービス等利用計画（16, 59, 97頁）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画のことをいう。指定特定相談支援事業者が作成する。

磁気ループ（75頁）

難聴者の聞こえを支援する設備で、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場をつくる。

児童発達支援センター（92頁）

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。松戸市においては、こども発達センターのこと。

市民後見協力員（4, 31, 111頁）

成年後見制度における法人後見活動を担う専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）とペアを組んでボランティアとして活動をサポートする市民。松戸市独自の取組み。

身上監護（111頁）

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

障害児通所支援事業所（5, 35, 40, 48頁）

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を行う事業所。

障害者虐待防止・障害者差別相談センター（34, 109頁）

すべての障害のある人に対する差別や虐待に関する相談や通報を受ける機関。

障害者差別解消法（4, 23, 31, 32, 34頁）

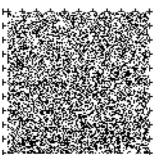
障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

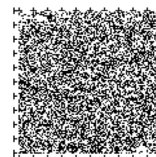
障害者週間（25, 29, 106頁）

平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者就労施設等（25, 52, 54, 55頁）

地域活動支援センターや生活介護、就労移行支援、就労継続支援等を行う施設。





障害者の権利に関する条約（4頁）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者福祉センター（13, 22, 56頁）

健康福祉会館（ふれあい 22）内の施設で、心身に障害を持った人が、家庭に閉じこもらず、地域社会へ参加できるよう支援します。機能訓練や社会参加促進を図る講座、陶芸・絵手紙などの創作活動やスポーツ・レクリエーションなどさまざまな機会を提供するとともに、障害者団体が企画する研修会や自主活動のための場所も提供する。

障害者優先調達推進法（4, 14, 54頁）

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することを目的とした法律で、国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定され、平成25年4月に施行された。

正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。

情報保障（82頁）

情報のやりとりを行う際に、障害の有無や内容にかかわらず、実質的に同等の情報が確保されるようにすること。特に障害のある人に対しては、障害特性に応じた代替手段を用いて情報を提供することが必要となる。

情報アクセシビリティ（5, 15, 22, 59, 60, 74頁）

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ（4, 53頁）

障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ること。

成年後見支援センター（4, 10頁）

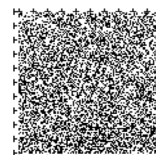
令和2年度から令和4年度まで松戸市が社会福祉協議会に成年後見制度の相談・広報等の業務を委託し、設置。

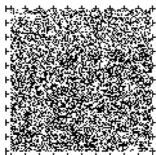
成年後見制度（4, 9, 10, 23, 24, 31, 33, 34, 106, 110, 111頁）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分であるため、財産の管理や契約などの法律行為における意思決定が困難である人に代わって、代理権を与えられた後見人等が行うことにより、その判断力を補い、保護支援する制度。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

成年後見相談室（5頁）

成年後見制度についての疑問や困りごとについての相談窓口として、令和4年度より新たに設置。





【た行】

地域活動支援センター（57, 116頁）

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅で障害のある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会（9, 19, 20, 23, 85, 106頁）

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方。

地域自立支援協議会（7, 35, 64, 85, 92, 109, 119頁）

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障害者関係団体等で構成される。

地域生活支援拠点（59, 60, 66, 89頁）

障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人、子どもの地域生活支援を推進する観点から、障害のある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域包括ケアシステム（88頁）

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される仕組み。

中核地域生活支援センター（30頁）

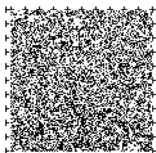
千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センター。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたる。

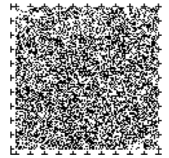
通級（4頁）

日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍していながら個別的な特別支援教育を受けることの出来る制度。

特別支援学級（11, 35, 43, 44頁）

小学校と中学校にある、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等の障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。





特別支援学校（27, 45, 117頁）

比較的重度の障害のある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として、都道府県により設置。

【な行】

難病（2, 14, 68, 126頁）

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活自立支援事業（24, 32頁）

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

ノーマライゼーション（86頁）

障害のあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

【は行】

ハートオン相談室（4頁）

障害のある人、保護者または障害のある人の介護を行う人などからの相談を受け、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行うことを目的に、障害種別ごとに設置された相談室。令和3年度に基幹相談支援センターを市内三圏域に新たに設置したことに伴い、ハートオン相談室は廃止された。

ハート・プラスマーク（106頁）

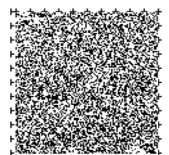
内臓に障害のある方を表したマークのこと。

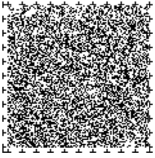
バリアフリー（4, 17, 20, 22, 24, 26, 77, 78, 79, 80, 81頁）

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者避難支援制度（17頁）

災害等が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある方など何らかの支援が必要な方に、ご本人の希望により、あらかじめ市に登録していただき、避難や安否確認などが地域の中で速やかに行うための体制を整備する仕組み。





避難行動要支援者名簿（17, 22, 46, 47, 77, 82頁）

災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者（要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者等）を掲載した名簿。災害時には自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防団、警察、消防の避難支援等関係者と情報共有して、円滑かつ迅速な避難支援に活用されている。

福祉まるごと相談窓口（4, 72頁）

福祉に関する困り事（ダブルケアの相談、サービスや制度を知りたい、どこに相談して良いかわからない等）の相談窓口。市役所本館1階 地域包括ケア推進課に設置。

ヘルプマーク（106頁）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

ペアレントトレーニング（94頁）

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

ペアレントプログラム（94頁）

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

法人後見（4, 31, 111頁）

法人が成年後見人として業務を担うこと。

法定雇用率（13, 22, 51, 54頁）

障害のある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）。

【や行】

ユニバーサルデザイン（4, 33, 81頁）

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

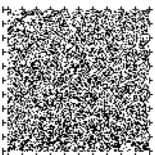
【ら行】

ライフサポートファイル（12, 42, 46頁）

支援を必要とする子どもや発達が気になる子どもの生活の様子や、見守っている人からの情報を、保護者が記録したり、書類を挟みこんだりして活用するファイル。ライフステージが変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながることを目的とする。

ライフステージ（11, 20, 22, 35, 36, 41, 42, 46頁）

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される段階。乳幼児期、学童期、思春期、成年期、壮年期、高齢期など。



理学療法（98頁）

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること。

療育（11, 20, 22, 35, 36, 37, 39, 40, 41, 42, 49, 69, 80, 122, 124, 128, 129, 130頁）

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味するとされており、身体や知的に障害のある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって基礎的な生活能力の向上を図ること。

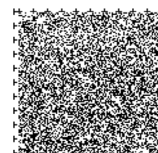
レスパイト（5, 12, 18, 35, 48, 100頁）

障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

【数字／英字】

NET119緊急通報システム（75頁）

聴覚や言語機能に障害のある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。通報場所特定機能やチャット機能等を向上させたもの。



まつど3つのあいプラン
第4次松戸市障害者計画
第7期松戸市障害福祉計画
第3期松戸市障害児福祉計画
(令和6年度～8年度)

令和6年3月

発行：松戸市 福祉長寿部 障害福祉課
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
電話：047-366-7348

